

TOHOKU GAKUIN ARCHIVES CENTER

# 東北学院史資料センター年報

## LIFE LIGHT LOVE

Vol.4  
2019.3.1



### 2017年度公開シンポジウム「平和憲法と鈴木義男」から

「平和憲法の成立と鈴木義男」  
「第一次世界大戦以降の平和思想と日本国憲法第9条」  
「鈴木義男の生涯」

古関 彰一  
油井大三郎  
仁昌寺正一

### 2017年度公開シンポジウム「東北学院史の可能性-『東北学院の歴史』刊行に寄せて-」から

「東北伝道への貢献」  
「シュネーターの院長就任と東北学院の「飛躍」  
- 1901(明治34)年～1926(大正15・昭和元)年 -」  
「地の塩」という生き方-大阪市立聾啞学校教師となった卒業生たち-  
「団塊の世代と東北学院」

日野 哲  
仁昌寺正一  
河西 晃祐  
齋藤 誠

### 寄稿

「東北学院大学土樋キャンパスの変遷について」  
「戦前期の東北学院で学んだ教育者たち(上)」

櫻井 一弥  
熊坂 大佑

### 資料紹介

『東北学院時報』に見る幻の『五十年史』

星 洋和

### 2018年度行事紹介

2018年度公開シンポジウム①「戦後平和主義と鈴木義男」開催  
2018年度公開シンポジウム②「戦時下の東北学院を語る」開催



# CONTENTS

---

## あいさつ

「歴史を読む」	院長 佐々木 哲夫 ……………	1
---------	-----------------	---

## 2017年度公開シンポジウム「平和憲法と鈴木義男」から

「平和憲法の成立と鈴木義男」	古関 彰一 ……………	2
「第一次世界大戦以降の平和思想と日本国憲法第9条」	油井大三郎 ……………	10
「鈴木義男の生涯」	仁昌寺正一 ……………	19

## 2017年度公開シンポジウム「東北学院史の可能性 -『東北学院の歴史』刊行に寄せて-」から

「東北伝道への貢献」	日野 哲 ……………	34
「シュネーダーの院長就任と東北学院の「飛躍」 - 1901(明治34)年～1926(大正15・昭和元)年 -」	仁昌寺正一 ……………	38
「地の塩」という生き方 - 大阪市立聾啞学校教師となった卒業生たち -	河西 晃祐 ……………	45
「団塊の世代と東北学院」	齋藤 誠 ……………	48

## 寄稿

「東北学院大学土樋キャンパスの変遷について」	櫻井 一弥 ……………	51
「戦前期の東北学院で学んだ教育者たち(上)」	熊坂 大佑 ……………	68

## 資料紹介

『東北学院時報』に見る幻の『五十年史』	星 洋和 ……………	90
---------------------	------------	----

2018年度行事紹介 ……………	94
------------------	----

2018年度公開シンポジウム①「戦後平和主義と鈴木義男」開催

2018年度公開シンポジウム②「戦時下の東北学院を語る」開催

受贈資料一覧(2018年1月～2019年2月) ……………	96
-------------------------------	----

東北学院の沿革 ……………	97
---------------	----



# 歴史を読む



院長 佐々木 哲夫

## 歴史の通底

歴史に思いを馳せるとき、過去の表層的事実の概観だけでなく、登場する人物たちに通底する人生観や価値観を読み取ることが大切です。2017（平成29）年は大学生協70周年にあたっていたということで、2018年度に生協主催の周年祭が様々な行われました。東北学院専門学校が大学へと再編される2年前、国学校協同組合連合会の発足とともに東北学院の学生消費組合の活動も開始されたということです。

## 賀川豊彦

『死線を越えて』で知られ、同時代の歌人と謝野晶子が「つつましく謙り しかも命と身を投げ出して 人と真理の愛に強き君」と評した賀川豊彦は、コープ神戸の前進である「灘購買組合」を創設した人物です。賀川は、明治学院神学部や神戸神学校で学んだ牧師で、横浜共立女子神学校で学んだ妻のハルとともに神戸下町の人々の中に住み共済活動に命をかけました。

彼は、人間の相互扶助を基礎とする社会の建設に関心を向け、消費者だけでなく生産者の共済共済にも心砕きました。東北学院神学部出身の牧師杉山元治郎（後の本学院第5代理事長）に農業の生産者組合である日本農民組合の活動を託し、自らは、友愛互助平和を志向する活動や生活協同組合運動に専心したのです。賀川の活動の原点は、「生活を守るための就職、病気や飲酒や労働負傷の克服、自由の獲得」という共済活動の価値観に基づくだけでなく、彼自身の実存的使命観に動機づけられたものでした。それは、生協と賀川の歴史の原点でした。

## 原点

賀川は、出生由来の幼少期の苦難や青年期の結核罹患という絶望の前半生の中で光明を見いだします。後者の経験は杉山やウェスレーとも共通しています。光明とは聖書の言葉です。聖句の奥から神の声を聞き、目に見えない不思議な力にとらえられるのです。それは、彼の活動と人生の方向を定めました。賀川の心を動かした聖句を引用します。歴史の原点の原点です。

野原の花がどのように育つかを考えてみなさい。働きもせず紡ぎもしない。しかし、言っておく。栄華を極めたソロモンでさえ、この花の一つほどにも着飾ってはいなかった。

（ルカ12:27）

田舎で育ち野の花に特別の親しみを覚えていた賀川は、この聖句に輝かしさを感じました。

一粒の麦は、地に落ちて死ななければ、一粒のままである。だが、死ねば、多くの実を結ぶ。

（ヨハネ12:24）

「一粒の麦」は、賀川の代表的著作の書名にもなっています。またJAの以前のロゴマークは、稲穂ではなく麦穂が十字の上に描かれていました。

神は、その独り子をお与えになったほどに、世を愛された。独り子を信じる者が一人も滅びないで、永遠の命を得るためである。

（ヨハネ3:16）

福音の中の福音と言われている聖句です。

## 原点は基準点

歴史の概観から歴史事象に通底する原点を読解することは重要です。原点を理解しなければ、今の位置も把握できず、進むべき方向も定まらないからです。歴史的事象の原点を基準点にして線や面を構築する作業が歴史の読解なのでしょう。本『年報』がその作業の一助になれば幸いに存じます。



# 平和憲法の成立と鈴木義男

和光学園理事長

古関 彰一

## I 憲法制定過程をどう見てきたのか

### 1) 帝国憲法から「新憲法」へ

日本国憲法の制定過程は、長い間その全貌が解明されずに時間を過ごしてきたように思えてならない。

それを象徴する用語の一つとして「日本国憲法」を「新憲法」と称してきたを挙げることができよう。いつまで「新憲法」という言葉が使われてきたのか、確かな年月を挙げることはできないが、たぶん、1970年代の初め頃までは、使われてきたように思える。確かに「新」は、「戦後」が遠くなるに従って使われなくなったことは、当然であるが、事はそればかりではないことに気付くのである。

いうまでもなく「新憲法」は公式文書にはまったく現れない。公式には「日本国憲法」である。それは、前憲法の「大日本帝国憲法」（一般には「明治憲法」とか「帝国憲法」と言われた。ここでは「帝国憲法」を用いる）であり、その憲法を「改正」してつぎの憲法をつくる手続きをしたのである。つまり帝国憲法第73条に従って天皇の発議による改正手続きで日本国憲法を選んだのである。

もちろん、帝国憲法を廃止・断絶し、まったく新しい憲法をつくる選択肢もあったわけであるが、それはまさに「新憲法」であり、「帝国憲法を廃止すること」は、天皇制の廃止を意味し、革命を意味したのである。

米国政府は、日本占領開始時点においても戦後の憲法や天皇制のあり方について、その最終結論を避けていた。憲法のあり方や天皇制のあり方を決定したのは、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）であった。GHQは、かなり早い段階から、天皇制を残し、昭和天皇を戦犯から除外し、つぎの憲法を帝国憲法の改正とする方針を決めていた。それを受けて日本政府も「帝国憲法改正要綱」を公表している。

にもかかわらず、「帝国憲法改正要綱」が公表されて以来、政治家も憲法学者もマスメディアも「新憲法」と称したのであり、「帝国憲法改正」などと称したものは、ほとんどいなかったのである。それ

はなぜか。もちろんその理由は明確に書かれていないが、政府の「帝国憲法改正要綱」は、その段階ではGHQの憲法案を下敷きにしていたことは「極秘」であり、GHQ案が出される以前の政府案とはまったく異なり、政府に手交されたGHQ案は、天皇の法的地位も、統治機構のあり方も、人権規定も、そしてなによりも平和条項も、内容上はまったく新しい規定がなされていたのであった。

それはまさに、多くの国民にとって、否、政府から見ても内容上は「新憲法」以外の何物でもなかったのであった。従って、この帝国憲法とまったく異なる権利・権限規定は、その後も長い間「民主憲法」として、戦後政治の「新しさ」を象徴するものとして多くの国民に迎えられてきたと見ることができる。

しかし、GHQから見れば、もちろん憲法案は民主主義に合致し、人権尊重を内容とする憲法を目指したことは言うまでもないが、帝国憲法の改正であるから、形式上の継続性を目指していたことも事実であった。一見して明白な事実を挙げれば、「第一章 天皇」に始まる章別は、「第二章 戦争の放棄」と「第八章 地方自治」を除いて、日本国憲法は「新憲法」どころか、帝国憲法とはほぼ同一の形式を採ったのである。

### 2) 憲法「押しつけ論」の登場

日本国憲法が公布されたのは、1946（昭和21）年11月3日であり、施行されたのは47年5月3日であったが、その前後から東西ヨーロッパの対立関係は始まり、アジアにおいても48年から中国では共産党が勢力を増大させ、翌年の10月には中華人民共和国を成立させ、朝鮮半島ではその前後に共産党政権の朝鮮民主主義人民共和国と米国政府に支持された大韓民国が相次いで対立的な独立国家を樹立し、50年6月には朝鮮戦争が勃発することになった。冷戦政策の本格化である。

こうしたなかで、朝鮮戦争中の1952（昭和27）年に日本は講和・安保二条約を通じて米国陣営に属す

ることを明確にし、再軍備に向かう。再軍備を合憲化するためには、憲法改正が必要になり、50年代半ばから自由民主党を中心に改憲を唱え、それに反対する社会党を中心に護憲を唱えることになる。

従って、憲法改正問題とは米国の政治体制に立つことを可能にする一手段にされてしまったのである。時期的には、「有史以来」の占領体制が終了したばかりであり、改憲勢力から見て憲法は米国人がつくった憲法であることを強調することによって、日本人のナショナリズムに訴えて、有権者の歓心を得ようと判断したことは不思議ではない。日本国憲法は米国政府の政策ではなかったにもかかわらず、「アメリカ仕込み」であり、占領統治下で権力を有した米国「軍人」の「押しつけ憲法」であったと主張することになったのである。

しかも、改正内容は日本のための再軍備や天皇の元首化、人権の制限であり、そこに流れる憲法理念は、帝国憲法化であったので、仮に「日本復興」を願う日本国民が賛成しても、米国はじめ近隣諸国の反発を招くであろうとの推測は及ばなかったと見ることができよう。

そもそも憲法改正の議論は憲法論として生じたものではなく、全くの政治論であったために、議論の内容は、制定過程については「押しつけ憲法」だったのか否か、あるいは第9条の是非といった立法過程の事実関係の検証などとは程遠く、さらにまた、憲法改正が近代憲法として、あるいは立憲主義との関係で憲法論として論じられることはなく、全くの政治論として、つまり「GHQ（あるいは米国）対日本政府」の対立関係として論じられてきたのである。

こうした憲法制定過程論は、ながく憲法改正の是非の一環として論じられ、なかでもGHQ案が日本政府に手交されるまでの内容を、1956（昭和31）年に自民党が中心になってつくられた政府の「憲法調査会」の報告書（中間報告）が出される1964年まで続くことになった。

つまり、日本国憲法を否定的に考え憲法改正を指向した側も、肯定的に考え憲法改正に反対した側も、どちらも日本国憲法を「新憲法」と見てきたので、日本国憲法が帝国憲法の改正であったが故に、単純な「押しつけ」ではなく、様々な点で憲法論として論ずる必要があったにもかかわらず、この間の議論が多く国民にとって「GHQ（あるいは米国）対日本政府」の対立構造こそ憲法制定過程認識そのものとして固定化され、しかも長期間にわたって固定化されてしまったと見ることができよう。

### 3) 制定過程における民間憲法案の意義

しかし、憲法制定過程の研究が進むに従って、憲法制定過程を「GHQ（あるいは米国）対日本政府」の構図が妥当でなかったことが判明しはじめることになった。

それは「GHQ（あるいは米国）」の内部にも、さらには「日本政府」側にも一枚岩ではなく、さらには、政府の外には「民間憲法案」が存在し、しかもGHQ案の起草にあたり、民間のグループの憲法案がGHQ案の作成に影響を与えていたことなどが判明し始めたことであった。

「民間の憲法案」とは、政党、知識人のグループ、個人などが起草した憲法案、当時の言葉で言えば「私擬憲法」を意味した。これらの案は、当時の新聞等で公表されていたが、憲法制定過程が憲法改正問題として世論の注目を浴びる1950年代半ば以降になると、先に示したように「GHQ（あるいは米国）対日本政府」の対立関係が中心となり、民間の政府案はほとんど議論の埒外に置かれてしまっていた。

しかし、実際はGHQ内部にあっては極めて保守的な政府案よりも民間の憲法案が注目されていた。なぜならば占領にあたっての連合国の合意であったポツダム宣言こそが「最高法規」であり、制定される憲法案は「民主化と非軍事」でなければならなかったからであった。なかでもポツダム宣言と合致した「憲法研究会案」には強い関心が持たれた。

憲法研究会は、少数の自由主義的な知識人が中心のグループであり、憲法案は、「統治権は国民より発す」とした国民主権を定め、天皇の地位については「天皇は栄誉の淵源にして国家的儀礼を司る」とし、帝国憲法の天皇が「統治権の総攬者」とした天皇主権規定を改めて「国家的儀礼」の地位に変更した。また人権については、精神的自由権の総論的規定として「学術、言論、宗教等の自由を妨ぐる如何なる法令をも発布することを得ず」と、「如何なる法令をも発する」ことを禁ずる規定とし、帝国憲法が人権を「法律の範囲内」としていた規定を改めた。

このような憲法案を起草しえたのは、同研究会で主導的な役割を果たした鈴木安蔵の影響が大きい。鈴木は福島県出身で、西田幾太郎の哲学を学ぶ目的で京都大学に入学するが、その後、自由民権期の私擬憲法の研究に携わるようになった。それは昭和初期のことであったが、このような研究に携わる研究者は当時は稀であり、鈴木は著作は発売禁止となり、鈴木自身逮捕・投獄されている。

しかし、自由民権期の憲法案を軍国主義国家の下

で研究してきたことは、戦後になると帝国憲法を民主化することを構想してきたGHQから注目されることになった。なかでも、天皇を「国家的儀礼」と位置付けたことは、占領開始時点でも天皇の地位をいかにすべきか、決め兼ねていたGHQに大きな影響を与え、結果的にはGHQ案で天皇を「国民統合の象徴」と定めることになったと考えられる。

つまり、「GHQ（あるいは米国政府）対日本政府」という対立の図式は成立せず、民間の憲法案の役割を考慮することなしに憲法制定過程は論じられないことが浮かび上がってきたのである。この憲法研究会案の全貌は鈴木<sup>1</sup>の著作『憲法制定前後』であり、1977（昭和52）年のことであった。それは同時にまた「自由民権100年」にあたる時期でもあり、憲法を「国権」の視点からではなく、近代憲法の権力分立と人権の視点から見直すことにもなった。

そればかりでなく、1950（昭和25）年からの憲法改正論では、GHQが、なかでもマッカーサーが一方的に作成したとされてきたが、研究が進むにしたがって、GHQの憲法起草方法に米國務省は疑問を持っていたことが明らかになった。

GHQがその組織内で一方的に憲法改正案を起草し、日本政府側に手交したことを知った國務省、あるいは國務省の米国側極東委員会委員は、ノースウエスタン大学の政治学者であり、日本研究者でもあるケネス・コールグローブを東京に派遣することにする。コールグローブは、日本訪問にあたり國務省から「GHQ憲法問題担当政治顧問」という肩書を得ていたが、この肩書を日本国内で公<sup>889</sup>にすることはなく、もっぱら「政治学教授」として振る舞ったのであった。

しかし、その一方で東京訪問のなかで多くの日本人の学者、政治家等の知識人と直接会い、GHQ起草の憲法案を基にした日本政府の「帝国憲法改正要綱」について意見を聴いている。ところが、多くの日本人の意見は、國務省の高官の意見と異なり、「要綱」ばかりでなく、マッカーサーの民主化政策に関しても極めて好意的であることを知る。そこでコールグローブはトルーマン大統領に宛てて書簡を送り、マッカーサーの政策に賛意を示し、「最高司令官は古い専制的憲法を廃止し、民主的憲法を最も短時間で採択しようとする正しい計画を持っています」と、改正手続きを修正する必要がないことを強調したのであった。

つまり、「GHQ案を押し付けられた」と単純に結論を出すことは事実<sup>890</sup>に合致せず、米国政府内でも

GHQの改正手続きに疑問を感じ、コールグローブという米国の政治学者を送り込んで日本側の意見をコソコソ聴取し、日本側でも好評であることを確認していたのである。ただこうした事実が知られるのは、1990（平成2）年以降であるが、この頃から、日本国憲法は「GHQ（あるいは米国）対日本政府」という単純な構図は完全に崩壊したと言えるのである（古関彰一『新憲法の誕生』中央公論社、1989年）。

#### 4) 新しい史料の公開

このように、憲法制定過程の研究は、「GHQ（あるいは米国）対日本政府」という構図から、日本の民間の憲法案がGHQに影響を与えていたこと、さらには日本の知識人のGHQ案への評価を米国政府が知っていたことなど、新しい事実を踏まえた認識へと変化を遂げてきたことを知ることができる。

しかし、こうした制定過程の認識の広がりにもかかわらず、この段階では政府の憲法案が帝国議会で、いかなる議論をしてきたのかといった点について、ほとんど知られてこなかったのである。

いまの国会にあたる当時の帝国議会は、貴族院と衆議院から構成されていたが、衆議院に限って説明すると、政府の憲法草案はまず衆議院本会議に上程された後、72名からなる「帝国憲法改正案委員会」（特別委員会）に付託された。委員長は、第一党の自由党の芦田均が互選された。その後特別委員会での議論のなかで、政府草案について各条毎に共同修正案を作成するために、芦田を委員長として、より少数の委員による小委員会を設置した。この小委員会は、通常の委員会が行う討論形式で審議するのではなく、一条ごとに懇談形式で審議し、語彙の選択に至るまで審議・確定したのであった。ただし、議事録は「当分の間、非公開」とされ、通称「秘密議事録」と言われることになった。

このような過程を経て憲法審議は進められたのであるが、議論の内容から考えると小委員会の審議こそが最も重要であったことがわかる。ところがその小委員会の議事録は「当分の間、非公開」とされ、公開されたのは、なんと戦後50年にあたる1995（平成7）年のことであった（『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録（復刻版）』現代史料出版、2005年。同書の古関の解説。）

つまり、立法府の審議内容という最も基本的かつ重要な議事録を知らされることなく、半世紀近くにわたり「憲法制定過程の骨格」が知られることなく、改憲・護憲などの議論がなされてきたのである。し



かも「秘密議事録」が公開されてみると、委員の中で最も意義のある発言をし、多くの平和と民主主義のために政府の憲法案に対する修正意見を出していたのは鈴木義男であった。

### 5) 制定過程史から見た鈴木義男

鈴木義男は、先述の憲法研究会を主導した鈴木安蔵とともに福島県の出身であり、戦後第1回の衆議院議員選挙に社会党所属の候補者として立候補し、当選する。鈴木義男が傑出した活躍を示したのは、先述の小委員会での審議であった。なかでも、戦争放棄条項を定めた憲法第9条の政府案の修正であったが、この点は後述のⅢに譲り、ここでは、鈴木政府案に対する修正の意義を述べておきたい。

よく知られているように日本国憲法はGHQの強い影響力の下でつくられた。

しかし、それにもかかわらずGHQが意図していなかった、あるいはアメリカ憲法にもない条文を小委員会の審議で盛り込んでいるのである。

それはGHQが第9条で「戦争の放棄」のみを定めていたことを受けて、政府案も「戦争の放棄」のみを定めていたのに対し、小委員会では「戦争の放棄」の目的に「国際平和を誠実に希求」することを追加修正したことであった。

政府案の第9条1項は、「国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを放棄する」と定めたが、修正案は、以下の下線部を追加したのであった。「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」

そもそもGHQ案を基にした政府案は、日本が二度と戦争ができない法制度を構築することが目的であって、マッカーサーが起草した憲法案の三原則（通称「マッカーサー三原則」）では、「戦争の廃止」と書かれていたほど、戦争を禁ずることを主眼においていた。それは連合国から見れば、日本が二度と戦争ができない国にすることはポツダム宣言の基本原則であり、その下で宣言を実施する義務を負うGHQにとって、「戦争」を否定する憲法を起草することは当然なことであり、「平和」を目的とする憲法を起草することではなかったのである。

それとともに、上記の政府案と小委員会の修正案を比較してみると小委員会案を修正した意義は「平和」を追加したのみではないことに気付くのであ

る。上記の案を比較してみると、政府案の主語は「戦争」であり、述語は「放棄する」であった。これに対し修正案の主語は「日本国民」であり、述語は「永久にこれを放棄する」である（日本語の表現は、主語・述語が文章の中で離れているので、その関係がわかりにくいだが、英訳文はthe Japanese people forever renounce warとあり、明快である）。つまり、この修正によって、「戦争の放棄」の主体は「日本国民」となり、国民の権利になったのである。この条文の追加修正を推進したのは芦田委員長とともに鈴木義男であった（古関彰一『日本国憲法の誕生 増補改訂版』岩波現代文庫、2017年）。

さらにまた生存権の修正もまた画期的であった。政府案は「第23条 法律は、すべての生活部面において、社会の福祉、生活の保障、及び公衆衛生の向上及び増進のために立案されなければならない」とあったが、修正案は、政府案第23条の前に1項として「すべて国民は健康にして最小限度の文化的水準の生活を営む権利を有する」を加え、政府案第23条を2項とする修正案を提出した。その経緯を鈴木義男は後にこう回想している。

（修正案の第23条1項は）社会党の森戸辰男さんと私とで相談をいたしまして、ぜひこれを入れてもらいたい。これはドイツ（ワイマール）憲法では、人間に値する生活、メンシェンヴェルディゲス・デアザインという憲法の規定があつて、実にわれわれをして感奮興起せしめたものでありますが、日本でも一つ、ああいう規定がなくちゃおもしろくないというので、人間に値する生存を保障するというような言葉にしたいと思って、それじゃあまり直訳外国語を聞いているような気がしますから、そこで考えた結果、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」こういう言葉に直したわけでありますが、とにかくこれはわれわれが希望して入れていただいたわけがあります。（鈴木義男口述「私の記憶に存する憲法改正の際の修正点」第24回国会参議院内閣委員会会議録第38号、1956年）

この修正第23条1、2項は、最終的には現憲法で第25条1、2項となる。鈴木も森戸もワイマール期にドイツに留学しており、そこでの知識が戦後の憲法制定期に生かされたことになる。つまり、自由権中心のアメリカ憲法にない、GHQ案にもなかった条文を日本国憲法の制定過程の中で創出することに成功したのである。

この修正にあたって、GHQはなんら反対することなく「押しつけ」どころか、受け入れているのである。その意味でも「GHQ対日本政府」という対立の図式も、「アメリカ人对日本人」の図式も成り立たないのである。しかも第9条も第25条も今日に至るまで重要な意義を持ち続けている条文を、鈴木義男が中心となって修正したことになる。

「GHQ（米国政府）対日本政府」という図式は、「民主憲法対非民主憲法」の対立であったと見ることができよう。

## II 激動の時代を生きた鈴木義男

### 1) 激動の時代の3年間

いまから見ると、憲法制定過程は一大政治改革と見られがちである。たしかに、日本国憲法は「新憲法」と呼ばれたように帝国憲法とまったく違った内容の憲法であり、その下に帝国憲法下になかった新たな基本法として、衆参両院がつくられ、選挙法も新たに定められた。内閣も帝国憲法とは権限を異にして内閣法が新たにつくられた。裁判所も、裁判所構成法から裁判所法になり、裁判は「天皇の名の下に」行われた帝国憲法から「裁判官の独立」が認められた。

そればかりか、基本法の中核を占める民法のように財産法部分は帝国憲法下の民法とほとんど変わらなかったが、家族法（親族法）・相続法部分は全面的に改正された。刑事手続きを定めた刑事訴訟法も全面改正された。

これらの一大改革がわずか3年前後で行われたのである。しかも、多くの国民にとって、ほんの数カ月前までは「神州不滅」を唱え、またその精神を信じていたのであるが、それが急転直下全面否定されたのである。「軍国日本」は、一転して「平和国家日本」へと衣替えした。

ところが、それはわずか3年前後が経過するとともに、「平和国家日本」が再転換して「再軍備」を唱えることになったのである。つまり、日本国憲法がつくられる短い時期を前後して、日本政治は転換から再転換を遂げたのであった。

従ってこの時期の政治家は、敗戦から民主化（憲法改正）、その後の再軍備へと政治が激動するなかで、政治的選択を迫られたのである。ここでは、鈴木義男の周辺で、憲法制定にあたった人々がその後の再転換のなかではいかなる選択をしたのかを検証してみたい。

### 2) 民主化改革から経済復興へ

最初に日本国憲法の誕生にあたって鈴木義男と最も政治的行動を共にした「同志」であったと言ってもいい森戸辰男である。森戸は、東京帝大経済学部助教授の頃、1920（大正9）年に無政府主義者・クロボトキンの社会思想の研究で起訴され、有罪判決を受け東大を辞任。翌年ワイマール期のドイツに留学し、帰国後労働者教育に携わった。

戦後は、最初の衆議院議員選挙で鈴木とともに社会党所属で立候補して当選。憲法制定にあたり、鈴木義男とともに憲法の国民権、生存権などの政府案の修正にあたる。森戸は、「平和」にも多大な関心を注ぎ、憲法案が具体的に議論を始める以前の1946（昭和21）年の1月に雑誌『改造』で「平和国家の建設」と題する論文を掲載し、「平和国家を建設することを目的とするを以て従来の権力国家観を一掃し、国家は国民の福利増進を図る主体たることを明らかにする」と論じたのであった。

この時期、森戸は意気揚々としており、翌年に省庁の中堅幹部を集めた講習会で「新憲法のもとでは、暴力革命によることなく国会民主主義の方法で資本主義が社会主義へ移行行く可能性が与えられた」とすら述べていた。

森戸はその数か月後に片山内閣の、その後は芦田内閣の文部大臣となるが、その後は1950（昭和25）年に社会党からも政界からも去り広島大学学長となり、その後は保守政権の教育改革に携わる。こうして、森戸は再軍備のための憲法改正が叫ばれる頃には、鈴木義男とはだいぶ距離を置く関係に変わっていったのであった。

### 3) 民主憲法から憲法改正へ

芦田均も森戸同様、あるいはそれ以上の振幅で、政治的変化を示した。戦前は外交官から政治家になり、戦後、保守政党・日本自由党を結党。憲法制定にあたっては、保守政治家のなかでめずらしく積極的に行動し、衆議院憲法改正特別委員会、同小委員会で委員長を務める。小委員会では鈴木義男とともに、党派を超えて各条文の確定にあたった。なかでも第9条1項の「戦争の放棄」の目的に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を付加した修正はまさに鈴木発言に誘発された結果であった。

委員長として衆議院本会議での憲法改正特別委員会での報告では、憲法第9条の持つ意義をこう述べていた。「改正憲法の最大の特色は、大胆率直に戦

争の放棄を宣言したことであります。これこそ数千万の人命を犠牲にした大戦争を体験して、万人の齊しく翹望する所であり、世界平和への大道であります」。

ところが、憲法が公布された後になると、第9条の「陸海空軍その他の戦力」の不保持は、侵略戦争の場合だと、こう論じたのであった。第9条2項にある「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」の前に「前項の目的を達するため」を挿入した（通称「芦田修正」）が、これは「私の提案した修正であって、これは両院でもそのまま採用された。従って戦力を保持しないというのは絶対にではなく、侵略戦争の場合に限る趣旨である」（通称「自衛戦争合憲論」）。

このように主張して、その後は自衛隊を合憲とする憲法論を唱え、さらには憲法改正を主張するようになった。憲法制定からほんのわずかな期間を経て、平和のために戦争の放棄を考えた芦田は、自衛のためなら戦争を可能にするという、およそ鈴木義男の志とは隔絶した結果を作り出したのであった。

#### 4) 戦前回帰の憲法改正へ

憲法制定にあたって、帝国憲法と大差のない憲法案を公表してきた保守政党は、GHQ案を基にした政府案が公表されて、いかなる態度を取ったのであろうか。もちろん、保守的な国会議員はGHQによる公職追放（民主化政策の一環として戦前の軍国主義者・国家主義者を公共の場から追放する政策）によって議員を追われた者もあったが、党の憲法案とまったく違った政府案に対して、反対したであろうと思われるが、事実はその逆で沈黙を守っていた。

であるから先の芦田のような保守議員は稀で、国会の議事録を見てもほとんど発言をしていない。それはもちろん、そうした審議状況をヨシとしていたのではなく、苦々しく思っていたに違いないが、GHQという権威に弱いことも手伝ってか、沈黙を守っていたのであろう。

ところが、1948（昭和23）年から再軍備が叫ばれ、50年には追放が解除され、日米安保条約が締結され、再軍備が必死になった頃、勇を得た保守政治家は憲法改正に向かう。つまり、憲法をはじめとした民主化政策の「雌伏三年」が過ぎて再び戦前回帰の雄飛の時が来たと判断したのである。

しかし、それは単なる「回帰」ではなかった。民主化推進者への復讐の始まりでもあった。広瀬久忠は、戦前は内務官僚。戦後は公職追放を受け、占領

末期に解除されると参議院議員となり、「押しつけ憲法論」を主張し、平和と民主主義のために挺身してきた鈴木義男を公述人として国会に呼んで、こう詰問している。

「あなたは現行日本国憲法がマッカーサー草案のほとんど九〇%翻訳してできておるといことはお認めになると思うが、・・・やはりこれは翻訳の憲法であり、マッカーサーの示唆によってできた憲法であるという点はお認めになると思う」

こうして、「復讐」が始まったのである。それはもちろん鈴木への復讐であったが、広くは平和憲法そのものへの復讐であったと言えよう。しかもその復讐はその後も永く続いているのである。

#### 5) 戦前から変わらぬ民主制への信念

このように、きわめて短い民主化時代に、平和と民主主義の憲法をつくるのがいかに困難で、鈴木義男の活躍とその後がいかに少数者の努力に負っているのかがわかる。すべてではないが、憲法制定時の「主役」たちを見てくると、憲法制定を前後して驚くほどの振幅で政治的選択を迫られていたことがわかる。

それはまた、鈴木義男が「変わる時代」にも拘らず、「信念を以て変わらなかった」ことをよく示している。軍国主義華やかな時代であっても、東北大学時代には軍事教練に反対し、大学を追われて東京で弁護士になった際にも、治安維持法の被告人の弁護を引き受け、ドイツ留学時代は社会権を重視したワイマール憲法を学び、一貫して民主主義のために闘ってきた。

鈴木義男の生き方は、時代の変化に合わせるのではなく、近代憲法の基本理念である、人権の保障と権力分立を自らの使命と考えて、この激動の時代を生きてきたことがわかる。

憲法の制定過程で積極的な役割を果たした政治家や憲法学者は残念ながら極めて少ない。それは、帝国憲法に対する批判的視点を戦前から持ちつつ、広い視野から次代の新しい憲法を構想する政治家や憲法学者が少なかったことを意味している。そのなかであって、鈴木義男とともに本稿で紹介したごとく同じ福島県出身の鈴木安蔵の制定過程で果たした役割は、傑出していたと言っていだろう。

### Ⅲ 鈴木義男が日本国憲法に残したもの

鈴木が憲法制定を通じて日本国憲法に残したもの

を考えるにあたって、従来まったく公開されてこなかった小委員会の秘密議事録（正式には『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』）を中心に、鈴木が全力投球したにちがいない日本国憲法への想いをまとめてみたい。

### 1) 第9条に「平和」を追加修正したこと

そもそも鈴木義男が所属していた社会党は「平和」を政治理念の一つと考えていた。政府草案を議論する衆議院の本会議で、社会党委員長の片山哲は「日本国民は平和愛好者たることを世界に向かって宣言する」という「平和宣言」をするべきだと提言している。それはたしかに敗戦から未だ一年も経っていない時期であったから、「平和」は切実な問題であったに違いない。

これに対し、鈴木は「平和」を「宣言」という政治的表明ではなく、法的に規範性のある概念としてと考えていたと思われる。従って、平和を憲法の条文中に挿入することを考えた。そこで各条文が実質的審議に入った小委員会では、「前文」、「天皇」の審議に続いて「戦争の放棄」に入った直後から、政府案の修正を提案している。鈴木の前記（Iの5）に示したが、修正理由をこう述べている。「唯戦争をしない、軍備を皆棄てると云うことは一寸泣言のような消極的な印象を与えるから、先ず平和を愛好するのだと云うことを宣言して置くべきだと述べている。

原文を起草したマッカーサーもGHQも、日本が二度と戦争ができない憲法をつくることを考えていて、日本を平和国家にしようと考えていたわけではない。それは、GHQが憲法から沖縄を除外し、憲法をつくる以前に沖縄に米軍基地を設置していたことを考えれば明白である。「戦争の放棄」は即「平和」を意味するわけではない。

また鈴木は、小委員会で最終修正案を提案し、「日本国は平和を愛好し国際信義を重んずることを国是とし教育の根本精神をここに置く」とも言っている。ただこの提案は、芦田委員長から「教育の根本精神をここに置くは、後にして」と否定的に扱われ、その後には削除されてしまっているが、戦後の日本を含む世界の状況を見ると、平和を確立するために教育が重要な意義をもつと考えざるを得ず、あらためて検討する余地があるように思える。

### 2) 法律家としての信念を貫いたこと

第9条の条文を確定するにあたって、「大論争」

が起きる。結果的には「戦争を・・・放棄する」となるが、そこに至るまでには様々な意見が出されている。

政府案は「戦争の放棄を・・・声明する」とあったのに対し、委員の中から「宣言する」が出された。鈴木だけは異なっていた。鈴木は「宣言とか声明とかいうことは、法律の『テクニク』として前文にはありますが、条文の中にはないと思うのです」と法律家らしい自説を主張する。つまり、法規範性を考えると前文は本文より低いと判断できるからである。

同時に陪席していた内閣法制局次長の佐藤達夫は「声明するとか宣言するとかやりますと・・・少し禁止的の色彩が弱くなって来るのじゃないか」と鈴木に援軍を送っていた。

ところが、日本自由党の廿日出委員は「（戦争の放棄を）宣言し、（戦力を）否認する」を提案し、芦田委員長も「廿日出君の意見で賛成」と述べた。議論はその日のうちに終わらず、翌日に持ち越された。

翌日、鈴木は懇談形式の小委員会なので、大臣は陪席の地位にあったが、鈴木は「私は法律専門家として国務大臣に、今の宣言すると云うような立法体裁が正しいかどうか参考としてご意見を聴きたいので、私自身はそう云うことは法律としてなっていないから止めた方が宜しいと云う意見であった」と金森大臣に問うたが、議論の流れが変わってしまったため金森大臣の答えはなかった。

最終的には、鈴木の前記が通ったが、鈴木の前記の主張は、少数のなかにあつて妥協しなかった法律家らしい信念を貫いたと言っている。

### 3) 合意形成への努力

こうした鈴木の前記の主張が委員会で受け入れられたのは、鈴木の前記とともに当時の政治状況も無視できない。それは、なによりも当時は「平和と民主主義」を基調とする政治状況の下にあったということである。

日本自由党と進歩党という保守与党は、確かに議会で多数を占めていたが、敗戦となり、追放を受け、戦時の主張の誤りが明確になるなかで、彼らは自信を失い、近代憲法の憲法審議について行けなかった。小委員会の議論も、先に述べたように鈴木と芦田の独壇場といっても過言ではない程であった。

そればかりでなく、いまだ敗戦から一年も経っていなかったわけであるから、戦前の知識の有無が決

定的であった。鈴木も芦田も戦前からリベラルな民主主義を論ずる知識を蓄えていた。

従って、と言おうか、であるからと言おうか、お互いが自説を性急に主張せず、ひとつの条文を丁寧に、当日では結論が出ない場合は翌日に回し、法律に疎い少数の委員の主張も取り入れて個々の条文を完成させた努力を読み返してみると、委員の人柄をしのばせる。なかでも、鈴木は謙虚で、丁寧に他の委員に耳を貸しながら議論に応ずる姿は、後に「押しつけ憲法の張本人」のごとく非難を受けたことが、一層非難に値すると思わずにはいられない。

保守と革新、与党と野党が、同一の土俵で審議を尽くしたことは、その直後に到来し、今日に続く冷戦時代からの対立の時代をまえにした短い「春」であったことがわかるのである。

#### 4) 次代の憲法を見据えていたこと

筆者は、憲法制定過程の研究を通じて、鈴木義男の存在を知った。しかも、長い研究過程の間、鈴木を知ることはなかった。小委員会の「秘密議事録」が公開されたのは、1995（平成7）年のことであるが、その段階ですら鈴木義男の発言を知ることもなく、愕然とした気持ちで「秘密議事録」を読み返したのは、2010年前後のことであった。まさに「不明を詫げる」以外にない思いである。

それはまた、鈴木義男がどうして憲法制定時点でばかりか、その後も注目を浴びることなく今日を迎えることになったのか、という疑問でもあった。たしかに小委員会の「秘密議事録」が半世紀にわたって非公開であったこともあるが、それとともに政治家も研究者や言論界も、鈴木は憲法観が戦後日本で長く受け入れられていないことは、それなりの理由があったように思えるのである。

たとえば、護憲を掲げ憲法改正に党を挙げて反対してきた社会党の党史を調べてそのことを強く感じたのである。社会民主党全国連合が1996（平成8）年に刊行した、日本社会党五〇年史編纂委員会編『日本社会党史』は、1000ページを超える大著であるが、憲法制定過程はわずか3ページにすぎず、鈴木は活動などなんら言及がない。

それに対して鈴木は憲法観の基本にはワイマール憲法があったのではないかと思われるのである。ワイマール憲法はヨーロッパ始まって以来の悲惨な総力戦と貧困のどん底のなかで生まれた。われわれ日本人にとって第一次大戦は勝者の戦争であったが、第二次大戦の敗戦はまさにワイマールの現実であっ

たであろう。

ワイマール期をドイツで過ごした鈴木にとってその体験は大きかったに違いない。鈴木は憲法制定の審議のなかでワイマール憲法の意義について主張しているが、その際に芦田が「ワイマール憲法は実行を見なかった憲法」と非難したのに対し、鈴木は驚くべき強い口調で反論している。「それに対しては抗議を申し込む。それはワイマール憲法の間違いではなく、政府の失敗なんです。」

鈴木は、こうしたワイマール憲法の理念を戦後の民主化のなかだけではなく、それ以前のドイツから帰国後の戦争と軍国主義が華やかな時代に堂々と主張してきたのである。1933（昭和8）年作成した鈴木による著作の社会教育のパンフレット『法律の社会化』で、鈴木は「社会化」の具体的内容として、①老幼障害者など無告の民への扶助、②労働給付、③無産者・弱者の保護をあげている。これはまさにワイマール憲法の社会権規定そのものであるが、満州事変から侵略戦争へと向かう時代に、誰も弱者の救済など論じなかった時代に、遠い未来を信じて主張していたのである。「現代の法律の社会化の如きも、・・・よしや夫と完全に理想の生活に到達することを期待し得ないとしても、正当なる方面への一里塚的努力として、吾人の法律の社会化にその合理性を裏書きすることができる」と信ずるのである。」

われわれは、1930年代の鈴木は主張もいまだ実現していない。それどころか、鈴木が憲法で25条の生存権を主張して以降、日本は経済復興、高度成長のなかで貧者や弱者を置き去りに、高度経済成長を、「豊かさ」を追いかけ、ひいては経済大国から軍事大国へと行き着いてしまったのではないのか。

鈴木義男の存在を忘れてきたこと、それは単に憲法制定過程に限ることなく、鈴木が奮闘した時代の鈴木は使命を忘却の彼方に置き去りにしてきたことでもあったと、筆者は教えられたのである。

#### 古関 彰一プロフィール

KOSEKI Shoichi

1943年生まれ。早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了。

和光大学経済学部専任講師、助教授。獨協大学法学部教授。

定年後、獨協大学名誉教授、和光学園理事長。

主な著書：『安全保障とは何か』、『平和憲法の深層』、『日本国憲法の誕生（増補改訂版）』など

# 第一次世界大戦以降の平和思想と日本国憲法第9条

一橋大学名誉教授・東京大学名誉教授

油井大三郎

## I はじめに

本シンポジウムの中心テーマである鈴木義男は、私の母方の祖父にあたる。私の父母が私の幼いころに離婚した関係で、私は中学生くらいまで祖父のもとで育てられたので、祖父は私にとって育ての親でもあった。しかし、私が高校3年生のときに祖父が亡くなったので、あまり祖父の政治活動について直接、話を聞く機会はなかった。

それだけに、この間、仁昌寺正一先生を始め、祖父の母校である東北学院の先生方が祖父に関して貴重な資料を集め、私ども親族が知らない事実を多数発見してくださっていることに心から感謝を申し上げたい。

そのようなわけで、親族とはいえ、鈴木義男に関して学問的なお話をすることは難しいので、日米関係史や現代世界史の研究者として、第一次世界大戦後の世界で展開した平和思想が憲法第9条に与えた影響を中心に話をさせていただきたいと思う。

## II 憲法第9条の謎・・・誰がなぜ挿入したか

### 1 日本の敗戦と改憲作業の開始

1945（昭和20）年7月26日に連合国が日本に降伏を促すために発表したポツダム宣言には、軍国主義の掃蕩、戦争遂行能力の破砕、軍隊の武装解除、戦争犯罪人の処罰、民主主義的傾向の復活強化といった事項は明記されていたが、戦争放棄の条項はなかった。また、日本がポツダム宣言を受諾して、無条件降伏し、米軍を中心とした連合国に占領された後の1946年1月7日に米国政府は、マッカーサー連合軍最高司令官に対して日本の憲法改正に関係する指針として、米国の国務・陸・海三省調整委員会が決定した「日本の統治体制の改革」（SWNCC228文書）を送付したが、その中でも戦争放棄の条項はなかった。

また、日本政府側で憲法改正を検討していた幣原喜重郎内閣の松本烝治を委員長とする憲法問題調査委員会の案は、1946（昭和21）年2月初めに毎日新聞によってスクープされたが、戦争放棄の条項は見

られなかった。さらに、民間で改憲案を検討していた鈴木安蔵らの憲法研究会が1945年12月末に公表した案では、主権を天皇から国民に移すことを提案していた点で画期的な意味を持ったが、やはり、戦争放棄の条項は含まれていなかった。

しかし、毎日新聞がスクープした日本政府の松本委員会案は明治憲法を若干修正した程度のものと判明したため、マッカーサー司令部は、そのままでは1946（昭和21）年3月に発足が予定されていた極東委員会の承認を得るのは難しいと判断した。極東委員会には天皇制の存続に批判的なソ連やオーストラリアが含まれていたからであった。そのため、マッカーサーは、総司令部（GHQ）が主導して3月までに憲法の改正案を作成することを決意し、2月3日に改憲の三原則をGHQに指令した。その第2項に「国権の発動たる戦争廃止」という項目が明記されていた。

### 2 マッカーサー・幣原会談と戦争放棄規定の登場

つまり、戦争放棄の条項は、2月初めの改憲に関するマッカーサー三原則で初めて登場したわけだが、マッカーサー自身は、1964（昭和39）年に刊行した回想録の中で戦争放棄条項が入った経緯についてこう語っている。

「日本の新憲法にある「戦争放棄」条項は、私の個人的な命令で日本に押しつけたものだという非難が、実情を知らない人々によってしばしば行われている。これは次の事実が示すように、真実ではない。・・・幣原男爵は1月24日（昭和21年）の正午に、私の事務所をおとずれ、私にペニシリンの札を述べたが、そのあと私は男爵がなんとなく当惑顔で、何かをためらっているらしいのに気がついた。・・・首相はそこで、新憲法を書き上げる際にいわゆる「戦争放棄」条項を含め、その条項では同時に日本は軍事機構は一切もたないことをきめたい、と提案した。そうすれば、旧軍部がいつの日かふたたび権力をにぎるような手段を未然に打消すことになり、また日本にはふたたび戦争を起こす意志

は絶対にないことを世界に納得させるという、二重の目的が達せられる、というのが幣原氏の説明だった<sup>1</sup>。

つまり、マッカーサーの回想によると、1946（昭和21）年1月24日に幣原首相と会ったときに、幣原首相から「戦争放棄」と「軍事機構を一切もたない」ことが提案されたと回想している。

他方、この会談について幣原はこう回想している。

「自分（引用者注、幣原のこと）は年をとっているのでいつ死ぬかわからないから、どうか生きている間にどうしても天皇制を維持させてほしいと思うが、協力してくれるかとたずねた。これに対してマッカーサーは、本国においても天皇制は廃止すべきだという強力な意見も出ているが、占領するにあたり一発の銃声もなく一滴の血も流さず進駐出来たのは全く日本の天皇の力による事が大きいと深く感じているので、天皇を尊敬し、又日本にとって天皇は必要な方だと思うから、天皇制を維持させる事に協力し、又そのように努力したいと思っていると返事した。

そこで幣原は、更に天皇の事について色々説明し、今年の詔勅を御出しになったいきさつや平和主義者でいられる事を強調して説明した。これをだまって熱心に聞いていたマッカーサーは、出来る限り協力したいと約束してくれたので、ホッと一安心したらしい。続いてあれこれ話を始め、かねて考えた世界中が戦力をもたないという理想論を始め、戦争を世界中がしなくなるようになるには戦争を放棄するという以外にないと考えると話し出したところが、マッカーサーは急に立ちあがって、両手で手を握り涙を目にいっぱいためてその通りだと言い出したので、幣原は一寸びっくりしたという。しかしマッカーサーも、長い悲惨な戦争を見つづけているのだから、身にしみて戦争はいやだと思っていたのだろう。

幣原はさらに、世界から信用をなくしてしまった日本にとって、戦争をしないというような事をハッキリと世界に声明する事、只それだけが敗戦国日本を信用してもらえぬ唯一の堂々と言える事ではないだろうかというような事を話して、大いに二人は共鳴してその日は別れたそうだ<sup>2</sup>。

以上のやり取りをそのまま信用すれば、戦争放棄の条項は幣原が提案し、マッカーサーが賛同した結果、憲法第9条が生まれたということになる。しかし、この文面では、幣原がマッカーサーに天皇制の保持を依頼し、マッカーサーがその保持を約束した

のだから、幣原がさらなる譲歩を意味する戦争放棄を言い出したという顛末には不自然さが残る。戦争放棄の考えは、1928（昭和3）年に締結された不戦条約の第1条に「国家の政策の手段としての戦争放棄」という規定があり、幣原はこの条約に日本が調印した時の外務大臣であっただけに、戦争放棄の思想をしっていたことは当然予想できる。しかし、会話の流れから推察すると、むしろ、幣原が天皇制の保持を依頼したのに対して、マッカーサーが、3月に開催される極東委員会で天皇制に批判的な他の連合国に天皇制の存続を納得させるには、戦争放棄という代償が必要と提案したという解釈の方が無理がないように思う。

この会談のメモは、幣原が友人の大平駒槌に話した内容を大平の娘の羽室が残したもので、二重の伝聞が介在しているので、慎重な史料批判が必要だろう。ここでその真偽を確認する材料を筆者は持っていないので、ここでは、現憲法における天皇制の保持と戦争放棄の条項はバーターの関係で、1946（昭和21）年1月24日のマッカーサー・幣原会談から生まれたと推定できることを確認するだけにとどめざるをえない。

近代国家では、戦力を保持する権利は当然のこととして認められていたのだから、幣原がその戦力を不保持とし、交戦権も放棄してまで天皇制を守ろうとしたという顛末は、それほど当時の日本政府の指導部が熱烈な天皇主義者であったことを意味するのだろう。しかし、同時に、320万人もの膨大な犠牲者を出したアジア・太平洋戦争の衝撃が不戦条約が指し示していた戦争放棄の思想を憲法という最高法規に明記することを時の首相に覚悟させたともいえるだろう。

つまり、この幣原・マッカーサー会談の顛末は、日本における天皇制の存否という日本史の文脈だけでなく、なぜ不戦条約で戦争放棄という思想が生まれ、それが日本にも影響を及ぼしたのかという世界史的な文脈の検討を促すのである。

### Ⅲ 第一次世界大戦前における

#### 欧米の平和思想と大戦の衝撃

##### 1 第一次世界大戦の衝撃

第一次世界大戦は、世界史上初めての総力戦であ

<sup>1</sup> ダグラス・マッカーサー、津島一夫訳『マッカーサー回想録』下、朝日新聞社、1964年、163-164頁。

<sup>2</sup> 田中英夫『憲法制定過程覚書』有斐閣、1979年、94-96頁。

り、交戦国がすべて徴兵制に基づき大量の軍隊を動員して4年余にわたり全力で戦った戦争であった。しかも、戦車、飛行機、潜水艦、重火器、毒ガスなどの新兵器が登場した上、敵を打倒するためには、敵の軍隊だけでなく、軍需産業や一般国民の戦意をたたく必要があるとの考えから、銃後の国民も攻撃されるようになった。その結果、兵士が854万人も死亡しただけでなく、民間人も680万人も死亡し、合計1534万人もの前例のない規模の犠牲者を出した。

しかも、第一次世界大戦の終結から20年余を経て、もっと大量の犠牲者をだした第二次世界大戦が勃発した。そこでは兵士の死者が1693万人、民間人の犠牲者が3432万人で、合計5125万人にも達したのであるから、20世紀が戦争の世紀と呼ばれる所以である。戦争の犠牲者数の統計は、集計が難しく、近代になってからの概数しか分からないが、兵士に限定して集計した統計で16世紀から20世紀までの兵士の戦死者の世紀別の分布をみると、16世紀が3.6%、17世紀が10.3%、18世紀が12.6%、19世紀が7.7%、20世紀前半だけで57.6%に達する<sup>3</sup>。

これは、兵士の戦死者だけの比重であり、二つの世界大戦で特に発生した民間人の死者数をこれに加えれば、一層、20世紀の比重が高くなるのは明らかであった。このように総力戦時代の到来は、大量死の発生を伴っただけに、その衝撃は極めて大きかった。それ故、その最初の体験となった第一次世界大戦の結果は、世界各地の人々の思想に多大な影響を与えた。

米国のウィルソン大統領が国際連盟の創設を提唱したり、オーストリアのクーデンホーフ・カレルギーが「ヨーロッパ合衆国」の創設を提案したのもそれ故であった。つまり、欧米ではとくに、戦争以外の方法で紛争を処理しようとする新しい思想の台頭が顕著であった。鈴木義男が欧米に留学したのは、1921（大正10）年7月から24年3月までであり、第一次世界大戦の衝撃の冷めやらぬ状況を体験していた。

例えば、1923（大正12）年9月号の雑誌『思想』に投稿した論文の中では、「今自ら親しく各国を観察してこの破壊の余りに大なるを痛感」、「人類は大愚拳を敢えてしたる次第に御座候。勿論、小生はこの混乱裏に於て幾多の注目すべき新価値の萌芽を見出すものに有之」と書き、具体的には、ドイツ憲法第4条に「一般に承認された国際法はドイツ国法の効力を有す」との規定が入ったことをあげ、国際

法の重要性を強調していた<sup>4</sup>。また、1923年12月号の『法学志林』では、フランスのルイ・ル・フル教授が1922年に刊行した『国際法哲学』の中で、国際連盟の目的の第一が「戦争を以て法規違反と宣言」することにあり、「強制執行は国際的共同体に独占せしめねばならぬ」と主張していると紹介した<sup>5</sup>。

つまり、第一次世界大戦で膨大な犠牲を被った西欧社会を直接目撃した鈴木義男は、社会権の重要性とともに、国際法や国際機関の重要性や戦争違法化思想の台頭という新しい息吹にいち早く注目していたのであった。

## 2 ヨーロッパにおける平和思想の形成

勿論、欧米社会においては、第一次世界大戦以前から平和思想や平和運動は台頭していた。近代の主権国家では、主権の絶対性が主張され、国益が衝突した場合には戦争によって決着するのは当然とする「正戦」論が自明であった。しかし、戦争による犠牲者が目立ち始めるにつれて、古くは、国際法の祖といわれるグロティウスが1625年に『戦争と平和の法』を刊行し、戦争のルール化を提唱した。また、哲学者のカントは1795年に『永遠平和のために』を刊行し、常備軍の廃止や内政不干渉、諸国家連合の結成、世界市民法の構築などを提唱した。

しかし、近隣の絶対君主国による干渉戦争に対するフランス革命政府の防衛戦争の過程で、徴兵制が導入され、戦闘力が飛躍的に高まると、他の国々も徴兵制を採用するようになり、戦争の犠牲者が急増していった。そのため、クエーカー教徒が1816年のイギリスで平和運動を開始し、1848年には万国平和会議を開催して、国際仲裁裁判所の設立によって国際紛争を平和的に処理するように提唱した。また、19世紀半ばからは労働運動の誕生とともに、社会主義運動が有力な平和運動として参入したし、19世紀末にはトルストイなどの人道主義者が平和運動に協力するようになった。

そうした平和を求める国際世論の高まりを受けて、1899（明治32）年には政府間の交渉の場として第1回のハーグ平和会議が開催され、毒ガスの使用禁止などを盛り込んだ陸戦法規が制定された。また、仲裁裁判による紛争解決の思想は各国の憲法に

<sup>3</sup> 油井大三郎「世界史の中の戦争と平和」『岩波講座世界歴史25 戦争と平和』岩波書店、1997年、61,66,70-71頁。

<sup>4</sup> 鈴木義男「独逸より（1）」『思想』1923年9月、79頁。

<sup>5</sup> 鈴木義男「仏蘭西より」『法学志林』1923年12月、87頁。



取り入れられ始め、1864年にはベネズエラで、1891年にはブラジルで、1911年にはポルトガルで採用された。さらに、1907年に開催された第2回のハーグ平和会議では、無防備都市への無差別攻撃の禁止が確認された。

このように第一次世界大戦前の世界では、「正戦」論の前提のもとでも戦時国際法の制定によって犠牲者をできるだけ少なくする努力が始まっていた。それにも拘わらず、第一次世界大戦が勃発して、膨大な犠牲者が発生したのであり、今度は「正戦」論自体が批判の対象となっていた。

ただし、日本の場合は、300人程度の少ない犠牲者を出しただけで、中国や南西太平洋のドイツ利権を獲得したため、欧米に比べると、思想的なインパクトは限られていた。

### 3 米国における平和思想の形成

米国における平和運動の先駆けはクエーカー教徒であり、フランス革命防衛戦争との関連で発生した第二次米英戦争に反対する運動が1815年に始まった。また、南北戦争は、米国史上最大の62万人もの犠牲者を出しただけに、クエーカー教徒は「良心的徴兵拒否」の制度化を主張していった。また、戦後には国際仲裁裁判所の設立を主張する声が高まり、ウィルソンもそれに参加した。ウィルソンは、南部出身で、身近に多くの犠牲者がいただけに、国際仲裁裁判所の設立によって世界平和を維持する考えに共鳴していったのであった。そうした声の高まりを背景に1906（明治39）年の米国では国際法学会が設立された。

南北戦争と並んで、米国の平和思想を活性化させたのは1898（明治31）年に勃発したスペインとの戦争であった。この米西戦争は、元来、キューバの独立運動を弾圧するスペインに反対してマッキンレイ共和党政権が始めたものだが、戦争の結果、フィリピンを米国が併合することになった。イギリスの植民地から独立した米国には、元来、反植民地主義的な気風があったので、米国自体が海外植民地を保有することには強い反対が発生した。また、市民の権利の平等性を重視する共和主義の伝統からすれば、米国議会に代表を送れない海外植民地の領有は共和主義に反すると考えられた。さらに、フィリピンからの低賃金労働者の流入に反対する労働運動の意向も作用し、フィリピン領有に反対する「反帝国主義論争」が1900年の大統領選挙を機に盛り上がった。

こうした激しい論争の結果、米国では海外植民

地の領有はこれ以降見送られ、1899（明治32）年や1900年に対中政策として提唱された「門戸開放政策」が米国の外交政策の基調として定着していった。それは、経済的には優位にありながら、海外市場進出では遅れをとっていた米国には適合的な政策であり、軍事力で領土や市場の拡大をめざす西欧や日本などの「古典的な帝国主義」路線を批判する機能を持った。ただし、この門戸開放政策は、純粋な経済進出政策ではなく、海外基地の確保によって、相手国の内政に対する影響力を確保しようとする政策とセットになっていた。

第一次世界大戦が勃発した時の米国大統領はウィルソンであり、彼は、当初、第一次世界大戦が武力による領土拡大のための戦争であると批判し、中立の立場を選択した。しかし、英国に対する物資や資金援助を行う中で、ドイツの潜水艦による米国船への攻撃で犠牲者がでたため、1917（大正6）年4月には対独参戦を宣言した。その時の参戦目的としてウィルソンは「民主主義のために世界を安全にする」ためと主張し、理念的に参戦を合理化した。

## IV 第一次世界大戦後の国際機関の設立と

### 戦争違法化論の始まり

#### 1 戦後構想をめぐる対抗

20世紀初めになると、ヨーロッパ列強は、独伊オーストリアの三国同盟と英仏露の三国協商に分かれて対抗しあうようになり、世界の各地で局地的な戦争が発生するようになった。1898（明治31）年の米西戦争、南アフリカ戦争、1904～5年の日露戦争などがその典型であった。その都度、平和運動は反戦の意思を表明していたが、特に社会民主党とその国際組織である第二インターナショナルは戦争が勃発した場合には、ゼネラル・ストライキなどの手段で抵抗する意思を表明していた。しかし、実際に第一次世界大戦が勃発すると、各国の社会民主党は自国政府に協力していった。いわゆる「第二インターの崩壊」という現象である。

つまり、社会主義者のインターナショナリズムより各国のナショナリズムの方が庶民の心を捉えていたことの証明であった。しかし、その中でも、レーニンを指導者とするロシア社会民主党多数派（ポリシェビキ）は反戦姿勢を貫いていたが、ロシアでは戦争が長期化する中で、兵士や農民の間で不満が高まり、1917（大正6）年3月には帝政反対の共和革命が発生した。この革命で成立した共和政府は戦争を継続したため、ポリシェビキは戦争終結を主張し

て1917年11月の革命を成功させた。

このボリシェビキ政権は、権力掌握直後に「無償金・無併合・民族自決による講和」を提唱した「平和に関する布告」を発表した。同時に、帝政時代のロシア政府が英仏との間で行っていた、戦勝の暁には植民地を分割する密約を暴露した。当時の英仏政府などは、ドイツの軍国主義が世界の脅威であるとして、対独戦を合理化していたし、逆にドイツの側は、ツーリズム・ロシアの危険性を強調して戦争を正当化していた。それ故、英仏がロシアとの間で領土分割の密約を結んでいた事実が暴露されたことは、三国協商側の戦争目的に対する深刻な疑念を発生させた。

そのため、三国協商側にたって参戦していたウィルソンは、1918（大正7）年1月に「14ヶ条」の講和原則を提唱して対抗した。その原則とは、秘密外交の禁止、公海の自由、軍縮、民族自決、国際機関の設立などであった。「民主主義のために世界を安全にする」という目的を掲げて参戦したウィルソンとしては、講和の方向も民主的でなければならず、英仏がロシアと結んでいた密約に象徴される戦争の帝国主義的な性格を払拭する必要があった。

この「14ヶ条」が第一次世界大戦の講和条件を協議するヴェルサイユ会談の基調となり、国際連盟の設立や東欧諸国の独立などが実現した。また、国際連盟規約の前文では加盟国に「戦争に訴えない義務」を課すとともに、第16条で違反国に対する経済・軍事制裁を規定、集団安全保障措置の採用を決定した。しかし、元来、国際連盟の提唱者であった米国は、連盟による主権制限を嫌って加盟を拒否した。また、ヴェルサイユ条約では、戦争責任をもっぱらドイツに負わせ、巨額の賠償金を課したり、軍備制限を負わせるなど「帝国主義的な講和」の性格ももった。そのため、ドイツでは反ヴェルサイユ条約的な風潮が高まり、後にナチス政権の登場を招くことになった。

また、ヴェルサイユ会議の参加国はロシア革命政権には敵対的な姿勢をとり、干渉戦争さえ引き起こしたので、ロシア革命から誕生したソ連邦は国際連盟には不参加となった。また、ウィルソンの「14ヶ条」の中にあった民族自決の原則は、実際には東欧諸国にしか適応されなかったため、中国などアジアの民族運動には大きな不満が残り、後に共産党が主導する民族運動がアジアで影響力を拡大する遠因となった。

## 2 米国における戦争違法化運動と不戦条約の締結

米国が国際連盟への加入を拒否したことは、米国の平和運動家に大きな失望を与えた結果、サーモン・O・レヴィンソンらは1921（大正10）年12月に戦争違法化委員会をシカゴで発足させた。この委員会の活動には、哲学者のジョン・デューイ、上院外交委員会委員長のウィリアム・E・ボラー、『クリスチャン・センチュリー』誌の編集者であるチャールズ・C・モリソンなどが賛同し、1920年代の米国世論に大きな影響を与えた。レヴィンソンは、ボラー上院議員に働きかけて、上院に戦争違法化決議を、1923、26、27年と4回上程することに成功した。その決議案の前文には「私たちが実現しなければならないのは、戦争に関するルールや規則を築くことではない。戦争そのものを違法化する法体系である」と書かれていた。

具体的には、戦争煽動者の処罰、国際法廷による国際紛争の解決などが要求されていた。また、戦争違法化というアイデアは、ハーディング、クリュージ大統領の演説にも取り上げられ、1920年代の米国政治に大きな影響を与えただけでなく、1928（昭和3）年の不戦条約の成立に大きく貢献した<sup>6</sup>。

このレヴィンソンは、あらゆる戦争の違法化を主張したが、米国の国際連盟協会の会長であるとともに、カーネギー平和財団の中心人物でもあったジェームズ・T・ショットウェルは、侵略戦争に限定して違法化を主張した。それは、国際連盟による侵略国に対する軍事制裁を肯定するためであり、国際連盟による集団安全保障の実現をめざす意図に基づいていた。事実、国際連盟では、1923（大正12）年9月の連盟総会では「侵略戦争を国際犯罪」と規定した相互援助条約案が採択されていた<sup>7</sup>。

このような米国における戦争違法化運動の高まりを受け、フランスのブリアン外相は、1927（昭和2）年4月に米国のケロッグ国務長官に対して米仏間で「戦争を違法化する」条約の締結を提案した。これは、米国が国際連盟に加盟しなかった現実に対応して、米国で盛り上がっていた戦争違法化のアイデアを接点にして米仏間で条約を締結し、ドイツの脅威を軽減しようとする狙いがあった。このフランスの提案に対してケロッグ長官は、二国間の条約でな

<sup>6</sup> 三牧聖子『戦争違法化運動の時代—「危機の20年」のアメリカ国際関係思想—』名古屋大学出版会、2014年、120-122頁。

<sup>7</sup> 同上、134-135頁。

く、多国間条約にすることを逆提案し、1928年8月に米・仏・英・独・伊・日など15ヶ国が調印して実現したのが不戦条約であった。

不戦条約の第1条には「国家の政策の手段としての戦争放棄」が規定され、第2条では「紛争の平和的解決」が明記された。この不戦条約の批准国はその後も増加し、1938（昭和13）年には当時の独立国の9割以上に当たる63ヶ国が批准した。ただし、調印国の中には、イギリスや日本のように、「自衛戦争」を除外したり、自国の「勢力圏」での紛争も「自衛権」の範囲との解釈を条件として批准する国もあったので、不戦条約の効力が限定される恐れもあった<sup>8</sup>。

また、戦争違法化の思想は各国憲法にも影響を与えた。例えば、スペインは1931年憲法の第6条に「国家の政策の手段としての戦争放棄」を規定したし、1935（昭和10）年のフィリピン憲法第3条にも同文の規定とともに、国際法遵守が明記された。さらに、第6回の汎米諸国会議でも「国家の政策の手段としての戦争」を無条件で否定する宣言が採択された<sup>9</sup>。

### 3 ドイツにおける戦争違法化運動と

#### ヨーロッパ合衆国運動の始まり

ドイツにおいても戦争を違法化しようとする動きはあった。法学者のクルト・ヒラー等がワイマール憲法の第45条の大統領の外交権限条項を改正し、「平和を壊すものへの処罰」規定の挿入を提案した。しかし、ドイツ国内では、第一次世界大戦の戦争責任をドイツのみに負わせたヴェルサイユ条約に対する反発が強く、戦争違法化運動はあまり拡大しなかった<sup>10</sup>。

むしろオーストリアの外交官、クーデンホーフ・カレルギーが提唱した「パン・ヨーロッパ運動」が一時期注目された。オーストリアは、戦前には東欧に広がるオーストリア・ハンガリー帝国という一大帝国の盟主であったが、敗戦によって領土の大幅な縮小を余儀なくされた。その上、戦後には米国とソ連が台頭し、かつては世界の中心を自負した西ヨーロッパの地位低下は否定できなかった。そうした中で、カレルギーはヨーロッパに「合衆国」を建設することで戦争の再発を防ぐとともに、ヨーロッパの栄光の復興を図ろうとしたのであった。

1924（大正13）年5月には機関紙『パン・ヨーロッパ』が刊行され、1926年には第1回パン・ヨーロッパ大会が開催され、26ヶ国から2000人が参集し、

パン・ヨーロッパ同盟が結成され、カレルギーが会長に選出された<sup>11</sup>。このヨーロッパ統合の思想には、ドイツ外相のシュトレゼマンやフランス外相のブリアンも賛同し、1929年の国際連盟総会に「欧州連合案」として提案されるまで至った。

しかし、同じ年に大恐慌が勃発し、その後、ドイツではナチスが政権を握ったため、ヨーロッパ合衆国運動は一時後退を余儀なくされたが、第二次世界大戦中の中道政党によるレジスタンス運動の中で再生し、戦後のヨーロッパ統合に結実することになる。

つまり、膨大な犠牲者を発生させた第一次世界大戦の衝撃を受けて、欧米諸国では、国際機関の創設や戦争違法化、地域統合など多様な手段によって、国際紛争を平和的に解決する試みが始まっていたのであった。

## V 日本における平和思想と

### ワシントン体制への対応

#### 1 日本における平和思想の芽生え

日本では、自由民権運動の指導者の一部が同時に平和思想の提唱者にもなった。例えば、植木枝盛は、すでに1873（明治6）年、16歳のときに「戦い天に対して大罪あること、雑<sup>まじ</sup>えたり、万国統一の会所なかるべからず」と主張していた。この「万国統一の会所」構想が後に「万国共議政府」構想に発展していった。また、1881年には陸軍が「政府の器械となり易く、頗るその専制<sup>たす</sup>を符<sup>なす</sup>け悪虐を遂げしむること多」として、その廃止を主張した<sup>12</sup>。この常備軍を危険とみなす考えは、啓蒙思想に共通するもので、常備軍は絶対君主の「手兵」として市民革命に敵対するとの考えに基づくものであった。

同様の考えは中江兆民にもみられた。1887（明治20）年に刊行した『三酔人経綸問答』で、兆民の考えを代弁していると思われる洋学紳士にこう語らせている。「文明の進歩においては遅れている一小国である日本が、アジアの片隅から自信をもって立ち上がり、一挙に自由と友愛の境地にとびこみ、要塞

<sup>8</sup> 三牧、前掲書、155頁。

<sup>9</sup> 山室信一『憲法9条の思想水脈』朝日新聞出版、2007年、187頁。

<sup>10</sup> 竹本真希子『ドイツの平和主義と平和運動』法律文化社、2017年、92-93頁。

<sup>11</sup> 北村 厚『ヴァイマル共和国のヨーロッパ統合構想』ミネルヴァ書房、2014年、28-35頁。

<sup>12</sup> 山室、前掲書、103-106頁。

を破壊し、大砲を鋳つぶし、軍艦を商船にし、兵士を良民とし、ひたすら道徳の学問を究明し、工業技術を研究し、ただ純粹に哲学を学び尊重することになったら、文明国だとうぬぼれているヨーロッパ諸国の人たちは、はたして心に恥じないでいられるでしょうか」と<sup>13</sup>。

1889（明治22）年にはロンドン平和協会のメンバーが来日し、講演をした機会に日本でも北村透谷などが中心となって平和協会（後に日本平和会と改称）が設立された。透谷は、機関紙『平和』の発行の辞で「戦争は政治家の罪にあらずして、人類の正心の曇れるに因ってなることを記憶」せよと語り、キリスト教的な平和思想の意義を強調していた。この雑誌では、カントやトルストイの平和思想が系統的に紹介された。日清戦争後になると、社会民主主義者の平和運動が始まり、1901年には安部磯雄、片山潜、幸徳秋水などによって設立された社会民主党は軍備全廃を主張したが、即日禁止処分を受けた<sup>14</sup>。

## 2 ヴェルサイユ・ワシントン体制と日本

ヨーロッパで第一次世界大戦が勃発したとの知らせを聞いた元老の井上馨が「天祐」と語ったように、当時の日本の指導者は、日清・日露戦争のごとく、領土拡大のチャンスと受け止めた。日本は、1902（明治35）年の日英同盟に従って、イギリス側について参戦した。参戦の翌年、1915年には中国に対して、山東半島のドイツ利権の継承、南満州・東部モンゴルにおける日本の特殊権益の承認、日本人の政治・財政・軍事顧問の採用など、21ヶ条の要求をつきつけた。つまり、日本にとっての第一次世界大戦への参戦目的は、中国や南西太平洋におけるドイツ権益の獲得や南満州などにおける影響力の拡大という帝国主義的な利益拡大にあった。

しかし、欧米諸国にとっての第一次世界大戦の体験は、紛争の平和的解決策の模索の始まりであり、ウィルソンの14ヶ条の提唱はまさにその転換を象徴していた。ここに日本と欧米諸国の間に大きな認識ギャップが発生していたのであり、それを最も象徴したのが、近衛文麿が1918年12月15日号の『日本及日本人』に発表した「英米流の平和主義を排す」という論文だった。近衛はこう語っている。

「英米の平和主義は現状維持を便利とするものの唱ふる事勿れ主義にして何等正義人道と関係ないにも拘らず、我国論者が彼等の宣言の美辞に酔うて平和即人道と心得、其国際的地位よりすれば、寧ろドイツと同じく、現状の打破を唱ふべき筈の日本に

居ながら、英米本位の平和主義にかぶれ国際連盟を天来の福音の如く渴仰するの態度あるは、実に卑屈千万にして正義人道より見て蛇蝎視すべきものなり」と<sup>15</sup>。

ここで近衛がいう「英米流の平和主義」とは、ウィルソンが提唱した14ヶ条、とくに国際連盟構想などであろうが、それを国際平和への新しい試み＝「新外交」とは見ず、「持てる国」の「現状維持」策とみなして、排撃するその言葉の激しさに驚かざるをえない。ここには、「持たざる国」日本としては武力で領土や市場を拡大する「古典的な帝国主義路線」への執着が露骨な形で表れていたといえるだろう。しかも、近衛文麿は、1930年代末には日中戦争期の首相となるだけに、日本の暗雲を暗示する発言でもあった。

この近衛の不満の背景には、広大な植民地を保有するイギリスや膨大な国土をもつ米国への嫉妬があるだけでなく、米国で日系移民が差別・排斥されたことに対する人種主義的な反発も作用していたと思われる。近衛は、その後、ヴェルサイユ講和会議に日本代表団の一員として参加し、日本が、日系移民差別の是正を狙って、ヴェルサイユ条約に挿入を提案した人種平等条項が否決される過程を目撃することになる<sup>16</sup>。

その上、アジア太平洋地域の戦後体制を方向づけたワシントン条約に関しても日本側は不満をもった。ここでは3つの条約が調印されたが、第一の海軍軍縮条約では主力艦の保有比率が米：英：日で5：5：3に決定された。第二の対中9ヶ国条約では、中国の主権尊重、門戸開放・機会均等などが約定され、大戦中に日本が獲得していた山東半島のドイツ利権の返還を迫られた。第三の太平洋関連の条約では南西太平洋におけるドイツ領が国際連盟下の委任統治領として日本に継承されるとともに、日英同盟の破棄が決定された。

当時の中国は、1911（明治44）年の辛亥革命を経て、国民党政権が樹立され、ヴェルサイユ会談の折には「民族自決」原則の実施を期待して、列強に奪われた利権の回復を求めて代表をヴェルサイユに派

<sup>13</sup> 山室、前掲書、122頁。

<sup>14</sup> 同上、133-134,142-143頁。

<sup>15</sup> 近衛文麿「英米本位の平和主義を排す」『日本及日本人』1918年12月15日、『近衛公清談録』千倉書房、237頁。

<sup>16</sup> 廣部泉『人種戦争という寓話』名古屋大学出版会、2017年、76-78頁。

遣していた。しかし、ヴェルサイユ会談では戦勝大国の利害が優先され、中国の要求は否定されたので、五・四運動として知られる民族運動が高揚していた。それだけに、ワシントンでの対中9ヶ国条約で中国の主権尊重が確認されたことは中国人の民族感情を満足させるものであり、以降、中国では不平等条約の解消や列強に奪われた様々な利権回収運動が活性化していった。しかし、日本は、華北などに残っていた軍閥と提携して、日本利権の維持を図ろうとしたため、中国ナショナリズムとしばしば対立することになった。また、米国は、門戸開放・機会均等政策を提唱して、中国の利権回収に好意的な姿勢を示したので、中国をめぐって日米対立が徐々に表面化することになった。

### 3 日本の国際協調外交と中国問題

1920年代の日本では、大正デモクラシーの影響で政党政治が進展する一方、幣原喜重郎外相などによる英米協調外交が展開した。例えば、1927（昭和2）年1月には国民党軍が上海で実力行使に出た折、イギリスは日本に共同出兵を提案したが、幣原はこれを断った。また、3月に重慶で武力衝突がおこった折には、居留民保護のため英米の艦船は砲撃を強行したが、日本は「内政干渉」に当たるとして同調しなかった。このような幣原外交を中国は中国の主権を尊重する外交として評価したが、日本国内では「軟弱外交」と批判された。むしろ、1927年4月に成立した田中義一を首相とする立憲政友会内閣は、「積極外交」と称して、5月に山東出兵を強行し、中国の反日運動の激化を招いた。

つまり、1920年代末の日本では、幣原らの国際協調的な「新外交」と田中らの、武力によって日本の利権を守ろうとする「旧外交」の対抗がみられた。そして1929（昭和4）年の大恐慌後には武力による利権拡大の「旧外交」が主流となり、1931年9月、関東軍が満州事変を引き起こすが、日本政府はこれを追認、32年3月には満州国の建国を強行した。これに対して、米国のスティムソン国務長官は、満州事変をワシントン9ヶ国条約や不戦条約違反と非難したが、不承認を主張するだけで、具体的な制裁行動は見送った。日本は、その後、32年10月には国際連盟から離脱し、国際的孤立を深めるとともに、ドイツやイタリアのファシズム国家に反ソ連や反共の点で共同歩調をとるようになった。そして、1937年7月には日中戦争、41年12月にはアジア太平洋戦争に突入していった。

このように1920年代末から主流となった武力による領土拡大路線は、明らかに、第一次世界大戦の反省から導入された「新外交」に挑戦するものであり、幣原らの国際協調外交の否定に基づくものであった。それは、近衛が予言した「持たざる国」の武力による領土再分配路線の採用でもあり、日本の平和運動が治安維持法などによって沈黙させられてゆく過程でもあった。

### 4 連合国の戦後構想と憲法第9条

1941（昭和16）年春から日米間では交渉が行われていた。日本は、泥沼化した日中戦争の調停を米国に期待し、米国側は、ドイツとの戦争が勃発しても、日本が1940年9月に結ばれた日独伊三国同盟条約上の義務を無視して参戦しない約束の取り付けを期待していた。しかし、1941年6月に独ソ戦が勃発すると、日本はこれに便乗してベトナム南部に進駐したため、東南アジアの資源を重視していた米国は態度を硬化させ、8月1日に日本に対する石油禁輸措置の発動に踏み切った。これが日本をして対米開戦を決意させた決定的な動機になった。

しかし、当時のローズヴェルト政権は、1941（昭和16）年8月14日にイギリスとともに、戦後世界構想として「大西洋憲章」を発表した。そこでは「実体論的理由によると精神論的理由によるとを問わず、強力の使用を放棄するに至ることを要す」と明記する一方、侵略の脅威を与える国がある限り、全般的な安全制度が確立するまで、その国の武装解除が不可欠と宣言した。また、戦後世界構想としては、領土不拡大、民族自決、貿易の機会均等、労働・生活環境の改善、軍縮、海洋の自由、国際安全保障の確立などが提唱された。

この大西洋憲章を日本政府は黙殺した。「貿易の機会均等」などの原則は、戦後の日本が経済復興する上で、極めて重要な効果をもっていたのであるが、軍部独裁体制下にあった日本は武力による領土拡大を自明として、この憲章を無視し、戦争に突入したのであった。また、大戦末期に成立した国際連合の憲章では、前文で「共同の利益の場合を除く外は武力を用いない」と規定、第2条3項で国際紛争の平和的解決を規定、第4項で武力による威嚇または武力の行使の自重を規定した。

つまり、連合国側に関する限り、侵略戦争を否定して、国際安全保障機関の再建を図る姿勢は堅持されていた。それ故、連合国による対日占領にあっても、不戦条約から大西洋憲章や国連憲章に至る精

神は堅持されていたのであり、その姿勢は憲法改正過程にも反映されたとみるべきであろう。事実、GHQで憲法改正作業の中心を担ったチャールズ・ケーディスはこう証言している。「ケロッグ・ブリアン条約（注、不戦条約のこと）は私自身に極めて強い印象を残していたからです。私が戦争放棄の第9条の起草について“この条項は私がやりましょう”と出して出た理由のひとつは、パリ条約（注、不戦条約のこと）の中にうたわれていることを思い出してそれを生かせるだろうと考えたからなのです」<sup>17</sup>と。

## VI 結びに代えて

日本国憲法の第9条に明記されて戦争放棄や戦力不保持の条項は、明らかに膨大な犠牲者をだした第一次世界大戦の反省に基づく、戦争違法化思想やその具体化である不戦条約の系譜をひくものである。不戦条約は、日本も批准していたのであるし、その時の外務大臣であった幣原喜重郎が敗戦直後の首相として、マッカーサーとの協議の中で戦争放棄の条項を日本国憲法に盛り込んだのであった。

それ故、憲法第9条を米国から「押し付けられた」とする解釈は、第一次世界大戦の反省にもとづく戦争違法化の動向を全く無視するものといわざるをえない。しかも、日本の1920年代にはこの動向に対応した国際協調外交が存在したのであり、それを否定して、軍部などが政党政治をも否定して、侵略戦争を強行し、アジア太平洋戦争の悲劇にいたった歴史的経過を無視するものでもある。

第二次世界大戦は、第一次世界大戦をさらに大きく上回る犠牲者を出したことの反省から、国際連合が誕生し、西欧では独仏和解による西欧統合が進展したように、日本では再び侵略戦争を起こさない決意のもとに憲法第9条が制定され、何度も改憲の動きがありながら、存続してきたのであった。

第一次世界大戦直後の独仏に留学し、膨大な戦争被害の現実とその反省から紛争の平和的解決を模索する新しい息吹に接した鈴木義男が、アジア太平洋戦争で今度は日本自体が膨大な犠牲を被った現実を体験する中で、国会議員として憲法改正過程に関わり、第9条により積極的な意味づけをするように提案したのも、このような世界史の大きな潮流の一部であったと評価できるだろう。1946（昭和21）年7月27日、衆議院の帝国憲法改正委員会の第3回小委員会の場で、鈴木義男が「唯戦争をしない、軍備を皆棄てるということは、一寸泣言のような消極的印

象を与えるから、先ず平和を愛好するのだということ宣言して置いて、其の次に此の条文を入れようじゃないか」と提案した。この提案が契機となって、第9条には「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」というGHQ案にはない文章が追加されたのであった<sup>18</sup>。

換言すれば、第9条には日本人自身の悲惨な戦争体験の反省が盛り込まれたと評価できるのである。第二次世界大戦の終結から70年余が経過し、戦後に生まれた世界体制は大きな曲がり角に差し掛かっている。その中で世界の各地で後ろ向きのポピュリズムや排外的なナショナリズムの台頭が目立っている。それだけに二つの世界大戦の悲劇を通じて人類が学んだ世界史的教訓を今一度反芻して、今後に生かすことが重要になっていると思われる。

<sup>17</sup> 河上暁弘『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究』専修大学出版局、2006年、341頁。

<sup>18</sup> 塩田純『日本国憲法の誕生—知られざる舞台裏—』NHK出版、2008年、217-225頁。

油井 大三郎プロフィール YUI, Daizaburou

1945年生まれ。東京大学大学院社会学研究科国際関係論専門課程博士課程単位修得中退。

一橋大学社会学部助教授、教授。東京大学大学院総合文化研究科教授、東京女子大学現代文化学部教授。

定年後、一橋大学・東京大学名誉教授。

主な著書：『未完の占領改革』東京大学出版会（1989年）、『なぜ戦争観は衝突するか アメリカと日本』岩波現代文庫（2007年）、『平和を我らに一越境するベトナム反戦の声』岩波書店（2019年）など

# 鈴木義男の生涯

東北学院史資料センター調査研究員  
東北学院大学経済学部教授

仁昌寺正一

## はじめに

筆者が鈴木義男（1894-1963）という人物に関心を持ったのは、今から15年ほど前のことであった。2006（平成18）年に創立120周年を迎える東北学院の記念事業の一つとして、鈴木義男らの東北学院OBを顕彰する図録を作成するプロジェクトにたまたま参加することになったからである。しかし、鈴木に関しては、東北学院のOBで第6代理事長でもあるといった程度の知識しかなく、鈴木義男伝記刊行会編『鈴木義男』すら読んでいなかったことから、スタート時点から戸惑った。しかも、実際に調査に着手してみると、学者・教育者、弁護士、政治家として類稀なる功績を残し、著書、論文なども大小含めて500点以上もあり、到底筆者の力の及ぶところではないことがわかって、愕然とした。したがって、その図録（『大正デモクラシーと東北学院-杉山元治郎と鈴木義男-』学校法人東北学院、2006年10月）が完成したとき、そのエピローグの欄に「途方に暮れたことも一度や二度ではなかった。それゆえ、まだまだ不十分なものであることを自覚しつつも、ともかくも何とかここまで辿りつくことができたというのが、今の私の偽らざる心境である」（同書、276ページ）と書いた次第である。それでともかくも一段落したと思っていたのである。

ところが、それから10年後の2016（平成28）年になった頃、私のところに、鈴木義男に関する資料の閲覧や寄贈の依頼が次々に来るようになった。それとなく聞いてみると、古関彰一先生が書かれた『平和憲法の深層』（2015年4月）の中で鈴木義男のことが大きく取り上げられていることからきているらしかった。さらに新聞などにも、憲法第9条成立時の「積極的平和主義」のことで鈴木義男の名前が登場するようになっていた。NHKからの取材の申し込みもあった。こうしたことから、東北学院史資料センターでも、講演会やシンポジウムを開催して鈴木義男を取り上げないわけにはいけなくなったのである。今回のシンポジウム（「平和憲法と鈴木義男」）も、このような経緯の中で企画されたもので

ある。それにあたり、筆者の突然の強引ともいえる依頼にもかかわらず、報告をご快諾いただいた古関彰一先生と油井大三郎先生には深く感謝するばかりである。

さて、今回のシンポジウムでの筆者の報告は「鈴木義男の生涯」であった。そこでは、まず、そもそも鈴木義男とは如何なる人物であるかについて紹介し、次に、その生涯の中で日本国憲法第9条の平和条項や第25条の生存権の条文の挿入につながるような鈴木模索（思索や経験など）はどのようなものであったのかについて考えてみたい。

## I. 鈴木義男とはどのような人物か

### （1）誕生から東北学院卒業まで

まず、巻末に添付した「鈴木義男略年譜」に沿いながら、鈴木義男の生涯をいくつかの時期に区分して辿ってみることにしたい。

鈴木義男は、1894（明治27）年1月17日、福島県西白河郡白河町（現白河市）田町で生まれた。日清戦争が起きた年である。父義一、母イエの6番目の子供で三男であった。父は、白河メソジスト教会の牧師を務めつつ、全国各地を巡り伝道活動を行っていた熱心なクリスチャンであった。義男は、このような父の影響を大きく受けて育った。

13歳になった1907（明治40）年3月に西白川郡白河町立尋常小学校を卒業し、4月には仙台市の東北学院の普通科へ入学した。当時の学制では、私立学校の普通科は5年制であった。義男がミッションスクールである東北学院に入学したのは、やはり父の強い薦めがあったからである。父は、1886（明治19）年から1889年まで仙台市に滞在<sup>1</sup>、東北学院の創始者たちとともに布教活動を行ったこともあった。

<sup>1</sup> 仙台五橋教会史編纂委員会編『仙台五橋教会史-115年の歩み-』、2001年、83-86ページ。

鈴木が東北学院で過ごした5年間には、さまざまなエピソードが残されている。ここでは三つのことを紹介しよう。

第一に、東北学院に設立されていた「労働会」に所属し、新聞配達、牛乳配達、油売りなどのさまざまな業務を行いながら学費を稼いでいた。いわば「働きつつ学ぶ」苦学生だったのである。

第二に、人前で朗読や演説を得意としており、当時、東北学院にあった「東北文学会」の例会や、市内他校との間で行われていた弁論大会などに頻繁に出場していた。17歳（普通科4年）のときには、仙台市内中学校学生連合演説会で優勝した。

第三に、文才にも長けており、5年生のときには雑誌『中学世界』の禁酒論をテーマにした懸賞論文に応募し、「絶対的禁酒の価値」という論文で1等賞を獲得した<sup>2</sup>。

1912（明治15）年、鈴木は東北学院普通科を卒業した。このとき、シュネーダー院長に将来の夢を聞かれた際、「大政治家になりたい」と言ったという<sup>3</sup>。すでにこの頃から、大志を抱いていたのである。

## （2）第二高等学校（二高）入学から東京帝国大学（東京帝大）卒業まで

1912（明治45）年7月、鈴木は仙台市にある第二高等学校（いわゆる旧制二高）に入学し、1915（大正4）年7月に同校を卒業した。この二高時代に注目すべきことは、弁論部での活動である。当時、同校で発行されていた『尚志会雑誌』をみると、弁論部のリーダーとして大活躍しており、卒業時には尚志会から功績賞と名誉賞を授与されている<sup>4</sup>。

また、当時の進歩的思想（後に「大正デモクラシー」と呼ばれたもの）からも大きな影響を受けていたことがわかる。例えば、21歳（二高3年）のときに行われた「公開大討論会」の中で、鈴木は

民論を起こさんためには普通選挙を実施せざるべからざるなり。制限選挙を行ひて健全なる代議政治を起こさんとすは百年河清を待つにも似て吾人の断じて興せざる所なり。政治は国民の政治なり。国民自らの意見を開陳して少数者の専断に委ねずべからず<sup>5</sup>

といった発言をしているのである。

さらに、ある友人は、鈴木について「当時鈴木さんは日本の政治は英国の労働党のような政党が生まれ伸びて、貧乏を退治しなければウソだと常々申され、クラスのごく一部では鈴木さんを『オイ労働党』

などと呼ぶ人もあった<sup>6</sup>と回顧している。

いずれにせよ、二高在学中に鈴木が政治のことに大きな興味・関心を抱きつつあったことがわかる。

むろん、学業も抜群の成績であった<sup>7</sup>。

二高卒業後の1915（大正4）年9月、鈴木は東京帝国大学法科大学（のちの法学部）法律学科に進学した。

この4年間の学生生活の中での大きな出来事は、二高の先輩で東京帝国大学の教授をしていた吉野作造（1878-1933）との出会いがあったことである。周知のように、吉野は、1878（明治11）年宮城県古川町（現大崎市）に生まれ、二高を経て、1904（明治37）年に東京帝国大学法科大学を卒業、その後1909（明治42）年に同大助教授に就任、1914（大正3）年には教授に昇任し、政治学科で政治史を担当していた。そして大正期に入った頃から、「普通選挙論-選挙権拡張論」を提唱（『六合雑誌』1913年11月号）するなど、後に体系化される民本主義への歩みを早めていく。他方、鈴木は、吉野をはじめとする当時の進歩的主張からは、上述の『尚志会雑誌』からの引用文からも推測しうるように、二高時代から大きな影響を受けていたように思われる。しかも、吉野は、鈴木と同じく敬虔なクリスチャンであった。したがって、大学入学後、さらに深く吉野の思想に傾倒していくことにさほど時間はかからなかったであろう。

鈴木は、その吉野の「高弟」と目されるようになっていた。吉野が自身の著作である『普通選挙論』（1919年4月）をまとめるにあたって組織された「普

<sup>2</sup> 『中学世界』第8号（第14巻10号）、博文館、1912年6月、162-163ページ。ちなみに、この懸賞論文の選者は、著名人であった新渡戸稲造、浮田和民、安藤太郎、島田三郎の4人であった。

<sup>3</sup> 『大正デモクラシーと東北学院-杉山元治郎と鈴木義男-』、学校法人東北学院、2006年10月、163ページ。

<sup>4</sup> 『尚志会雑誌』第102号、第二高等学校尚志会、1915年、503-504ページ。

<sup>5</sup> 前掲『尚志会雑誌』第102号、163ページ。

<sup>6</sup> 鈴木義男刊行会編『鈴木義男』、1964年、168ページ。以下、前掲『鈴木義男』とする。

<sup>7</sup> そのことで興味深いエピソードを紹介しておこう。当時二高教員であった土井晩翠が、鈴木を高く評価し、卒業論文にも高山樗牛と同じ98点を与え、父・義一に「義男を法科ではなく、文科に進学させるように」という手紙を出したというのである（前掲『鈴木義男』、31ページ）。『尚志会雑誌』にも「日本民族当面の使命」などの作品を発表している。



通選挙研究会」のメンバーにもなっていたほか、吉野の指導で設立予定の「新人会」の呼びかけ人の一人にもなっていたのである<sup>8</sup>。その当時のことについては、鈴木自身、次のように述べている。

私は吉野先生には、学生の時代から、普通選挙、社会民主主義で行わなければならないということとを教育されました。普通選挙の研究をやらされて一冊の本にまとめたこともあります。そして社会主義こそ日本を支配する主義だと思っていました。

吉野先生は、新人会をつくることを奨励され、私どもがその最初の委員になった。新人会はその後左翼化したが、つくったときは吉野先生のイデオロギーの極めて穏健なものであった。そして、私はもし、将来政界に出ることがあれば、社会民主主義でなければならないと思っていた<sup>9</sup>。

ここで、「吉野先生は、新人会をつくることを奨励され、私どもがその最初の委員になった。新人会はその後左翼化したが、つくったときは吉野先生のイデオロギーの極めて穏健なものであった」と述べていることに注意しておく必要がある。というのも、鈴木は「新人会」が設立された直後、同会を脱会しているからである<sup>10</sup>。その理由こそ、ここでいわれる「左翼化」であった。東京帝大の緑会弁論部が京都帝大との連合演説会において象牙の塔的性格を抜けきらない姿勢を批判されたことから、それにショックを受けた緑会リーダーであった赤松克磨らが、労働者や一般青年にも開放されるラディカルな左翼学生団体組織として新人会を位置付けたからであった。このような状況では、吉野作造の本流ともいえる「イデオロギーの極めて穏健なもの」である社会民主主義の立場に立つ鈴木にとっては、これ以上の追随はできなかつた。

いずれにせよ、東京帝国大学での生活は、鈴木にとっては知的刺激に満ちたものであった。このような生活の中で、鈴木は、3年次に高等文官（行政科）試験に合格し、4年次には外交官試験と司法試験にも合格するなど将来の職業の選択肢が広がるばかりであったが、最終的には学者の道に進むことを決意する<sup>11</sup>。

### （3）東京帝大助手勤務から東北帝国大学教授辞任まで

1919（大正8）年7月、鈴木は東京帝大を卒業し、同年9月に、同大法科大学の助手（任期2年）に

採用された。本格的な研究の道に進んでいくのである。

この時期については、以下の3点に言及しておくことにする。

第一に、1920（大正9）年の1月から6月にかけて、東京帝国大学内国家学会発行の『国家学会雑誌』に、①「社会的立法事業の新傾向」（34巻1号）、②「労働者の非政党連盟」（34巻3号）、③「社会的保険の価値」（34巻5号）、④「独逸の社会的理想」（34巻6号）を発表している。いずれも短編であり、社会法制定の動きに関する各国の学説を紹介したものである。これらの論稿から、鈴木の研究上の主な関心が社会法にあったことがうかがわれる。とくに、④において、「独逸の社会的理想は団体主義の上に社会主義を立つることである。独逸の将来は最も興味あるものである」<sup>12</sup>と述べており、ドイツ社会の動向にはとくに強い関心を寄せていることがうかがえる。

第二に、1921（大正10）年の1月から3月につ

<sup>8</sup> 前掲『鈴木義男』、63ページ。吉野は、そのことに触れ、「余輩は選挙権問題の研究を専門とするものではない。随って此問題の十全なる論究は自ら其任に非ざることを知つて居る。只最近此問題に著しく興味を感じた結果として、予は東京帝国大学法科大学の特志なる数名の学生諸氏と謀つて去秋以来此問題の包括的研究を企て、居る。予は一日の長あるの故を以て、先づ自らの研究の綱目を編成し、之を夫々学生諸君に頒つて各自研究事項を分擔せしめたのである」（吉野作造『普通選挙論』、1919年4月、万葉書房、5-6ページ）と述べている。

<sup>9</sup> 『吉野作造記念会』第5回例会（1952年4月13日）。なお、後年、鈴木は吉野との出会いを回顧し、「私は大学一年生の時、私の保証人を斡旋して戴くために先生の門を叩いた。それが親しく先生に接した最初であるが、爾來先生の永眠に至る迄、先生一流の隔意のない、そして恩情溢るる御厚誼を頂戴したものである」（注 鈴木義男「人及び政治学者としての吉野先生」、赤松克磨編『吉野博士を語る』、262ページ）と述べているように、親密な師弟関係は吉野が亡くなるまでずっと続いたのである。

<sup>10</sup> 中村勝範編『帝大新人会研究』、慶應義塾大学出版会、19ページ。

<sup>11</sup> そして、そのことを自身の恩師であり、東北学院の院長を務めていたシュネーダーに伝えたが、そのときの様子について、「大学の業を終った時、私は政治家になると云う志望を一擲してプロフェッサーになることに決めたということを報告した時、先生は非常に喜ばれた。そして学問研究の方法態度について又懇切に説示されたのであった」（鈴木義男「シュネーダー先生追悼講演」、『東北学院時報』第146号、1939年12月1日）と記している。

<sup>12</sup> 鈴木義男「独逸の社会的理想」、『国家学会雑誌』第34巻6号、東京帝国大学内国家学会、1920年4月、135ページ。

て、中央法律新報社発行の『中央法律新報』に「米  
国憲法と独逸新憲法」を3回にわたって連載してい  
る。その論稿の結論部分において、「自由競争の文  
化を背景としてフランス憲法あり、協同の文化を背  
景として独逸新憲法は生まれた」としつつ<sup>13</sup>、20世  
紀の文明にふさわしいものとして独逸新憲法（ワイ  
マール憲法）を高く評価している。ここには、ヨー  
ロッパ留学を控えた鈴木の研究上の関心が奈辺にあ  
るかがうかがわれる。

ちなみに、この中央法律新報社は、最初の組織が  
1918（大正7）年7月に東京帝大のキリスト教青年  
理事長の吉野作造の支援の下にキリスト教青年会  
の一室で誕生した簡易法律相談所であり、やがて1920  
（大正9）年9月に片山哲が星島二郎とともに法律  
の社会化・民衆化を目的に設立した中央法律相談所  
となり、その後『中央法律新報』の第2号からこ  
の名称になっている。そのような経緯からもうかが  
われるように、吉野作造の影響が及んでいるもので  
あった。実際、吉野は、この雑誌には、専門の違い  
を理由に執筆はしなかったが、「精神的厚意」を寄  
せていた<sup>14</sup>。

第三に、1921（大正10）年3月から7月にかけて、  
鈴木文治率いる友愛会が労働者教育運動の一環とし  
て開設した「東京労働講習所」で講師を務めている。  
具体的には、同年3月4日、3月18日、4月1日、  
4月22日、4月29日、5月13日、5月27日、6月10  
日、7月1日の9回にわたって、神田女子音楽学校  
で「法学通論」の講義を行っている<sup>15</sup>。7月22日には、  
ヨーロッパ留学に出発したわけであるから、その直  
前までこの活動を続けていたことになる。

やがて助手の任期が終わりに近づくと、鈴木は、  
当時創設が予定されていた東北帝国大学法文学部の  
教授に内定した。担当科目は行政法学であった。

そして助手の任期が終わりに近づいた1921（大正  
10）年7月22日、文部省在外研究員としてヨーロッ  
パ留学に出発した。

このことに関して、今回新たに見つかった資料  
（鈴木が白河の知人に宛てたはがき）には、どのよ  
うな目的で、いつ、どこから出発するかといった詳  
細が書かれているので、紹介しておくことにする。

謹啓向暑の砌各位倍々御清福の段奉大賀候、陳  
者小生此度官命に依り、行政学、行政法学並に  
社会法研究のため欧米諸国に留学を命ぜられ、  
本月二十二日、横浜解郵郵船クライスト号にて  
仏国に向け出発の予定に御座候、是非参上御挨拶

擧申上げべきの所、準備等にて多忙のまま失礼  
仕候段御諒祈入候、留守中は何分宜しく奉願上  
候

先は御挨拶迄如斯に御座候 敬具

大正十年七月十日 鈴木 義男

留守宅 東京本郷蓬萊町一八<sup>16</sup>

このように、ヨーロッパ留学が「官命」であった  
こと、その目的が「行政学、行政法学並に社会法研  
究のため」であったこと、出国日が1921（大正10）  
年7月22日であったこと、出発地が横浜で、船でフ  
ランスに向かったこと、などが書かれている。

さて、鈴木義男のヨーロッパ留学は、往復の船旅  
の期間を含めて、1921（大正10）年7月から1924（大  
正13）年3月までの2年8カ月に及んでいる。この  
うち、はじめの2年は「官費」による滞在であり、  
残りの8カ月は私費による滞在であった。

この2年8カ月に及ぶ行程の詳細は明らかではな  
い。鈴木が日本に書き送った論稿から判断すれば、  
1921（大正10）年秋から1922（大正11）年秋までは  
ドイツに、それから1923（大正12）年4月まではフ  
ランスに、その後1924（大正13）年1月初旬までは  
イギリスに滞在していたのではないかと思われる。  
この間には、ベルギーやイタリアなどのヨーロッパ  
各地を訪れている。日本への帰路は、同行者の記述  
によれば、次の通りであった。1924年初旬にイギリ  
スのサザンプトンで乗船し、カナダのハリファック  
スに到着、その後はアメリカのニューヨークに向か  
い、コロンビア大学の法学部と理学部を訪問、ロッ  
クフェラー研究所を訪問し、夜行列車でボストンに  
行き、ハーバード大学を訪問し、ワシントンに滞在  
後、鈴木は単身でランカスターに向かい、当時アメ

<sup>13</sup> 鈴木義男「米仏憲法と独逸新憲法(下)」、『中央法律新報』  
第1年第4号、中央法律新報社、1921年3月、1-2ページ。

<sup>14</sup> 松下芳男「『中央法律新報』の思い出」『中央法律新報』第  
1巻上、(第1年第1分冊)、東洋文化社、42ページ。

<sup>15</sup> 芳賀清明「戦前の労働者教育運動における鈴木義男と杉  
山元治郎」、『キリスト教教育と近代日本の知識人形成  
(2)』、学校法人東北学院、2012年3月、66-68ページ。  
鈴木文治『労働運動二十年』、一元社、1931年5月、307-  
309ページ。いうまでもないが、鈴木文治は、宮城県出身  
であり、二高、東京帝大の吉野の後輩であり、しかも共  
にクリスチャンであったこともあり、吉野とは極めて親  
しい関係にあった。したがって、このような鈴木義男の  
活動にも、何らかのかたちで吉野が関与していたのでは  
ないかと思われる。

<sup>16</sup> 個人所蔵資料。

リカに帰国していたシュネーダーと再会した。その後サンフランシスコへ行き、滞在中にはカリフォルニア大学を見学した。そして天洋丸に乗船してアメリカを出発し、3月3日、横浜港に到着した<sup>17</sup>。

日本に帰国して間もない1924(大正13)年3月28日、鈴木は東北帝大法文学部教授の辞令を受けた。4月からの行政法学の講義は、実際に受講した当時の学生も述べているように、留学時の体験を交えた話が好評であり、教場がいつも満員になったという<sup>18</sup>。

しかし、鈴木は大学教授としての生活を揺るがすような出来事が起きる。それが「軍国教育批判」であった。後述するように、この論稿は『河北新報』に数回にわたって掲載されたものであった。これにより鈴木は国が重点政策として打ち出した現役将校の中学校以上の学校への配属を厳しく批判したことで、国や軍部に危険人物と目されることになる。さらに1928(昭和3)年2月には、1925年に発布されたいわゆる普通選挙法にもとづく第1回普通選挙で、帝国大学の教授でありながら選挙運動に携わったこと、しかも社会民衆党という革新政党の立候補者の応援をしたことで、辞職の圧力が強まった。

同年3月になると、全国の大学で治安維持保法(1925年制定)が改正され、全国の大学でも思想弾圧・統制が強化され、京都帝国大学では河上肇、東京帝国大学では平野義太郎・山田盛太郎・大森義太郎、九州大学では向坂逸郎らが相次いで辞職を余儀なくされた。東北帝国大学では鈴木義男らが同大の総長に呼びだされたものの、このときは同僚たちの擁護もあって辞職を免れた。しかしながらその後もさまざまなかたちで辞職を迫る圧力が強まるばかりであった。結局、1930(昭和5)年4月、鈴木は辞表を文部省に正式に提出し、東北帝国大学を去ることとなる<sup>19</sup>。

#### (4) 弁護士時代

東北帝大教授を辞職した後、鈴木は上京し、1930(昭和5)年6月15日、東京市麹町区4丁目に自宅兼用の鈴木弁護士事務所を開設した。

弁護士としての活動が軌道に乗るまでの数年間は、大小さまざまな事件の弁護を引受けていた。また法律関係の雑誌や新聞、百科事典の法律項目の執筆、さらには法政大学の夜間部の非常勤講師も行っていった。

この間、弁護士修行も行っている。東北帝大時代の同僚であった小町谷操三の仲介で、今村力三郎の元で弁護士としての研鑽を積んでいる<sup>20</sup>。

このような多忙の日々でも、鈴木は独自の弁護の仕方についての研究も怠らなかった。鈴木が採用した弁護方法が画期的なものであったことについては、ある弁護士が、「鈴木先生が弁護活動に一時期を画したというのは、訴訟記録を精読調査して、起訴事実を分析検討し、広い視野に立って裁判所に訴え、無罪判決若しくは執行猶予の判決を言い渡す外ないという心証を科学的に構成し弁護した<sup>21</sup>と述べていることからもうかがえよう。

その後、鈴木は弁護士としての辣腕をふるうようになり、治安維持法違反事件、帝人事件、志賀暁子墮胎事件など当時の大きな事件の弁護を次々に担当するようになる。鈴木法律事務所も8人もの弁護士を抱える「日本一流の法律事務所<sup>22</sup>」となっていった。

#### (5) 政治家時代

1945(昭和20)年8月、ポツダム宣言の受諾というかたちで日本は終戦をむかえた。この出来事は鈴木義男の人生に大きな転機をもたらすことになる。政治家となるべく新たな挑戦を開始したのであった<sup>23</sup>。

<sup>17</sup> 前掲『鈴木義男』、57ページ。

<sup>18</sup> 前掲『鈴木義男』70ページ。鈴木の講義については、『東北大学法文学部略史』(東北大学法文学部略史編集委員会、1953年3月)のなかにも「鈴木義男教授の行政法講義が光っていた。当代一流の弁舌を以て悠然として講義された」(154ページ)と記述されている。

<sup>19</sup> 鈴木は、1930年4月1日付で辞表を提出し、同年5月14日に文部省の認可が下りた。なお、鈴木は辞表を提出する直前の同年3月29日に吉野作造の自宅を訪れ、今後の身の振り方などについて相談している。この日の吉野の日記には「数時間懇談す……先々は東京にて弁護士をやらし」(吉野作造選集15『日記三(昭和2-7)』、岩波書店、180ページ)と書いてある。

<sup>20</sup> このことについては、後に鈴木は、「私が今日あるは、主として大過なく弁護士としての途を歩むことができたといえますれば、先生(今村力三郎のこと……引用者)のご薫陶の賜物であると考えておる次第であります」(『今村力三郎翁追想録』、専修大学、1955年、294ページ)と述べている。

<sup>21</sup> 前掲『鈴木義男』116ページ。

<sup>22</sup> 前掲『鈴木義男』232ページ。

<sup>23</sup> 政界への進出を決断した動機について、鈴木は、「そのときまでは明治憲法のもとに国民大衆は非常な抑圧を受けており、私はその凌辱された人々を弁護することに生涯を費やしておったのでありますから、これはとてもたまらない。しかし幸いにこれから日本は一つ明朗な民主国になるかもしれぬ。ただ見ているだけではいけない。自分も参加して一つこれを完成しなければならぬという気持を起して、柄にもなく国会に出てくる気になったのであります」(『内閣委員会会議録第三十八号 昭和三十一年五月七日【参議院】』20ページ)と述べている。

同年11月、鈴木は、設立されたばかりの社会党に入党し、同党の中央執行委員になった。翌年4月、戦後最初の衆議院議員総選挙に福島全県区から立候補して初当選を果たした<sup>24</sup>。それ以降、7回にわたって当選している。

この「政治家時代」のことについては、次の四つに注目しておきたい。

第一に、最も注目すべきことであるが、終戦直後から着手された新憲法（日本国憲法）制定に尽力したことである。

鈴木は、1946（昭和21）年5月から始まったいわゆる制憲議会（第90回帝国議会）において、6月26日に衆議院本会議では社会党を代表して質問演説を行い、7月25日には帝国憲法改正案委員会小委員会の委員に選出された。各党から選出された26名の委員で構成されたこの委員会で、鈴木は、社会党のメンバーと協力して、のちの日本国憲法第9条の平和条項の挿入や、第25条の生存権規定の条文化をはじめ、実に多くの条文の追加・作成に尽力したのである<sup>25</sup>。

第二に、日本国憲法制定後に発足した内閣で司法大臣・法務総裁を務め、司法改革に取り組んだことである。周知のように、1947（昭和22）年5月24日に片山哲内閣（日本社会党・民主党・国民協同党の連立内閣）が成立すると、鈴木義男は司法大臣に就任した。また片山内閣の総辞職後の1948（昭和23）年3月10日に芦田内閣が成立すると、鈴木は、法務総裁として引き続き閣僚を務めた。

そしてこの時期の鈴木は法曹界の最高責任者として、戦後日本の司法の大改革を進めていった。これについて、当時の法務官房長であった田中治彦は、

当時は終戦直後の混乱期であり而も進駐軍による急激強力な制度の変革期であったので、相次いで起る幾多の困難な問題の解決のため、日夜非常な御苦勞を重ねられたのであった。司法部に関する問題の中では、裁判所分離に伴う、新しい裁判所、法務府、弁護士会の存り方、最高裁判所の設立、法務府の構成、判検事の待遇等の問題があった。これ等の問題については、先生の深い学識と豊かな経験からして、一つの高い理想像を描いておられたが、当時これ等の問題をめぐって、GHQ、司法部内及び政府部内で、それぞれの強い主張や意見が入り乱れ、一時はどうおさまりがつくものやら全く見当もつかない程であったが、先生はそれこそ忍耐と寛容の心をもって、その調整に苦心と努力をな

され、兎も角も、御承知のような出発当初の姿に落付けられたのは全く敬服したところであった<sup>26</sup>。

と回顧している。多くの困難な課題と取り組んだが、その詳細な研究は、残念ながらほとんど進められていない。

第三に、1950年代の「逆コース」の進行情、すなわち朝鮮戦争の勃発を契機に進行していった警察予備隊、保安隊、自衛隊の創設と続く再軍備の時期にも、鈴木の軍備縮小・平和の実現といった姿勢は貫かれていたことである。1955（昭和30）年7月28日の衆議院でも、社会党を代表して

わが国が、一時朝鮮事変に驚いて、アメリカの、それこそ押しつけによって、警察予備隊を作り、保安隊を作り、これを自衛隊に発展させたのであります。今や、世界の大勢を見れば、平和的共存といい、ジュネーヴにおける巨頭会談といい、何とかして軍備を縮小し、原子戦をなきものにし、平和のうちに世界を維持していこう、軍備縮小によって得るところの余剰財産をもって後進国の開発のために使おうということが提唱せられておりますときに、わが国がおくればせながら再軍備をしようとは何ごとでありましょうか<sup>27</sup>

という演説を行っている。

第四に、1960（昭和35）年1月、民主社会党の結党に参加したことである。若き日より穏健な社会主義を志向していた鈴木にとっては、過激な政治的行動も辞さない可能性があった向坂派などと共同歩調を取り続けることが困難な状況になっていたことは想像に難くない。それもひとつの要因となり、鈴木は、1960年、社会党から分離・独立するかたちで結成された民主社会党に移籍するのである。なお、その頃、鈴木は『民主社会党綱領私案』<sup>28</sup>を作成して

<sup>24</sup> それ以降、7回にわたって当選している。当選した年については、巻末の年表を参照されたい。

<sup>25</sup> これについては、鈴木が制憲議会において、単独で、あるいは他の社会党議員と共同で行った対応がまとめられている『私の記憶に存する憲法改正の際の修正点』という小冊子が参考になる。

<sup>26</sup> 前掲『鈴木義男』173-174ページ。

<sup>27</sup> 『衆議院会議録』第49号、憲法調査会法案、1955年7月28日。

<sup>28</sup> 同書について、蠟山政道は「日本における民主社会主義の歴史的過程における記念塔」（前掲『鈴木義男』、195ページ）と評している。

いる。そこにも、鈴木「国連中心」の平和主義の思想の一端がみてとれる。

国連において新興独立諸国をはじめ各国の平和への努力が実りつつある今日、口に国連中心主義を唱えながら、実はアメリカの古き力の政策に追随する日本外交は、真の国連中心主義とは、全く無縁のものと言うことができよう。(中略)

平和のための軍備というのが、かつて日本国民は、平和のためと称する日独伊同盟を頂点とする軍国政策によって、遂にあの悲惨な戦争に突入したことを銘記すべきである。

国際社会における日本の地位を一言にして言えば、日本はアジアにおける唯一の先進文明国として、自国経済の平和的繁栄を図り、西欧諸国との協力のもとにヒューマンな立場から、後進国開発の援助と提携を進め、自主独立の気概をもって、世界平和のために努力すべき地位にあるといえよう<sup>29</sup>。

このように、ここには「悲惨な戦争に突入したことを反省し、「世界平和」の実現という目標に向かって努力すべきという鈴木「の熱い思いが表明されるとともに、国際平和の維持・実現をめざす国際連合を中心に平和をめざすという鈴木「の考えが表れているのである。

なお、以上ではほとんどふれられなかったが、鈴木「の生涯を語る際には、鈴木「が教育活動にも熱心に取り組んでいたことを忘れてはならないだろう。母校東北学院では、1947（昭和22）年から1963年まで、つまり逝去するまで理事長を務めていたこと、1949（昭和24）年頃から1955年まで専修大学でも教授・学長・理事長を務めたこと、1954（昭和29）年には若い教員を激励すべく学位（博士）を取得したこと、1958（昭和33）年から逝去直前まで青山学院大学で教えていた（病気で倒れてからは、退院後に学生を自宅に呼んでゼミを行っていた）ことなどなど、鈴木「の教育に対する精力的な活動を紹介するには枚挙に遑のないほどである。

しかしながら、ついに「巨星逐つ」。1963（昭和38）年8月25日、鈴木「は、不治の病に侵され、聖路加病院において永遠の眠りについた。69歳であった。

葬儀は、8月31日、青山学院大学のチャペルで民主社会党の党葬として行われた。奇しくも恩師吉野作造の葬儀もこのチャペルで行われている。9月10日には、告別式が鈴木「家の菩提寺である白河市の聯芳寺で行われた。その後、この寺には、福島県内の

県会議員や市会議員らが中心になって鈴木「義男を顕彰する「民主社会主義発祥の地」と彫られた石碑が建てられた。そして、9月14日には追悼式が母校東北学院のチャペルで行われた。当日は教職員・同窓生をはじめ、宮城県・仙台市などからの多数の鈴木「の友人・知人が集い、学生時代から鈴木「義男（すずき・ぎだん）と呼ばれて親しまれていたこと、その優秀さが母校で伝説となっていたこと、労働会で働きつつ学び通したこと、16年もの長きにわたって理事長という激務を担ってきたことなどに思いを馳せ、その死を悼んだのであった。

## II. 鈴木「義男における平和思想の形成

次に、今回のシンポジウムの趣旨を踏まえて、鈴木「の「平和」思想が、どのような経験・体験によって形成されていったのかという点について考えてみよう。現時点では、筆者は、次の三つのことが大きな影響を与えていると考えている。

### (1) 幼少からのキリスト教的人道主義の受容

第一に、幼少の頃から青年期にかけて培ったキリスト教的人道主義である。

前述のように、鈴木「の父・義一は熱心なクリスチャンであり、全国各地の伝道活動にも携わっていた。その父のもとで、鈴木「はキリスト教の影響を受けながら育った。ではその影響は、鈴木「の日常生活にはどのようなかたちで現れていたのか。

長女・綾子は、前掲『鈴木「義男』に寄せた一文の中で、

自由平等を愛した父は、女中さんや書生さんが大勢いた麹町時代に、人間平等を子供達にも植えつけて、呼び捨てにすることを許しませんでした。父が後に半生を社会主義運動に捧げたのは、生れながらのヒューマンな性質の発露であったと思います。そして牧師であった祖父の厳格なクリスチャン的教育は、常に家族のみに与えることをせず、広く世の悩める人々に手を差しのべる父の一生を形成したのです<sup>30</sup>。

と述べている。また、次女・ゆり子は、

私共は父の万民平等の精神を体得したのです。『天は人の上に人を作らず、職業に貴賤は

<sup>29</sup> 前掲『鈴木「義男』364-365ページ。

<sup>30</sup> 前掲『鈴木「義男』253ページ。

ない。よってお前達はどんな偉い人の前にも出て怖じずに堂々と自己の意見を述べ、又どんな貧しい人に対しても軽蔑してはいけない』というのが父の教えでした。(中略)『人、右の頬を打たば左の頬を出せ』とか、『汝らの中、罪なき者石にて打て』とか聖書の言葉を教えてくれ、自らも実践していた様ですが、入院中容態が悪くなり非常に衰えて来た頃、しみじみと、「わたしはキリスト教の精神を子ども頃から身につけたため大分損をしたよ」といって心からうれしそう微笑んだのが、今でも忘れられません。きっと父は損ばかりした人生が心から満足だったのではないかと、あの頬笑みを思い浮べる度に思うのです<sup>31</sup>。

と述べている。

このように、いずれの「証言」からも、鈴木が敬虔なクリスチャンであり、キリスト教の思想を日常生活において実践していたことがわかるであろう。また、東北学院での5年間の学生生活も、鈴木の実業に大きな影響を与えた。鈴木自身、シュネーダーの追悼講演の際、次のように述べている。

五年の間、私は直接間接に先生の御薫陶に浴したのでありますが、之が私の全生涯を決したものと申して差支がない。そして私は他の学校入らずに我が東北学院に入った事を光栄とし誇とするに至ったのであります<sup>32</sup>。

また、鈴木の子女・ゆり子(新井ゆり子)も以前、筆者との手紙のやりとりの中で、

父が世の為、人の為に生涯、情熱を捧げましたのは、父の父が熱心なクリスチャンで白河の田舎でヤソヤソと石を投げられ乍ら、又貧乏に耐え乍ら伝道、田舎道に立って説教をつづけたことと、東北学院でシュネーダー先生の教えに感銘を受けたことがあると思っております。

と書いている。

また、鈴木の実業形成には、吉野作造のキリスト教的人道主義も大きな影響を及ぼしたことは間違いない。それを具体的に示すことはなかなか難しいが、筆者の独断で一つだけあげてみれば、鈴木が行った朝鮮人の独立運動に対する弾圧事件の弁護がその好例といえないだろうか。その弁護については、同僚弁護士である瀧内礼作をして、「私に最も印象深いことは、氏(鈴木義男のこと……引用者)が太平洋戦争直前、朝鮮の李光珠らの独立運動に対する弾圧事件の弁護にあたり、『いやしくも朝鮮に生を享けたものにして、何人かその独立を想わざるものあ

らんや』といいきったことであり、当時として、余程の勇気がなければできない言論であった<sup>33</sup>と言わしめている。

この文中の「余程の勇気」こそ、鈴木が吉野から学んだものの一つではないだろうか。というのも、松尾尊兌の研究からも明らかなように、吉野は、大正中期以降、日本帝国主義下で行われた朝鮮などに対する同化政策に反対したり、中国人・朝鮮人に対する援助を惜しまなかったりしたからである<sup>34</sup>。吉野のこのような姿勢こそ、キリスト教的人道主義に基づいたものであったように思われる。そして、それを吉野の身近にいた鈴木がしっかりと継承していたというわけである。

以上のように、キリスト教的人道主義に基づく教育を受けたこと、またその教育を受けた人から直接的・間接的に影響を受けたことが、鈴木の「人権」や「平和」の考えの基礎になっているように思われる。

## (2) ヨーロッパへの留学体験

第二に、ヨーロッパへの留学である。先にも述べたように、鈴木は1921(大正10)年から1923(大正12)年までの約2年8カ月にわたり、ヨーロッパに留学した。そこでの経験、とくにドイツ滞在中に体験したことは、鈴木に大きな衝撃を与えたようである。

ドイツに滞在したのは1921年秋から1922(大正11)年秋にかけてであった。この間、ベルリン大学などで法学の講義を受けつつ、近隣諸国をも巡回して視野を広め、見識を深めている。そして第一次世界大戦の終結直後の「傷痕」について、

以上の諸国に最近巡歴した蘭白両国及仏国を加へて主たる欧州諸国を一通り巡歴したる次第に候が、小生の全体としての印象は極めて悲観的に御座候。世界大戦は全欧州を全く破壊せりと兼て屢々聞き居るたる所に候が、今自ら親しく各国を視察してこの破壊の余りに大なるを痛

<sup>31</sup> 前掲『鈴木義男』264ページ。

<sup>32</sup> 鈴木義男「シュネーダー先生追悼講演」、『東北学院時報』第106号、1939年12月1日。

<sup>33</sup> 前掲『鈴木義男』114ページ。

<sup>34</sup> このことについては、さしあたり、松尾尊兌『大正デモクラシーの群像』(岩波書店、1990年)の中の「吉野作造その朝鮮・中国論」を参照されたい。

感いたし候。この創痍を癒すことは如何なる力を以てするも近き将来に於て望み難き事と考へられ候。又しても人類は一大愚挙を敢てしたる次第に御座候<sup>35</sup>。

と記述している。第一次世界大戦を「人類の一大愚挙」と喝破していることが印象的である。

こうしたこととも関連していると思われるが、鈴木木の平和思想も大きく変化していった。その変化はカントの「永久平和論」に影響を受けた政策に対する高い評価というかたちで表れることになる。その背景には、一つには、鈴木が主要な関心事である社会法の研究を行いシュタムラーなどの新カント主義哲学に関する研究を進めていたこと、もう一つには、カントの「永久平和論」に大きな影響を受けたとされるウィルソンの「14カ条の平和原則」が出され、第一次世界大戦後の新たな国際秩序の形成に基づく平和の実現・維持の政策が動き出していたことがあげられるよう。

鈴木がウィルソンの提起した政策を高く評価していたことは、1924（大正13）年2月頃にシュネーダーがアメリカの宗教関係の雑誌に書いた一文でも明らかであった。この一文は、鈴木がヨーロッパ留学の帰途にアメリカに立ち寄り、たまたま帰国中のシュネーダーの自宅を訪問した際の会話を基にして作成されたものであったからである。「日本の若きウィルソン」と題するその一文には、鈴木をアメリカ大統領ウィルソンになぞらえて、「彼は日本の若い『ウィルソン』となるであろう。彼の理想は那邊にあるか。それはデモクラシーと国際友愛の理想であろう。それこそ彼が最も尊敬した故大統領のそれと完全に一致するものである」と書かれていた。鈴木木の主張を汲み取ったものとみなしてもよいであろう。

また、鈴木が「平和」（国際平和）を強く意識するようになったことを象徴する出来事としてあげられるのが、帰国後に執筆した一連の「軍事教育批判」である。

この動きが出てくる経緯にもごく簡単にふれておこう。第一次世界大戦後、ヴェルサイユ条約が締結され、国際協調路線が本格化する中で、ワシントン会議（1921～1922年）が開かれた。その会議の中で、アメリカ・イギリス・フランス・日本・イタリアの5カ国でワシントン海軍軍縮条約<sup>36</sup>が締結され、各国の主力艦や航空母艦などの保有制限が行われることとなった。同条約において、日本はアメリカ・イギリスの保有量に対して約6割と定められた。そ

してそのような中、軍備全般の縮小も求められるようになった。このような動きへの対応策の一つとして、1925（大正14）年4月11日、現役将校を中学校以上の官立・公立の男子学校<sup>37</sup>に配属する勅令135号「陸軍現役将校学校配属令」<sup>38</sup>が公布・施行された。そのねらいは、将校の失業対策も兼ね、将校を学校教練の教官として普通学校に配属することにより、軍事力の維持および底上げを図ろうとするところにあった。

しかし、こうした政策に反発する動きも数多く見られた。仙台市内においても、1924（大正13）年12月7日には東北帝国大学で「仙台軍事教育学生反対同盟」主催の集会が開催された。この集会で鈴木は、この政策への反対演説を行った。そしてこれに続けて、『河北新報』に「所謂軍事教育批判」と題する論文を、翌12月8日から7回にわたって連載した。そこには、彼自身がヨーロッパで学んだことや経験したことが明確に表れているのである。例えば、12月11日の記事の中には次のような一文がある。

今日ドイツに遊んで戦前に行われたる多くの文献等を見て如何に戦争を是認し、戦争は人類文化の進歩に必要欠くべからず、戦争あるによるのみ尚武心を維持し人類の墮落を防ぎ得る、戦争なくんば国民を腐敗せしむる所以を論じ、武力に訴えても独逸文化を世界に宣揚することは独逸民族が神よりゆだねられた使命であると言う様な思想が広く行われていたかということを見出すのである。この戦争哲学は独りドイツ

<sup>35</sup> 鈴木義男「独逸より(一)」、『思想』24号、岩波書店、1923年9月、79ページ。

<sup>36</sup> 1923年8月17日付の『官報』号外によれば、ワシントン海軍軍縮は「一般ノ平和ノ維持ニ貢献シ且軍備競争ノ負担ヲ軽減セシムルコトヲ望ミ、右目的ヲ達スル為各自ノ海軍軍備ヲ制限スルノ条約ヲ締結」するとされている。

<sup>37</sup> なお、私立学校については申請制であった。

<sup>38</sup> こうした動きは、すでに1910年代から見られていた。1918年、臨時教育会議において「兵式体操振興ニ関スル建議」が提出され、学校教育の一環として軍事教練の実施の必要性について説かれていたのである。安藤忠によれば「この建議で示された趣旨は、現役将校を学校に配属し、学校教練の始動にあたらせることにより、軍事教育の効果をより高らしめようとするものであった」（『国民教育と軍隊—陸軍現役将校学校配属令について—』、『教育学雑誌』17巻10号、日本大学教育学会、1983年、3ページ）。この動きは、第一次世界大戦時のヨーロッパの総力戦の展開、その後の国際情勢の動きに呼応するように拍車がかかっていったようである。

に於てのみならず、フランスに於てもイギリスに於ても広く遵奉せらるるに至ったものであって、さればこそ国交危機に瀕したる場合、更に彼等は一層慎重に考慮すべきであったにもかかわらず、恰も待てるものの来れるに会する如く馬を国境に進めたのである<sup>39</sup>。

また、これ以外のところでも、鈴木は、人類文化の理想が平和にあることを否定するものではないのである<sup>40</sup>。

といい、また、軍事教育を全国の学校に大規模に行うことに依って次代の国民の精神に及ぼす大なる悪影響は、少青年の心に知らず知らず戦争的本能を植え付け、激発して戦争を好ましむるに至ることである<sup>41</sup>。

といい、「平和」や「人権」に関する強烈なメッセージを発している。

そして、鈴木は、思想の一貫性を持たずに便宜的に「平和主義」を口にする人たち対しては、次のようにアピールする。

かのカントを見よ。欧州の戦雲穏やかならざる間にあって『永久平和論』を哲学的・心理学的体系にまで造り上げる余裕と自制がある。カントの述作に一つとして永久的生命のないものはないのであるが、又かの『永久平和論』程、学問的見地から見て永久的価値あるものはないのである。それは実に時代と国境とを超越している。カントの議論は余りにも高邁であって、恐らく人類社会においてそのまま実現されることはないであろう。けれども又それだけ永遠に人類は常に彼に聴くべきものを持っているのである。ウイルソンの国際連盟の企ての如きは全くその極小部分の借用に過ぎないのである。企てが大きければ失敗も亦大きい。しかし人類の文化はカントの指示したような方向に動いていることだけは確かである<sup>42</sup>。

ここで注目したいのは、鈴木がカントの「永久平和論」を非常に高く評価していることである。

くり返しにもなるが、鈴木は、カントの理想は「人類社会においてそのまま実現されることはないであろう」としつつも、「時代と国境とを超越」したその「カントの議論」からは「永遠に人類は常に彼に聞くべきものを持っている」として、カントの掲げた平和主義を高く評価している。つまり、「平和」を実現するにあたっての思想的根拠を、カントの「永遠平和論」に求めているのである。

そして、カントの「平和」の構想を具体化させるかたちで提唱されたウイルソンの「14カ条の平和原則」も評価しているのである。周知のように、「14カ条の平和原則」は第一次世界大戦の終結、その後締結されたヴェルサイユ条約の根拠となっている。その第14条には「国の大小を問わず、政治的独立と領土保全の相互保証を与えることを目的とする具体的な盟約の下に、諸国の統括的な連携が形成されなければならない」とあり、これがのちの国際連盟の基本理念となるのである。

鈴木は、この14カ条の平和原則、およびそれに基づいて設立された国際連盟は、カントの唱えた「平和」の「極小部分の借用にすぎない」としつつも、「人類の文化はカントの指示したような方向に動いていることは確かである」と述べている。鈴木からの極めて重要なメッセージにほかならない。

ところで、鈴木が助手の時代から大きな関心を抱いていた社会法についても、ヨーロッパ留学によって大きな成果が得られたといえる。端的に言えば、社会法のコアをなす生存権が「人格的生存権」として理論化されているのである。これは帰国後に鈴木が執筆した多くの論稿から確認できるが、ここでは最近、新たに見つかった資料のうち、東北帝国大学法文学部での講義テキスト『社会法論』<sup>43</sup>に詳しいのでこれをみてみよう。

人の生存はその人と分離して考ふべからず。人は単にその動物的生存を完うするを以ては人としての生存を遂ぐるものと云ふことを得ず。従て生存権を認承する社会に於ては人の生理的生命の保障を出発点とすれども社会文化の進展に應じてその社会のその時代に許されたる最小限度の「人らしき生存」を保障するものならざるべからず。余は生存権の内容をかくの如き意義

<sup>39</sup> 鈴木義男「所謂軍事教育批判(三)」、『河北新報』1924年12月11日。

<sup>40</sup> 鈴木義男「所謂軍事教育批判(一)」、『河北新報』1924年12月9日。

<sup>41</sup> 鈴木義男「所謂軍事教育批判(三)」、『河北新報』1924年12月11日。

<sup>42</sup> 鈴木義男「所謂軍事教育批判(一)」、『河北新報』1924年12月9日。

<sup>43</sup> 名古屋大学図書館所蔵。著者名も発行年も書かれていないが、その記述内容により、鈴木義男が執筆したものと判断した。なお、発行年は、前掲『鈴木義男』によれば1927年とされている。



に解す。従て従来屢々用いられたる生存権と貧民救助要求権とを同義語に解する説を採らず。餓ゆるものの食を求むるの権利はその一部のみ。人格の保障は他の重要部分なり。かくの如くにして始めての法制は生存権の完全なる認承に向つてその努力進展を続げつつあるものといふことを得べし。(註一、)即ち余の解する生存権は包括的名辞なり。その派生的権利として幾多の個別権を有す。その社会法上最も重要なものは扶助要求権、労働要求権、人格権、団体的交渉及統制権とす。そが抽象的なる点よりして従来の諸種の権利の個人権たるに對して社会権と呼ぶことを得べし。(註二、)

註一、凡ての公法は然り。公法は國家の機能的觀察より見れば國家の責務遂行のための手段たり。その責務の最大なるものはその成員の生存の保障にありと云はざるべからず。凡ての私法も亦然り。

私法関係は正義の実現を目的として規定せらる。凡ての正義の実現も先づ各人の生存を脅かさざるを以て前提とす。社会に至りてはあらゆる意味に於て生存権の充実発展を目的とす。

註二、アントン、メンガーはこれらの権利を社会権たる経済的基本権と云へり。されど余の解する所によればこれらの権利は独り経済上の要求を負荷するのみならず、人格価値の認承をも包含するが故に「経済的」の語を冠せざるなり<sup>44</sup>。

このように、鈴木は、生存権の内容としては、「動物的生存」ではなく、「社会文化の進展に応じて」享受することが可能な「人らしき生存」を想定している<sup>45</sup>。

鈴木が、「人間に値する生活」を「人格的生存」の権利とみなすにいたったことは、その人格を形成する上で「教育」がいかに重要な位置を占めるかを確認するものであったといえる。

鈴木にとっては、人格形成に最も大きな影響を与える「普通教育」の場で、国家が「青少年の心に知らず知らず戦争的本能を植え付、激発して戦争を好ましうするに至る」<sup>46</sup>ような「軍事教育」を行うことはあってはならないことであった。そのため鈴木は、一人の学者として、自分の立場を顧みず軍事教育を真っ向から批判するのである。

このような「平和」「教育」「人権（とくに生存権）」よといった記述や言及は、ヨーロッパ留学前の

鈴木の著作にはあまりみられなかった。しかし、その留学後、鈴木の生涯を通して彼自身の言動の端々から、それらのことを強く感じとれるのである。それだけ、鈴木にとってヨーロッパ留学は大きな経験になり、その後の彼の人生にある種の「使命」を決定づけたといえるのである。

### (3) 治安維持法違反事件被告の弁護活動

第三に、弁護活動に積極的に取り組んだことである。

1930年代以降、鈴木は弁護士として様々な事件の弁護を行っていた。しかし、社会情勢によって国家権力そのものが司法に圧力を加え、謂れのない罪で逮捕・起訴される人を弁護する中で、人権の保障をめざすには法律に限界があることを感じ、そこから法律に少なからず影響を与える政治を変えなくては「平和」な社会の構築、人権の保障は実現できないと考えるようになったのではないと思われる。そのことは、とくに鈴木が担当した治安維持法違反事件被告の弁護において痛感したことであり得るであろう。

鈴木が担当したこの事件の被告は、学者、作家、文化人、知識人といったいわゆるインテリ層が多いことも一つの特徴である。筆者が確認しただけでも、河上肇、大塚金之助、平野義太郎、山田盛太郎、小林良正、大内兵衛、有澤廣巳、脇村義太郎、美濃部亮吉、宇野弘蔵、鈴木安蔵、宮本百合子、藤森成吉、鈴木清、大竹廣吉の弁護を行っている。鈴木が弁護を行うにあたって作成した「弁護要旨」等を見ると、それぞれの人物の著作や関連する学術書など、膨大な量の資料を収集・整理し、読み込み、理解した上で弁護の論旨を組み立てていったことがわかる。

一例として、『有澤廣巳治安維持法違反被告事件 弁護要旨 弁護人鈴木義男』をみてみよう。この事件は、1938（昭和13）年2月1日、有澤が、コミンテルンが提唱した反ファシズム人民戦線の提唱に呼

<sup>44</sup> 鈴木義男『社会法論』、43-44ページ。原文はカタカナであったが、平仮名に直した。

<sup>45</sup> このような定義を行うにあたって、鈴木が、『全労働収益金』の著者であるアントン・メンガーの生存権の定義が経済的側面を重視していると批判していることも興味深い。これについては、今後さらなる検討が必要である。

<sup>46</sup> 鈴木義男「所謂軍事教育批判(三)」、『河北新報』1924年12月11日。

応して体制変革の運動を組織している労農派の一員とみなされ、大内兵衛ら大学教授グループとともに検挙された事件である。その有澤の弁護を鈴木は担当した<sup>47</sup>。

この弁護要旨の内容をみると、まず、有澤の弁護を担当するに至った動機について、次のように述べている。

有澤被告は私の同学の後輩であり学者として密かに尊敬していたものであります。此度私は被告、並に被告の友人、親戚、知己ノ御懇嘱を受けて弁護のために立ったものであります。私は同学の後輩としてその学問のために孜々として倦まざる被告の姿を見て喜んでいたものであります。今図らずも有澤被告とかくの如き場所に相見ゆることを深く悲しむものであります。私は本職の弁護士ではありますが、特別弁護人のような心持を以ってこれより被告のためにその冤を雪がんとするものであります<sup>48</sup>。

次に、マルクス主義に関する考察や、経済学者とマルクス主義の関係性などについて詳しい弁論を行っている。そして当然のことであるが、その弁論の中では、『資本論』をはじめ、マルクス・エンゲルスの多数の著作への詳しい言及もなされている<sup>49</sup>。

そして、有澤に関する具体的な弁論に入るが、そこにおける最大の特徴は、「裁判は思想を裁けるのか」という問題提起であった。弁論の中で、鈴木は次のように述べている。

刑法上或者がある思想を抱懐したと云ふ丈で刑罰に処せられると云ふやうなことはあるべきことでもなく、全くありえないことであります。「法は思想は之を罰せず、罰するを得ず」と云ふ大原則があります。老荘の思想でも、プラトーの思想でも、釈迦基督の思想でも、トルストイ、カント等々の思想でも之を現実の社会に直ちに行はうとするならば安寧秩序に害なきものはないのであります。我が国体との関係に於てもそのことは云はれ得るのであります。しかし特定思想の抱懐の故を以て直ちに刑罰の目的としない所以のものは一種の天賦権としての人間の思索の自由なるものがあるからでありまして、観念の世界でだけ考へて居る限りは道德は関与し得ましても、法律は干渉し得ないのであります。法律が干渉し得るのはその思想の実現を動機として对人的に又は対社会的に一定の行動に出でる場合、その価値判断の資料として動機論として評価し得る丈であります。故に

仮令有澤がマルクス主義を信奉（信奉と云ふ言葉が当るか否か疑問であります）するに至つた。そしてそれが経済学説であるために我国の制度と関係を有するに至つたとしましても、それだけで被告を処罰することの出来ないことは多言を要せずして明であります<sup>50</sup>。

この中で鈴木は、「人間の思索の自由」は「一種の天賦権」であるから、法律がそれに干渉し、いかなる思想を有しているかを根拠として人を裁くことはできないことを強く主張しているのである。

同じような主張は他の弁護要旨や裁判記録にも記されており、弁護士としての鈴木の一貫した主張であったと考えられる。

また、鈴木は、裁判（司法）に政治的権力（国家権力）が干渉することに対しても激しく抗議する。例えば、宇野弘蔵の弁護をするにあたって作成された『宇野被告治安維持法違反事件弁護要旨 弁護人鈴木義男』では、次のように述べられている。

裁判がその時の政治的勢力に左右された形跡ありと見られた事例は歴史の法廷に於ては常に醜いものとして再批判されます。……学問が政權から超然として居らねばならぬように裁判も常に政權政治的な動きからは超然でなければならぬと信じます。（中略）裁判は政治ではない、一切の政治的勢力乃至影響力から超然として法によつてのみ為さる所に司法の尊厳があり、国家を盤石の安きに置く保障があるのであります<sup>51</sup>。

しかしながら、現実には、このような主張が採用されることはなく、ささいな言動が治安維持法など

<sup>47</sup> 有澤のこの事件の判決は、1942年9月の第一審の判決では懲役2年・執行猶予3年であったが、1944年9月の第二審判決で無罪となった。

<sup>48</sup> 『有澤廣巳治安維持法違反被告事件弁護要旨 弁護人鈴木義男』、1-2ページ。

<sup>49</sup> このことについて、鈴木茂三郎は、鈴木「マルクス主義に関する学識の深さ」が「裁判官を驚かせた」と語っている（前掲『鈴木義男』、98ページ）

<sup>50</sup> 『有澤廣巳治安維持法違反被告事件弁護要旨 弁護人鈴木義男』、3-5ページ。

<sup>51</sup> 宇野弘蔵のこの事件の判決は、1939年10月の第一審判決で無罪、1940年12月の第二審判決でも無罪であった。なお、この事件の鈴木義男の弁護の特徴については、仁昌寺正一「弁護士時代の鈴木義男-宇野弘蔵の弁護-」、『東北学院資料室』第6号、2006年12月を参照されたい。

に違反するとされ、政治的・軍事的判断に基づいて不当に逮捕・起訴され、重罪が課される人が少なかつた。そういった人々の救済のため、弁護を積極的に引き受けていた鈴木ですら、検挙される危険が迫っていたのである。当時のことについて、後に鈴木はこのように語っている。

私は相当共産主義者の弁護をいたしまして……いろいろな人を弁護いたしたのでありますが、そういう場合に、警保局長から、あまり共産主義者の弁護をしないように、すると検挙せざるを得ないことになるからという警告を受けたことがあるのであります。私自身の立場というものが共産主義でないことは、その当時も今もかわりがないのでありまして、しかもそれでもなお共産主義の助成行為として私を検挙しようという。むろん私はそれに屈せず弁護を続けたのでありますけれども、真に戦慄すべきことであります<sup>52</sup>。

このような状況下で、鈴木は、時の権力により裁判や法律が左右され、多くの人々が不当に処罰されていた、換言すれば人権がないがしろにされていた現実とずっと向き合っていたわけである。それは鈴木にとっては、法律の限界を痛感することでもあったといえるだろう。そしてそのような状況を打開するためにも、政治や国家のしくみを変えなくてはならないと考えていたのではなかろうか。

そのようなとき、1945（昭和20）年8月、ポツダム宣言を受諾し、日本は終戦を迎えた。そしてGHQを中心に占領政策に着手され、ポツダム宣言の執行、すなわち日本の非軍事化・民主化を目指した新しい国づくりが行われていった。かくして鈴木は、前述のように、「ただ見ているだけではいけない。自分も参加して一つこれを完成しなければならないという気持を起して、柄にもなく国会に出てくる気になった」が、そこにはある種の使命感があったことは疑いない。

繰り返しになるが、弁護士としての活動の中で鈴木は、人権を擁護することの重要性を認識しつつも、当時の政治・法律では限界があることを身をもって痛感していた。そのため、人権擁護を含めた「平和」の実現の方策を模索していたが、戦時中であってはその実現は困難であった。

しかし、終戦を迎え、新たな国づくりを目指す中で、鈴木は「平和」の具体的な実現のために、自ら政治の舞台に進み、「民主国」、すなわち、国民が中心となり、その総意に基づく国権の運用、政治の展

開が可能な社会のしくみをつくることを決意したのであろう。それはまさに、かつての鈴木の師である吉野作造の“デモクラシー”の具体的な実現であり、鈴木の「平和」思想の集大成をめざすものであったといえるだろう。

しかし鈴木は、その「平和」な社会が政治（政府の行為）によって築かれたとしても、それが何らかの事情や情勢によっておびやかされる危険性も認識していた。そのため、鈴木は自らの経験にもとづき、政治によって「平和」が保障されるためには、政府の行為によって「左右」されやすい個別的法律ではなく、国の最高法規である「憲法」に明記すべきであると考えたのではなかろうか。

### おわりに

筆者は、図録『大正デモクラシーと東北学院－杉山元治郎と鈴木義男－』（2006年）の「鈴木義男」のプロローグにおいて、鈴木義男は「東北学院創立以来の一二〇年の歴史において傑出したOBの一人である」とした上で、「彼の六十九年の生涯の中の学者・教育者、弁護士、政治家としての活動は、日本近現代史上で燦然と輝いている」（142ページ）と記述した。しかし、そのように絶賛したものの、そのときはまだ、清水まり子先生の研究で明らかになったこと、すなわち、鈴木の主張する生存権が「人格的生存権」であったこと、第90回帝国議会の憲法改正案小委員会において、「それならば生存権は最も重要な人権です」という鈴木の発言で委員会の流れが生存権挿入の方向に転換していったこと、などについては、知る由もなかった。また、近年、古閑先生が『第九十回帝国議会衆議院帝国憲法改正案委員小委員会速記録』を精査して「発見」したような事実、すなわち憲法第9条の中に「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という文言を盛り込むことに鈴木が尽力したことについても、まったく視野に入ってはいなかった。そこで、甚だ不十分ながら、図録刊行後のこのようなさまざまな「発見」を踏まえて、鈴木の生涯を整理してみた次第である。

ところで、鈴木は、第90回帝国議会が終了した直

<sup>52</sup> 第13回国会衆議院法務委員会での鈴木義男の発言。『法務委員会議録』第42号、1952年4月25日。19ページ。

後の1946（昭和21）年12月、『新憲法読本』を執筆している。その第4章「平和主義の憲法」には、彼の「平和」思想の核心が「平和的生存権」にあることが指摘されている。次のようである。

今日の日本国憲法の一大特徴は、平和主義、国際主義を根本として居るといふことである。今度われわれは国を建て直すことになつたのであって、そのために世界をみなおすこと、戦争に対する考方を根本的に変えることを明にしたわけである。そのために平和宣言を行つたのである。これは世界の憲法史上画期的なものである。

この平和宣言は第二章九条に明にしているのであるが、それは前文とあわせて始めて重要な意義を理解することができるのである。

憲法前文は次のやうにいつて居る。

「日本国民は恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する高遠な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する世界の諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永久に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」  
と

即ち世界各国の共通に求めて居る人類の理想を認識し、これに協調し、各国の平和的生存権の存在を信じ、われわれの安全を平和愛好国の審議に委ねるといふのである<sup>53</sup>（傍線…引用者）。

鈴木によれば、対外的には「国際主義、平和主義」を宣言する中で、国内では人々が「恐怖」から免れること、すなわち戦争や暴力などによる言論弾圧や思想統制などを受けずに安心して生きられること、また「欠乏」から免れること、すなわち経済的困窮に陥らずに安心して生きられることを希求しており、それらを総合するかたちで「平和的生存権」ということばが使用されている。

ただし、この生存権は、「人格的生存権」のことを指していることは、すでに述べた通りである。この著書においても、鈴木は、第25条に言及するなかで、「人間が動物と違ふところは、たゞ働いて食べて寝て起きて死ぬといふのではなく、生活に必要な

だけは働くが、できるだけ余裕を作つて、芸術を楽しむ、社交を楽しむ、読書や修養につとめる、つまり文化を享受し、人格価値を高めるといふことである。これも贅沢を云へば、きりがながないが、最少限度の人らしい生活だけは保障されるといふのである」<sup>54</sup>という。

したがって、このような意味での生存権の思想を組み入れた「平和的生存権」の思想こそ、鈴木義男のそれまでの人生での経験の集大成であり、彼の平和思想の到達点であったといえるであろう。

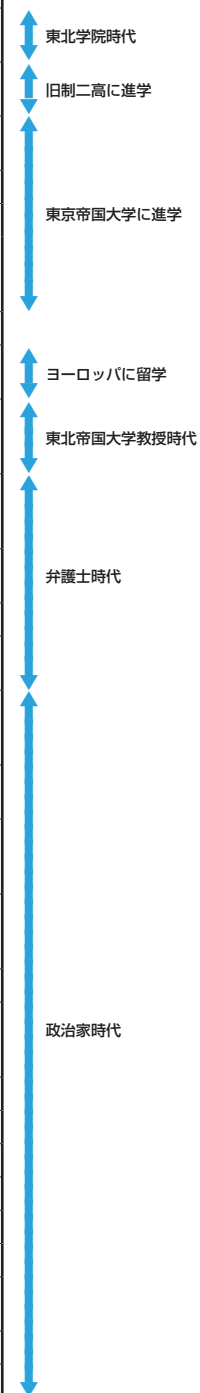
なお、鈴木 of 生涯についてはここで言及できなかったことも多いので、後日、なんらかのかたちでもう一度まとめてみたいと考えている。

<sup>53</sup> 鈴木義男『新憲法読本』、1948年4月、鱒書房、85ページ。  
なお、本書の執筆年月は1946年12月となっている。下線は引用者による。

<sup>54</sup> 前掲、『新憲法読本』、61-62ページ。

鈴木義男の生涯（略年譜）

年号	年齢 (数え年)	主な出来事	一般的事項
1894 (明治27) 年	0	1月17日、福島県西白河郡白河町（現白河市）田町で生まれる。父・義一、母・イエの6番目の子供で、三男であった（※12歳年上の長男は日露戦争従軍時に行方になり、1906年3月に死亡。次男は1890年に1歳で死亡）。	日清戦争の勃発
1907 (明治40) 年	13	3月、白河町尋常小学校を卒業。 4月、東北学院普通科（中等部）に入学。	1904年 日露戦争の勃発
1912 (明治45) 年	18	3月、東北学院普通科を卒業。 7月、第二高等学校・一部甲類に入学。	
1915 (大正4) 年	21	7月、第二高等学校を卒業。 9月、東京帝国大学法科大学法律学科（英法兼修）に入学。	1914年 第一次世界大戦勃発
1918 (大正7) 年	24	5月20日、鉄本常盤（宮城県玉造郡一栗村鉄本文吉三女）と結婚。	1918年11月 第一次世界大戦終結
1919 (大正8) 年	25	3月24日、長女絢子生まれる。	1919年 ヴェルサイユ講和条約 国際連盟の発足（本部：ジュネーブ） ドイツ：ワイマール憲法制定
		7月、東京帝国大学を卒業。 9月、東京帝国大学法学部助手に採用される（※助手は、1921〔大正10〕年7月29日まで）。	
1920 (大正9) 年	26	9月1日、次女ゆり子生まれる。	
1921 (大正10) 年	27	7月下旬より、文部省在外研究員として独・仏・英に留学。 8ヶ月私費延長して、1924（大正13）年3月3日、帰国。	1921～1922年 ワシントン会議
1924 (大正13) 年	30	3月28日、東北帝国大学法文学部教授に任ぜられる。 4月より行政法学講座を担当。 5月に特別講義法学概論兼担となる。後に社会法論も担当。	1925年 治安維持法の制定
1930 (昭和5) 年	36	4月1日、辞職願を提出、5月14日に認められる。 この直後に東京地方裁判所に弁護士登録。弁護士事務所は九段一口坂。	1928年 治安維持法改正 パリ不戦条約締結 1929年 世界恐慌の発生
1932 (昭和7) 年	38	4月1日より、弁護士と法政大学非常勤講師を兼務、同大学では行政法・英法を講義。	1931年 満州事変の勃発
1934 (昭和9) 年	40	4月1日より、弁護士と法政大学教授を兼務、同大学では行政法・英法を講義。	
1940 (昭和15) 年	46	3月、法政大学教授を辞職する。	1937年 日中戦争の勃発 1941年 太平洋戦争の勃発
1945 (昭和20) 年	51	11月、日本社会党に入党。中央執行委員となる。	1945年8月 終戦 国際連合の発足 (本部：ニューヨーク)
1946 (昭和21) 年	52	4月、総選挙で衆議院議員に福島全県区から立候補し当選（1回目）。 7月23日、14名からなる帝国憲法改正案委員小委員会のメンバーに選出。	1946年11月3日 日本国憲法公布
1947 (昭和22) 年	53	4月、第23回衆議院議員総選挙で衆議院議員に当選（2回目）。 6月、片山哲内閣の司法大臣に就任。 7月、東北学院第6代理事に就任。	5月3日 日本国憲法施行
1948 (昭和23) 年	54	3月10日、芦田均内閣の法務総裁（国務大臣）に就任。（※司法大臣は1948（昭和23）年2月15日、「法務庁設置に伴う法令に関する法律」〔昭和22年法律195号〕により消滅）。10月15日、国務大臣を退官。	
1949 (昭和24) 年	55	1月、第24回総選挙で衆議院議員に当選（3回目）。	
1951 (昭和26) 年	57	3月、専修大学教授となる（※後に専修大学学長、専修大学理事長に就任）。	1950年 朝鮮戦争の勃発 1951年9月 サンフランシスコ 平和条約締結
1952 (昭和27) 年	58	10月、第25回総選挙で衆議院議員に当選（4回目）。	
1953 (昭和28) 年	59	4月、第26回総選挙で衆議院議員に当選（5回目）。	
1954 (昭和29) 年	60	1月、同志社大学より法学博士の学位を授与される。	
1955 (昭和30) 年	61	2月、第27回総選挙で衆議院議員に当選（6回目）。	
1958 (昭和33) 年	64	4月、第28回総選挙で落選。	
1959 (昭和34) 年	65	4月より青山学院大学教授に就任。行政法学の講義を担当。	
1960 (昭和35) 年	66	1月、民主社会党の結党に参加。 10月、第29回総選挙で衆議院議員に当選（7回目）。	
1962 (昭和37) 年	68	11月、東京都内青山通で倒れ、慶応病院入院。	
1963 (昭和38) 年	69	8月25日午前11時29分、聖路加病院にて死去。	
		8月31日、青山学院大学礼拝堂において葬儀。 9月14日、東北学院大学ラーハウザー記念礼拝堂で追悼式。	
1964 (昭和39) 年		5月15日、鈴木義男の蔵書560点余が、遺族より東北学院に寄贈される。	
		12月24日、鈴木義男伝記刊行会が『鈴木義男』を刊行。	



仁昌寺 正一プロフィール NISHOJI, Shoichi

1950年生まれ。1979年3月東北学院大学大学院経済学研究所博士後期課程満期退学。  
同年4月東北学院大学経済学部助手。以後、講師、助教授を経て、1996年より教授。  
専門は東北経済論、地域市場史。

# 東北伝道への貢献

東北学院史資料センター調査研究員

日野 哲

## はじめに

創立者の押川方義とウィリアム・E・ホーイが仙台神学校（＝東北学院）を設立した目的は、キリスト教の伝道者を養成するためである。

1888（明治21）年12月に制定された「日本基督一致教会仙台神学校憲法」の第2条「目的」には、「完備セル神学ヲ教授シ福音ノ役者タルニ適当ナル者ヲ養成スル」ことにあると明記され、仙台神学校は当時の全国的な教会組織である日本基督一致教会の伝道者養成機関として位置づけられた。1891年に校名を東北学院と改称した後も、中等教育機関、その上の高等教育機関、さらにその上に神学の専門教育機関として神学部を置くという三段階の構造は保持され、神学部からは、卒業生たちが東北各地の教会に派遣されていくのである。

『東北学院の歴史』の中ではこれらの伝道者が、あるいは東北学院が東北伝道に果たした役割については、多くの紙面を割くことができなかつたので、『東北学院百年史』に詳述されている内容も紹介しながら、「東北伝道への貢献」について触れてみたい。

## 1. 伝道者養成機関の変遷

東北学院の伝道者養成機関は、『東北学院の歴史』第2章「成長」の「仙台神学校から東北学院へ」の中で、1891（明治24）年の校名改称後も基本的には仙台神学校憲法による学制を踏襲し、予科、本科の上に神学部（英語神学部と邦語神学部の二つに分かれる）として置かれていたが、第4章「停滞」の「学校経営の危機」の中では、その打開策の一つとして1937（昭和12）年に苦渋の決断をもって日本神学校と合同する形で約50年の歴史を閉じたことが記述されている。

第7章「激動」のミニトピック「基督教学科」では、新たな伝道者養成機関として1964（昭和39）年に大学文学部に「基督教学科」が設置され、その真意は「学園の膨張に伴い、恐れられる・・・学園の世俗化防止への柱とするため」であるとの当時の学

長小田忠夫の言葉が紹介されている。そして、2011（平成23）年に伝道者養成に特化しない「総合人文学科」に改組された現在も、「伝道者を輩出し続けている」として、その役割が継承されていることが示唆されている。

## 2. 『東北学院の歴史』での言及

私が執筆を分担した第1章「誕生」で、東北伝道に関連する記述は、主に以下の4カ所に限定せざるを得なかつた。

### （1）「仙台教会の創立」（14～15ページ）

「押川は、1881年、仙台教会（現在の日本基督教団仙台東一番丁教会）の創立を皮切りに、古川、岩沼、石巻に相次いで教会を設立した。85年にこの4教会に函館を加えた5教会は、当時のプロテスタント系教会の多くが属していた日本基督一致教会に加入し、その地域別の下位組織である「中会」（最初は「仙台中会」、その後「宮城中会」と改称）を組織し、押川はその議長となった。」

### （2）「仙台の印象」（16～17ページ）

「仙台は、キリスト教の宣教地としても注目され、・・・その他の教派も、外国ミッションとの協力のもとに、競って東北伝道を開始している。当時の東北は、いわば伝道の“草刈り場”というべき様相を呈しており、仙台はその拠点となっていたのである。」

### （3）「組織の整備」（23ページ）

「1888年には仙台神学校憲法が制定され、学校は日本基督一致教会宮城中会の伝道者養成機関と位置づけられた。さらに、この憲法によって、学部は英語神学部、邦語神学部、英語予備科の3部に分けられた。」

### （4）「押川の東北伝道」（24ページ）

「その間、押川は、外国伝道局から派遣された宣

教師と協力しながら、新たな東北伝道を展開していた。仙台を中心に、隣接する福島、山形から東北六県全域に教会が設立され、これらの教会によって宮城中会（のちに「東北中会」と改称）が組織された。そして、東北学院神学部を卒業した伝道者たちは、東北各地の教会に次々と着任していくことになる。」

## 2. 『東北学院百年史』での取り扱い

1989（平成元）年に発刊された『東北学院百年史』は、第三編「LIFE LIGHT LOVE－興隆時代」の第四章「神学部と東北伝道」として、約50ページにわたる詳細な記録を残している。著者はその概要を以下のように記している。

「本章においては神学部のその後の成長発展の跡を辿り、その卒業生たちが東北伝道にどのように貢献したかについて探り、さらにドイツ改革派教会の在日宣教師団による伝道の様子、それと一種の緊張関係を生み出した日本基督教会宮城（東北）中会、その最も具体的な表現であった東北学院教会の設立などについて記述することにしよう。」（605ページ）

ここで言われている在日宣教師団と中会との「一種の緊張関係」については、多様な内容を含み、安易に取り扱うべきことがらでもないため、『百年史』の本文をお読みいただくしかないが、例えば明治期ナショナリズムを背景とした中会の外国伝道局（ミッション）からの自給独立や自主・自律の動きが、ホーイに東北学院を去る決意をさせる原因の一つとなり、また第2代院長デイヴィッド・B・シュネーダーが仙台教会から東北学院教会を分離させる要因ともなったことは確かである。中会に所属する教会の牧師の中には、いわばホーイやシュネーダーの“教え子”たちも多く含まれていたため、その葛藤と失望は大きかったのである。

## 3. 神学部出身者の活躍

『百年史』は、このような困難を経てもなお、50年に及ぶ東北学院神学部の歴史は東北伝道に密接に結びついているとして、まず右のような東北六県における旧日本基督教会所属の教会設立の年代別の表を掲げる。（619ページ）

これによれば、明治10年代には仙台を中心に、最初の仙台中会（後に「宮城中会」と改称）を構成した仙台、岩沼、石巻、古川の4教会に加えて、明治19年にまで伝道開始を遡ることができる荒町、白

教会設立「東北中会記録（大正15年）による	
明治10年代	宮城県 仙台、古川、岩沼、石巻、荒町、白石 山形県 上山 岩手県 盛岡
明治20年代	宮城県 大河原、亘理、東六番丁、登米、角田 山形県 飯坂、長岡、須賀川、若松 岩手県 一関 秋田県 秋田 青森県 青森
明治30、40年代	宮城県 原町、北四番丁、村田 福島県 平三春、原町、小高、本郷、川俣、郡山、猪苗代、二本松 山形県 酒田、新庄、楯岡 青森県 野辺地
大正年代	宮城県 田尻、東北学院、松山 山形県 白河、本宮、喜多方、伊達 岩手県 大曲、横手 秋田県 大曲、横手

石、福島、中村、上山、盛岡の合計10教会・伝道所が挙げられている。明治20年代には各県庁所在地のほか、宮城・福島両県の地方主要都市への伸長が見られ、さらに明治30～40年代には福島県を中心としてこれが持続されている。しかし、大正年代以降は新たに開拓された伝道地は少なく、『百年史』は「こと日本基督教会に関する限りは、伝道の勢はほぼ明治末年までには定まっていたと判断して差し支えないだろう」と記述する。

続いて『百年史』は、東北学院神学部が最初の卒業生を送り出す1894（明治27）年以降の出身牧師の名前と教会名を年代順に挙げ、次のように記す。

「神学部出身者総計185名のうち実に129名が、在任期間の長短は別として、まず東北地方で伝道者としての歩みを始めていることがわかる。」（621ページ）

『百年史』はさらに「日本基督教会伝道圏（1922年現在）」の東北地図を掲げる（631ページ）。筆者は、この地図に、同年代の「東北中会記録」（1923年5月3日開催）に収録されている教職者名を手書きで記入してみた。この時点での教会・伝道所数は58、教職者数は43名、うち28名が東北学院神学部の出身者である。上述のとおり、神学部出身者総数の約7割が東北で伝道者としての歩みを始めているが、1923年の時点でも教職者総数の約7割弱が東北学院神学部出身者である。

## 4. 神学部出身者の母校への貢献

東北学院同窓会が設立されるのは、1903（明治36）年11月25日である。この時に仙台で東北教役者会（東北地区の牧師会）が開催され、各地方から同窓の牧師が集まったことが契機になったことが、『東北文學』（1905年）の「東北学院同窓会第壹回報告」に記されている。この第1回総会には、「正實」

<内訳>

県	人数	教職者数
青森	2	2 (1)
秋田	3	3 (2)
山形	8	6 (4)
岩手	7	5 (2)
宮城	18	14 (10)
福島	20	13 (9)
合計	58	43 (28)



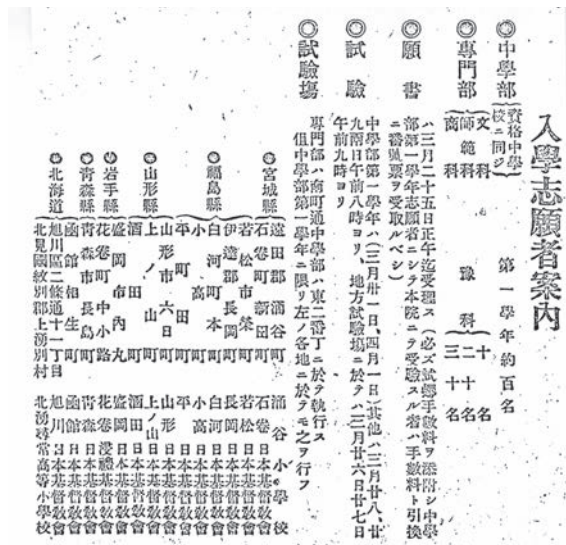
日本基督教伝道圏(1922年現在)

※「第40回東北中会記録」(大正12(1923)年5月3日、仙台教会(開催)刊) 教職者名を記入



として院長シュネーダーが招待され、出席者24名のほとんどは神学部の卒業生であった。初代同窓会長には神学部の第3回卒業生で、後に第3代院長となる出村悌三郎が選任された。その後も同窓会の各支部の設立には、こうした神学部出身の牧師が中心的な役割を果たしている。

さらに、神学部出身者は、着任した教会の礼拝堂を母校東北学院の地方試験会場として提供している。普通科（後に「中学部」と改称）が地方試験を行うようになったのは1912（大正元）年からであるが、『東北学院時報』が創刊（1916年）されると、2月または3月号には「生徒募集広告」または「入学志願者案内」が掲載されるようになる。下に掲げるのは1921年当時の試験場であるが、中学部の16会場のうち小学校を除くほとんどの教会には神学部出身の牧師が着任している。彼らは、東北学院の存在を広く知らしめ、着実に志願者を増やすのに大いに貢献したのである。



## 5. 東北伝道に関連する資料

当史資料センターには、東北伝道に関わる資料が多数保存されている。ほとんどは、東北学院が『百年史』編纂を企画した1981（昭和56）年以降に収集された複写物であるが、キャンパス内にある図書館に永く保存されていた原本も少なくない。中でも、「宮城（東北）中会記録」や『東北教会時報』、『両羽の光』、『神と人』には、個別教会の教勢や関連する人名、近況報告などが毎号掲載されており、これまでも多くの教会の記念誌編纂の際に活用していただいた。他にも英文資料や写真など、右に列記した資料を保存している。東北学院は、これらの資料を

永く保存し提供することで、これからも東北伝道に貢献していきたい。

### 東北伝道に関係する資料

（東北学院史資料センターが所蔵する主なもの）

- ① 「宮城（東北）中会記録」（一部、欠けあり）  
1888年－1943年
- ② 『日本基督教会東北中会史』  
（清水東四郎遺稿）1968年
- ③ 「日本基督教会大会記録」1881年－1940年
- ④ 『福音新報』1891年－1942年
- ⑤ 『東北教会時報』1901年－1921年  
※宮城・福島・山形の記事を収録  
（目次、人名・教会名索引あり）
- ⑥ 『両羽の光』1915年－1922年  
※山形・秋田の記事を収録  
（目次、教会名索引あり）
- ⑦ 『神と人』1921年－1928年  
※『両羽の光』と『会津教壇』の後継紙  
（目次、教会名索引あり）
- ⑧ 東北伝道に貢献した宣教師の手紙類（英文）  
グリング、モール、ホーイ、シュネーダー、ノッスなど
- ⑨ *The Messenger* 1827年－1957年
- ⑩ *The Outlook of Missions* 1909年－1933年
- ⑪ *The Japan Evangelist* 1893年－1925年
- ⑫ *History of the Japan Mission of the Reformed Church in the U.S. 1879－1904*
- ⑬ *Fifty Years of Foreign Missions of the Reformed Church in the U.S. 1877－1927*
- ⑭ その他  
東北の諸教会の教会史、  
写真（中会、教会堂、個人）など

日野 哲プロフィール

HINO, Satoshi

1949年生まれ。東北学院大学文学部英文学科卒業。  
1972年東北学院勤務。大学総務部長をもって2015年3月定年退職。同年4月から現職。

# シュネーダーの院長就任と東北学院の「飛躍」

## — 1901(明治34)年～1926(大正15・昭和元)年 —

東北学院史資料センター調査研究員  
東北学院大学経済学部教授

仁昌寺正一

### はじめに

本稿では、東北学院の三校祖の一人であるデイヴィッド・ボーマン・シュネーダーが東北学院第2代院長に就任した1901(明治34)年から、東北学院創立40周年の節目を迎える1926(大正15・昭和元)年までの約25年間を取り上げ、この時期の東北学院の特徴について述べることにする。この時期は、東北学院の130年の歴史の中でもきわめて大きな意味を持つ時期であるといえるからである。

この時期の日本は、日清・日露戦争、第一次世界大戦などを契機として、政治的・経済的・文化的発展が顕著であった。それに沿うように、教育制度の整備・拡充も図られ、識字率や進学率の上昇もみられた。また、後に大正デモクラシーと呼ばれる民主主義的思潮の高まりも全国各地でみられた。

東北学院のある仙台でも同様であった。仙台市では、1907(明治40)年に仙台市会で提起・可決された「五大事業」(上水道整備、電気、市区改正、市電敷設、公園整備の五つの市営事業)に着手されたほか、1923(大正12)年には都市計画法の適用区域となり、本格的な近代都市化が進展した時期でもあった。また、1907年には東北帝国大学が創設されるなど、従来の軍都としての特徴に加え、学都としての特徴も強めていった。

こうしてめまぐるしく変化する国内外の情勢を背景として、東北学院はシュネーダーのリーダーシップのもと、大きく発展していくのである。

本稿では、シュネーダーの院長就任と、学校運営にかかる諸問題を取り上げる。とくに、文部省訓令第十二号への対応、学校制度・施設の整備、生徒募集の方法について言及する。

### 1. シュネーダーの院長就任

D.B.シュネーダー(David Bowman Schneder, 1857-1938)は、アメリカのペンシルベニア州ランカスターで生まれ、ランカスター神学校を卒業後、1887(明治20)年12月にドイツ改革派教会の宣教師として来日した。翌年1月には仙台神学校(後の東北学院)

の教授に就任し、ウィリアム・ホーイの右腕として彼を支えたが、1889(明治32)年10月にホーイが東北学院を去った後は、彼に代わって理事局長を務めた。当時の院長は押川方義であったが、留守にしていることが多かったため、シュネーダーが東北学院の実質的な運営を担っていた。

そのような中、1901(明治34)年、シュネーダーは東北学院第2代院長に就任したのである。

### 2. 文部省訓令第十二号への対応

シュネーダーが院長に就任した頃、全国の私立学校では、その学校を卒業することで得られる①高等学校(現在の大学に相当する教育機関)をはじめとする上級学校への進学、②徴兵猶予という二つの特典を、いかにして国から認可されるかという問題に直面していた。東北学院も同様であったが、その一方で、日本国内では国家主義の高揚にともない、キリスト教主義に基づく学校への圧力が強まっていた。

そのような中、1889(明治32)年7月13日に「私立学校令」が、同年8月3日にはいわゆる「文部省訓令第十二号」が発布された。私立学校令では、私立学校は地方長官の管轄に属すること(第一条)、設立・廃止などについては監督官庁の認可を受けること(第二条)などが盛り込まれ<sup>1</sup>、私立学校であっても認可を受けることで、小学校・中学校・高等学校・大学が設置できることが定められた。しかし、文部省訓令第十二号では、以下のような規定がなされた。

#### 文部省訓令第十二号

北海道庁 府県

文部省直轄学校

一般教育ヲシテ宗教ノ外ニ特立セシムルハ学

<sup>1</sup> 「私立学校令」、国立公文書館デジタルアーカイブ資料より。

政上必要トス、依テ官立公立学校及学科課程ニ  
関シ法令ノ規定アル学校ニ於テハ課程外タリト  
モ宗教上ノ教育ヲ施シ、又ハ宗教上ノ儀式ヲ行  
フコトヲ許ササルヘシ

明治三十二年八月三日

文部大臣 伯爵樺山資紀<sup>2</sup>

このように、この文部省訓令第十二号では「官立公立学校及学科課程ニ関シ法令ノ規定アル学校」、すなわち私立学校令の適用を受けた学校で宗教教育を行うことを認めないと定めているのである。

当時の東北学院普通科は、私立学校令の適用を受けることで東北学院中学校となる可能性が高まっていた。しかし、この文部省訓令第十二号が發布されたことにより、キリスト教教育を展開していた東北学院には、徴兵猶予と上級学校への進学という二つの特典は認められなかったのである。これにより、東北学院普通科では、二つの特典を求めて官立・公立中学校へ編入するために退学する者が後を絶たなかった<sup>3</sup>。

このような状況に対し、院長に就任したばかりのシュネーダーは様々な対策を講じていく。まず、東北学院普通科に対して1901（明治34）年5月4日、文部大臣松田正久に宛てて「本院普通科ヲ徴兵令第十三条ニ関シ官立府県中学校同等以上御認定相成度」という「認可願」を提出した。これに対して文部省は、東北学院では授業時間数が不足していることや、授業科目のうち「本邦歴史ノ教授時間数少シ」「外国地理ヲ欠ケリ」といった問題があること、校地が狭隘であることなどを指摘した。この指摘に対して東北学院は、授業時間数や科目数の改訂を行うなどの措置を講じ、同年10月14日、「認可願」を文部大臣に再度提出した。なお、このときとられた対策のうち、歴史教員の不足という指摘に対する措置をみると、札幌農学校を卒業したばかりの森本厚吉を歴史の教員として破格の条件で招聘している。こうした措置が功を奏し、翌1902年1月、東北学院普通科に対して徴兵猶予と上級学校進学の特典が与えられた。

また、シュネーダーは、専門科にも徴兵猶予の特典を得るために尽くした。それには1903（明治36）年3月末に相次いで文部省から公布された「専門学校令」と「公立私立専門学校規定」に準拠したかたちで東北学院の施設・設備や教授陣の充足が必要であった。このため、同年12月から教授陣の充足を中

心に、文部省との折衝が行われた結果、1904（明治37）年4月14日、ついに専門科も徴兵猶予の特典を獲得した。

### 3. 普通科校舎の建設

文部省から認可を受けた東北学院では、校舎の建設を中心とする教育環境の整備・拡充に取りかかった。

校舎の整備については、在校生徒数が多い普通科から着手された。そのためにまず、校地として東二番丁約3000坪の土地が数回に分けて取得された。また土地の取得と並行して、校舎建設に向けての資金調達が行われた。この校舎建築費は、1902（明治35）年4月時点では寄宿舎の建築費を含めて2万5000ドルと見積もられており、ドイツ改革派教会外国伝道局がそれを負担することになっていたが、1904年の着工直前になって、資材の高騰などにより校舎建設等にとりかかる費用が不足することになった。そこでシュネーダーは、その不足額を募金によって補填するために、1905（明治38）年4月15日に横浜からアメリカに渡った。その後、約4カ月に及ぶ募金活動ののち、9月2日に帰国した。

シュネーダーのアメリカ滞在中には、まず普通科の新校舎の建設が進められ、1905（明治38）年9月に完成した。この校舎には、36名の座席を持つ教室が13室、約70名が同時に授業を受けられる大教室が1室、物理実験室、化学実験室、歴史資料と自然科学の資料室が各1室ずつ設けられた。この他、600名が収容できる講堂兼礼拝堂、体育館が設置された。

普通科の新寄宿舎は、シュネーダーのアメリカでの募金活動の結果、1905年10月に着工し、翌年3月に竣工することができた。この新寄宿舎は、普通科新校舎の北西に位置し、木造2階建て、各階に6畳間15室を設けて70名の収容が可能であった。

### 4. 東北学院の社団法人化

学校制度の整備や教育施設の拡充のほか、東北学院を社団法人にすることも院長に就任したシュネーダー課題の一つであった。それは、東北学院を日本

<sup>2</sup> 『官報』第4827号、1899年8月3日、48ページ。

<sup>3</sup> このような状況は全国のキリスト教学校にみられたが、それらの学校が中心に強く働きかけたことにより、1900年秋には、一定の条件を満たせば私立学校にも二つの特典が付与されるようになった。

の民法で認められた権利・義務を有する主体として組織化させることでもあった。それまでは、東北学院の不動産がドイツ改革派教会外国伝道局から派遣された外国人の宣教師団に帰属するのか、それとも日本人を含めた東北学院理事局に帰属するのかが明確になっておらず、社団法人化することにより、東北学院の管理・運営の責任の所在を明確にする必要があったのである。

1908（明治41）年3月9日、シュネーダーは、東北学院を「社団法人トシテ設立致度候二付御許可相成度、別紙定款、及資産ノ総額、社員ノ員数等関係書類相添此段相願候也」とする「社団法人設立許可願」を文部大臣に提出し、同年5月1日に許可された。このとき、東北学院が提出した書類中の社団法人の「憲法」の第4条には「東北学院ノ管理ハ内外人協同ノ精神ニ基キ日本基督教会ト北米合衆国レフォームド教会外国伝道局トヲ代表スル当院理事局之ニ任ス」と明記され、日本基督教会と外国伝道局とが協力して運営される東北学院理事局に、東北学院の管理・運営の責任が存在することが明確にされた。

この後、同年5月14日には、東北学院理事局会が開催された。このときの出席者は、シュネーダー、押川方義、ポール・ランバート・ゲルハート、梶原長八郎、アレン・K.ファウスト、笹尾彗太郎、出村悌三郎、J.P.モールで、「東北学院社団法人ヲ組織スルコトニ決ス」ことが報告された。この8名が社団法人東北学院を構成する「社員」ということになったのである。そして定款第11条の「本社団ハ社員中ヨリ理事二名ヲ互選シテ理事会ヲ組織ス」という規定に従って、シュネーダーと出村悌三郎の2名が理事に選出された。ここに東北学院は、社団法人として法律上の権利・義務を持ったのである。

## 5. 生徒募集方針の変更

新校舎の完成後の東北学院では、生徒募集の方針の大きな転換がみられた。

第一に、明治末期までの広告文に掲げられていた「基督教主義に基き智徳並行を旨とし特に品性の陶冶に留意す」という一文が削除され、卒業後にいくつかの特典があることや学費が安いことが強調された。特典は、上記の徴兵猶予に加えて、「高等学校、各種専門諸学校、及び陸海軍学校へ入学するを得るは勿論、一年志願兵たるを得」とされていた。つまり、上級学校への進学が可能なおことや徴兵期間の短縮が可能なおことがアピールされていた。さらに学費

については、「二ヶ処に寄宿舎を設備し食費、舎費一切にて一ヶ月六円内外にて弁ず、尚授業料二円の外に校費、運動費等何等をも要せず、本院は附属労働会あり学資の不足なる者に一定の労働をなさしめ、以て其の幾分を補わしむ」とされていた。

第二に、入試会場が大幅に増加やされた。普通科の入学試験場は、明治末期までは仙台だけであったのに、1912（明治45〔大正元〕）年4月には、宮城県下では涌谷小学校と石巻の日本基督教会、岩手県では花巻小学校、福島県では伊達長岡基督教青年会館、相馬郡小高小学校（または小高教会）、若松日本教会、山形県では上山・米沢・酒田の日本基督教会などの教会、さらには群馬県前橋の共愛女学校と合計10カ所で地方入試を実施している。その後も、秋田、盛岡、宮古、北海道とった各地にまで試験場を設けた。

これにより、普通科の応募者は、1913（大正2）年185名（合格者114名）、1915年200名（合格者118名）と着実に増加していった。

## 6. 「普通科」から「中学部」へ

大正期前期の特筆すべき出来事の一つは、1915（大正4）年5月20日に東北学院の普通科が中学部に改称したことである。前述のように、訓令第十二号については、全国のキリスト教主義学校の強い働きかけにより、その内容の形骸化がある程度進んだことは確かであった。とはいえ、同令が廃止されたのでないの、やはり中学校令による「中学校」とはなれない状況は続いていた。「普通科」という名称を「中学部」という名称に変更しようとしたのは、少しでもこのような状況を打開しようと考えたからであった。文部省に対するこのような働きかけは長期間にわたって行われてきたが、1915年5月20日ようやく許可された。

しかしそれでもなお、「中学校」という名称を使うことが認められず、そこから県下の学校序列も、県・市立中学校、他の市立中学校、その次に東北学院中学部となっていた。

## 7. 専門部の校舎建設にむけて

大正中期頃になると、日本の国際的地位の向上と国民所得の増大のなか、国内全体の間で教育への関心が急激に上昇し、とくに上級学校への進学の希望が顕著にみられるようになった。例えば、1916（大正5）年には全国の官公立私立専門学校が総計90校あったが、1917年には新たに30校近い官公立専門学

校の設置計画が立てられていた。このような動きを背景に、東北学院では専門部強化の方針を打ち出した。

第一に、専門部の新校舎を建設する用地の確保である。東北学院専門部が徴兵猶予の特典を獲得した時点で有していた教育施設は、神学部の煉瓦造りの校舎および木造のオールド記念館のみであり、大規模な拡張が必要となることは明らかであった。また、シュネーダーはいずれ東北学院の中心を専門部に移すことを企図しており、そのためにもはまず土地の確保が急務であった。こうして、1916（大正5）年から1917年にかけて、東北学院は南六軒丁に約5600坪の校地を取得した。

第二に、専門部の組織改編である。専門部の組織改編は、1918（大正7）年4月に発表された。それには二つの大きな特徴があった。

一つは、従来の神学科内の英語神学科と、これまで「別科」と称していた邦語学科を改称して、神学科第一部・第二部としたことである。神学科第一部は従来のように入学資格を専門部文科卒業とし、修業年限を3年としたのに対し、第二部は入学資格を中学校卒業程度とし、修業年限を予科1年、本科3年の計4年とした。いずれも、従来よりも修業年限を延長することによって、国民の教育水準の向上に対応しようとしただけでなく、高い教育と十分な訓練を受けた伝道者を養成しようとするキリスト教主義に立脚する学校の伝統的な熱意も盛り込まれていた。

もう一つは、これまで専門部の中に置かれていた文科を、文科・師範科・商科の三つに細分化したことである。いずれも入学資格を中学卒業1年、本科3年の計4年として、高度かつ専門的な職業教育機関たることを目指すものであった。各科ごとのおもな目標としては、文科は神学部進学希望者に対する基礎教育機関たること、師範科は中等学校英語科教員を養成すること、商科は商業に従事しようとする者のために実際の訓練を行うことが掲げられていた。

こうして、組織整備が着々と進む一方で、以前シュネーダーがアメリカで行った募金の残りを資金として新しい校舎を建築する準備も進められた。

## 8. 南町大火の発生と東北学院の「再建」へ

### (1) 南町大火の発生と東北学院

1919（大正8）年3月、「学院にとって危急存亡に係る大危難」（『東北学院七十年史』）が発生した。

いわゆる南町大火である。仙台の中心部の約700戸を7時間にわたって焼失させたこの大火に巻き込まれ、中学部校舎とそれに隣接する寄宿舍が全焼してしまったのである。

この火事は、仙台市南町から2日午前2時40分ころに出火し、東一番丁や教楽院丁南方面にも延焼した。また、南町通・柳町通を横断して、ついに午前4時すぎに東二番丁の東北学院中学部と寄宿舍に到達した。この間、火の粉が押し寄せてくるたびに、駆け付けた教職員や寄宿舍生徒をはじめ、仙台市と近隣自治体の消防団などによる懸命の消火活動が行われたが、風速35.5メートルという烈風に煽られた火の手を止めることはできなかった。このときの様子を、『河北新報』は「東二番丁に巍然たる仙台名物の一なる壯麗なる赤煉瓦洋式建築東北学院中学部の上層楼に天を摩して高く聳立せる尖塔に魔の炎の忽焉〔こつえん〕として立ち昇るよと見る間に紅蓮は物凄く塔の窓口より吐き出され尖塔の影は全く火炎に包まれて黄色の塔と化しアレアレヨと叫ぶ間に階上の各房に延火せるものが多くの窓より濛々たる黒煙と舌火を吐きさしも壯麗の学院の校舎も灰燼に名残を留むる無惨さを呈せり」（『河北新報』1919年3月3日）と報じている。なお、南町通りにあった東北学院神学部はかろうじて被災を免れた。

このとき東北学院関係者すべてが呆然自失の状態であったが、中でもシュネーダー院長のショックは大きく、生徒らに抱えられてなんとか自室にもどったものの、シュネーダー夫人によれば「彼は失望の余り長椅子の上に倒れてしまいました。顔色は真っ青で、疲れきっていました」（『シュネーダー博士の生涯』、378ページ）。シュネーダーが当日ただちにパーソロミューにあてた手紙には、「これは私の生涯で起こった最大の災難です」と書かれていた（『東北学院百年史』556ページ）。

### (2) 南町大火直後の東北学院

南町大火により中学部校舎と寄宿舍を焼失した東北学院であったが、大火後の喫緊の問題は、4月からの新学期の授業をどのようにして行うかということであった。これについては、8月までの第一学期については、東二番丁小学校、YMCA、専門部校舎などを借用し、分散して授業を行うことにするが、その間に、火災保険から得た9万円を充当して東二番丁校地の裏側の土地に2棟のバラック建ての仮校舎を建設し、9月からはそこで1カ所に集まって授業を行うこととされた。

このような状態にあったにもかかわらず、東北学院では入学・転学希望者が増大していた。1919（大正8）年は、例年の2倍以上にあたる312名もの入学・転学希望者があり、うち137名に入学許可者を出している。

### （3）東北学院の「再建」に向けた動き

さて、中学部校舎の再建設の長期計画は、この被災から約2週間後の3月15日、シュネーダーを中心とする東北学院理事局によって議論された。その際、①現在の中学敷地をわずかに拡張し、そこに中学部の校舎と寄宿舎を元どおり再構築する、②現状に3000坪ほどの校地を買い足して、そこに中学部と専門部を両方も収容できるような3階建ての校舎を新築する、③仙台市の郊外に広い土地を取得し、学院全部を其処に集める、という三つの再建計画が提示された。これらのうち、最も少ない費用で実施できるのは第一案であったが、これらのどれを採用するかは、再建のための募金がどれくらい集まるかで決まると予想されていた。

再建のための募金は東北学院同窓会が中心となって行われた。募金の目標額は50万円（本校舎とその施設35万円、寄宿舎6万円、運動諸設備5万円、仮校舎建造4万円）に設定された。1903（明治36）年11月以降に設立された同窓会は、仙台、岩沼、石巻だけでなく、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、札幌など、県内外で結成された。またアメリカのサンフランシスコにも同窓会支部が結成されていたが、それらに寄付がよびかけられた。このほか、日本の政財界の著名人をはじめ、広範囲に及ぶ人々に寄付の依頼がなされた。募金総額は1年後の1920（大正9）年2月までに5万5000円（予約総額）、1923（大正12）年までに11万8719円に達していたが、当初の目標との差は大きかった。こうして再建計画は、第一案が採用されることになった。

また、再建資金の頼みの綱は、シュネーダーによるアメリカでの募金活動や、ドイツ改革派伝道局からの援助金ということになっていく。シュネーダーは、大火から1年半後の1920（大正9）年4月、横浜を発って単身アメリカへ向かい、約4カ月後の8月に日本に戻った。この間にシュネーダーが集めた募金額がどれほどであったかは定かではないが、1921年から1922年にかけて、ドイツ改革派伝道局から、1921年と翌22年の2年間に、東北学院に対して経常費補助7万ドルのほか、中学部新校舎建築費補助7万ドルが与えられた。このこともシュネーダー

の活動の成果であったことは明らかである。

### （4）中学部新校舎と新寄宿舎の完成

1921（大正10）年6月、シュネーダーは、中学部校舎及び寄宿舎の再建計画を発表した。校舎については、焼失した旧校舎の土台をそのまま用いる鉄筋コンクリート、外部は煉瓦張りの2階建てで、総工費は約31万円と見積もられていた。このための財源としては、火災保険金8万8000円、入金した寄付金3万円、予約している寄付金6万6000円、ドイツ改革派伝道局からの援助金10万円、今後募集する寄付金3万円が充当されることになっていた。

この発表に先立ち、同年5月にはすでに寄宿舎の工事が着手されていた。これは9月の第二学期から寄宿生をここに移住させるためであった。寄宿舎3棟が、いずれも木造2階建てで柳町通りに沿って東西に平行して並び、北棟は階下では食堂と炊事室、各板床、階上は集会室の大広間と小室1室で各畳敷、中棟は階上、階下とも全部舎室、南棟もは階上、階下とも全部舎室であった。なお、舎室においては一切火気を用いることは禁じられており、冬季においてはスチーム暖房が使用された。これらの工事は、予定通り進み、9月の第2学期からは寄宿生がここで生活を開始した。

中学部校舎は1921（大正10）年6月に着工し、翌1922年5月に竣工した。そして同年9月の第二学期の始業式から中学部はすべて新築校舎で授業を開始した。この建物は、前述のように、元の土台の上に立てられ、室の配置も元と同じであったが、西翼北端の1階と2階に各1室が追加された。また東西廊下の北側の1階と2階にも各1室ずつ増築された。本校舎の裏には、東二番丁の通りに沿って、物理・化学実験室、薬品・器械類備室、教室が置かれた。この中学校の本校舎もまた火気が禁止され、冬季にはスチーム暖房が使用された。建物の特徴として、外観よりも耐震耐火に重きがおかれ、外部は堅い煉瓦が張られ、床及び屋根は鉄筋コンクリートで外側の窓枠は鋼鉄が用いられ、室と室との仕切まで煉瓦、又は鉄筋コンクリートが用いられた。

なお、完成したこの新校舎の正面入口の真上にLIFE LIGHT LOVEの文字が刻まれ、以後東北学院の3L精神として親しまれることになる。

## 9. 南六軒丁への専門部校舎の建設

専門部校舎の建設計画は、南町大火の影響などにより大幅に延期されていたが、中学部の新校舎と新

寄宿舎の完成とともに再開された。専門部は中学部の再建と同時に、南町の神学部敷地から東二番丁に移転し、それまで中学部が使用してきたバラックの仮校舎で授業を行うことになった。

専門部校舎の建設費用の調達にあたり、シュネーダーは再び募金活動を行うことになった。そこで、シュネーダーは、3年に一度開催されるドイツ改革派教会の全国総会への出席も兼ねて帰米した。妻も一緒であった。その旅は1923（大正12）年5月から1924（大正13）年12月までの約1年半にも及び、アメリカ各地を巡回し募金活動を続けた。その結果、ドイツ改革派の会員らによる寄付は12万ドルにも達していた。シュネーダーは、このうちの7万5000ドルが専門部校舎に、2万ドルが礼拝堂に、さらに残りの2万5000ドルが寄宿舎の建築に充当できると考えていた。1924（大正13）年12月、シュネーダーは仙台に戻り、建設計画の作成に着手した。

1925（大正14）年7月、シュネーダーは、総計33万6000円に上る専門部校舎の建設案を発表した。それによれば、『東北学院の歴史』（学校法人東北学院、河北新報出版センター、2017年10月）の60ページに掲載されている図のように、敷地中央（現在の土樋キャンパス本館のある位置）には、生徒の福利厚生の用途に供される半地下の上に、11の教室およびその他必要とされる設備を備えた2階建ての鉄筋コンクリートの校舎を建て、差当たり専門部の3科が使用するが、東隣りに商科専用の校舎が完成した後は同科はそちらに移るはずであった。また、その建物の正面に向かって右手には講堂を兼ねた礼拝堂、左手には図書館を配置する設計となっていた。さらに遠い将来には、本館の西隣りには校舎を増築するだけでなく、礼拝堂の西に神学部校舎、反対の東側の図書館の向こうに体育館兼集会室、その南の奥に寄宿舎が建てられるはずであった。

建設資金は、シュネーダー夫妻が1923（大正12）年5月から24年12月のアメリカで募金した円に換算した23万8000円、それにドイツ改革派教会外国伝道局からの特別援助4万8000円が確実に使用できる資金であったが、それでも全体の予算額には約5万円程度の不足が生じていた。東北学院理事会は、これを日本国内で募金したいと考え、臨時に募金局を設置し、在校生と同窓生を合わせた1300名とその父兄に募金をよびかけた。このほか、前回と同じく政財界の著名人からも寄付を募った。着工1年後には、募金額は2万円を超えていたが、それでも目標には届いていなかった。

校舎の建設工事は1925（大正14）年の夏からはじまった。設計者はJ.H.モルガン、施工監督は中学部新校舎の時と同じくエラ.C.ニコマデスであった。それから約1年後の1926年7月末、この専門部校舎は完成した。耐震性を重視した構造で、窓枠や床にはアメリカから輸入されたリノリウムが、外壁には仙台近郊の秋保で産出された「秋保石」（灰白石の自然石）が使用された。

なお、この建物は、1945（昭和20）年7月10日の仙台空襲、1978年6月10日の宮城沖地震、2011（平成23）年3月11日の東日本大震災に遭遇したにもかかわらず、軽微な被害に留まり、今日でも土樋キャンパス本館として使用されている。

## 10. 創立40周年と新たな試練

1926（大正15）年、東北学院は創立40周年を迎え、記念式典を行った。専門部の校舎は1926年9月15日までに竣工して使用されており、落成式を残すのみとなっていた。しかし、この年が東北学院創立40周年の年にあたるということから、この式典とあわせて同校舎の落成式も行われることになった。

式典は、10月16日から19日までの4日間にわたって盛大に行われた。創立記念式、新校舎落成式、祈祷会、文芸大会、運動会といった行事が連日行われ、東北学院の教職員・生徒・同窓生、宮城県内の政財界関係者、それにドイツ改革派教会外国伝道局理事長も参加した「未曾有の盛時」（『東北学院百年史』）となった。

なかでも注目すべきは、東北学院の三校祖とされる押川方義、ホーイ、シュネーダーの再会である。ホーイの副院長辞任が1899（明治32）年、押川の院長辞任が1901（明治34）年であったから、この3人が会するのは実に25年ぶりのことであった。共に東北学院の運営を担っていた3人も齢を重ね、押川76歳、ホーイ69歳、そしてシュネーダー71歳になっていた。ちなみに、1927年にはホーイが死去、さらにその翌年には押川が死去している。三校祖は、東北学院創立40周年という特別の場で最後の交わりを持つことができたのである。

しかし、この時すでに東北学院の前途を左右するようないくつかの難問が持ち上がっていた。その一つが、1925（大正14）年4月13日に文部省が公布した「陸軍現役将校学校配属令」への対応である。これは、第一次世界大戦の終結後の国際協調路線を維持するにあたり、日本を含む世界列強が打ちだした軍縮方針の一環として発令されたものであったが、

中学校以上の学校における現役軍人による軍事教練の実施を求めていた。その結果、同年5月には、「兵式教練」を正科として実施することとなり、専門部には佐官、中学部には慰官が陸軍からそれぞれ派遣された。

### 11. 大正デモクラシーと東北学院

最後に一言。東北学院は、シュネーダー院長の下、キリスト教主義に基づく人間形成を中心に据えた教育に取り組んでいたが、やがて、このような教育を受けた者の中から、当時の進歩的思想である「大正デモクラシー」の担い手ともいべき多くの優れた人材が登場することになる。例えば、1922（大正11）年に日本で最初の農民組合の統一組織である「日本農民組合」の初代組合長に就任した杉山元治郎（1885-1964）、治安維持法によって不当に弾圧・投獄された人々の弁護を献身的に行った鈴木義男（1894-1963）、吉野作造らと黎明会に参加し「大正デモクラシー」をリードした木村久一（1883-1977）、社会教育事業に尽力し東京家庭学園（後の白梅学園）を創設した小松謙助（1886-1962）などである。「大正デモクラシー」期は東北学院の教育が実を結んだ時期でもあったのである。

#### 仁昌寺 正一プロフィール NISHOJI, Shoichi

1950年生まれ。1979年3月東北学院大学大学院経済学研究科博士後期課程満期退学。  
同年4月東北学院大学経済学部助手。以後、講師、助教授を経て、1996年より教授。  
専門は東北経済論、地域市場史。



# 「地の塩」という生き方

## － 大阪市立聾啞学校教師となった卒業生たち －

東北学院史資料センター所長  
東北学院大学文学部教授

河西晃祐

### 【ヘレン・ケラー本学来訪の背景】

この日朝ザウグ〔ゾウグ〕部長は礼拝に於て童顔をニコニコほころばせてこの喜びを我々に伝へ、午過ぎより全高等学部生は校門より玄関への道に整列して待つ事しばし、やがて出村院長、宮城県視学等に乗せた自動車を先導としてケラー女史は秘書トムソン女子に手をひかれ、見えぬ眼を開いて手を振りながら玄関前に立った。やがて咽喉の奥からふりしぼる様な、所謂奇跡の声で話し始めた。一瞬この二十世紀の奇跡を聞かんものとして全学生は耳をすます。その声は直ちにトムソン女子によって通常の英語に直され、それを今度は岩橋氏が日本語に通訳するのである。

1937（昭和12）年のヘレン・ケラーの本学訪問については、すでに『東北学院の歴史』でも紹介したとおりである。だがなぜヘレンは東北学院を訪問したのだろうか？

「神学部一年生が教科書として使用した彼女の自叙伝についての読後感を送ったのに対し、1933（昭和8）年11月にはヘレンから本学に宛てて返書が送



られていた」ことは確かな事実だが、それを取り次いだ卒業生と人的ネットワークについて、今回の報告では紹介していきたい。

「今から二十五年前一九三〇年の冬の日であった。私がニューヨーク郊外のロングアイランドのホーレストヒルズにあるケラー女史の宅を訪ねた。秘書のトムソン女子に親しく会うことができた。丁度ミドストリームの発刊された年であった。

盲聾啞のケラーがいかにして、あのように言語を覚えたかについて尋ねた。聾教育者の私には不思議であったからである。ケラーが八歳の時サリバン女史を家庭教師にむかえ、指文字によって言語の指導を受けた。そうして五ヶ月目には六〇〇語を覚え、一年半で物語小公子を読むことができたと聞いた。ケラーから私にぜひ日本の聾啞者のために、日本の指文字を作るようにとすすめられたのであった」（川渕依子『高橋潔と大阪市立聾啞学校』77-78頁）

これは当時、大阪市立聾学校長であった大曾根源助が『日本聴力障害新聞』（1955年7月1日付）に寄稿した内容である。この大曾根こそが、シュネーダーの薫陶を受けた本学の卒業生として、後述する高橋潔らとともに手話教育を進めた人物に他ならない。

### 【手話教育を進めた卒業生たち】

高橋潔は1890（明治23）年、仙台市に生まれ、東北中学卒業後に東北学院専門部に学び、シュネーダーの薫陶を受けた。渡仏断念後に、東北中学校教師を務めるが、東北学院の先輩であった杉山元治郎の勧めを受けて盲啞学校教師となり、1924（大正13）年には大阪市立聾啞学校（前年4月開校）校長に就任した。その際には、シュネーダーから、「ボーイは外国など行かないほうがいい。外国へ行かないで日本で幸せの少ない人のために尽くしなさい」と

後押しされたという。高橋は終生シュネーダーの写真を肌身離さなかったといわれている。

大阪市立聾啞学校には、高橋以外にも、内田豊（1903年生まれ、東北学院専門部師範科卒）、大曾根源助（1896年生まれ、東北学院専門部文科卒）、加藤大策（1895年生まれ、東北学院専門部文科卒）、櫻田茂（1896年生まれ、東北学院専門部文科卒）らが在籍した。（櫻井祐子「ろう教育に献身した東北学院同窓生の記録」）

### 【昭和初期の聾啞教育法の対立】

昭和初期、「聾啞教育」の方法論をめぐる、優勢になっていたのは「口話」主義であった。

「純口話推進運動者」としてしられ、文部省との繋がりも深かった川本宇之介は、「手話はおそらく類人猿を距ること遠からざる時代の貨財であったであらう。さる原始的なものを取って現時人間に学ばせようとするは、アナクロニズムも亦甚だしいものといはねばならない」と、手話の使用が口話の可能性を妨げると主張していた（清野茂「昭和初期手話-口話論争に関する研究」）。

また1933（昭和8）年1月には全国盲聾学校長会議において、鳩山一郎文部大臣もまた「聾児に在りましては、日本人たる以上、我が国語をできるだけ完全に語り、他人の言語を理解し言語に依っての国民生活を営ましむることが必要でありま」すとのべていたように、口話こそが聾者のとるべき道だとされていたのである。

一方、高橋潔らはそれとは異なる考えを持っていた。高橋は次の様に述べている。

「我々の精神的方面の教育には到底口話を以てすることは困難、寧ろ不可能で、聾啞語である手話に抛らねばならぬ事と考へたのであります。」  
「如何に日本語を教へる為めとはいへ、口話法で教へる教授内容の如何に幼稚なるかを思へば、子供を精神生活者としてでなく、口話学校は単に日本語学校、会話学校、乃至は全く治療所矯正所としか私には見られないのであります。私は、それよりも先づ、一日一日成長して行く生活者として彼等の精神的生活の糧を與へて行かねばならぬ。それには彼等の言語である所の手話に依らなければならぬと考へたのであります。」（高橋潔述『宗教々育に就て』1931年）

高橋の教育理念は、英語教育とともに、自らの経

験に照らした「宗教教育」の必要性にも裏打ちされたものであった。高橋は次の様にも述べていた。

「手真似がわかる様になり、聾啞者の心の様子をはっきりと読むことの出来る様になるにつれて、いふに言はれぬ悲しみを覚えて来るのでした。（中略）一体聾啞者は何を楽しみに生きてゐるのであらうか知ら（原文ママ）親を恨み世の人を恨みしかして神仏を呪ひ乍ら送る重苦しい暗い、而も普通人に比して短命であると言はれる彼等の短き一生を考へた時、どうしてもそこには宗教の救ひより他には無いと思つたのであります」（高橋潔述『宗教々育に就て』）

高橋の宗教観は狭窄なものではない。たとえば浄土真宗系寺院での日曜学校も実施していたように、その視野は極めて広がった。だがそれでも上述のような認識は、シュネーダーの施した教育によって育まれたものだったのであろう。

### 【大曾根源助の功績】

高橋は口話普及会の主張する欧米の聾啞教育論を確立し、反駁する目的で、1929（昭和4）年に大曾根源助をアメリカ・カナダに派遣した。大曾根は、大阪朝日新聞特派員の伝手をつかって、ペンシルバニアでヘレンと会い、指文字の必要性と、手話と口話を併用する高橋の教育方針の正しさを確信したとされている。彼は1929年9月から1930年3月まで、51校の聾学校を視察。帰国後に、日本語に適應した新たな指文字を開発したとされている。

このような経緯を鑑みれば、ヘレン・ケラー招聘も、手話法の宣伝活動の一環であった可能性も高いといえよう。

### 【教育者 加藤大策という存在】

このように、高橋や大曾根がシュネーダーの薫陶を受けた活動を展開してきたことは確かであった。だが彼らだけが記憶されるべき人物ではない。史料的な制約は極めて大きいものの、「地の塩」としての生き方を体現した人物は他にもいた。それが東北学院の卒業生であった加藤大策という人物である。

昭和金融恐慌から世界恐慌へ至る時勢下、聾啞者の就業は困難を極めた。そのような折、大阪市立聾啞学校に、「海軍軍需工場のダイヤモンド研磨株式会社」への就労の機会の話が持ち込まれるのである。この時に高橋と妻・醜の間で交わされた会話

を、のちに高橋の実子川渕依子氏は次の様に回想している。

「ダイヤモンドの件、加藤君にお願いしたよ。」  
 「よろしくございましたね。これでやれやれです  
 ね。でも、加藤先生、よくお引き受けになりました  
 ね。説得大変だったでしょう。」  
 「いや、よくわかっていてくれたよ。それに  
 しても、恩給を棒に振ってくれたのだから。感  
 謝しなくては、忘れてはいけない」  
 「僕は何とも思っていなかったのですよ。ただ、  
 校長が行ってくれと、頭を下げられたことをむ  
 しろ恐縮していましたよ。そうして『はい、ま  
 いります』ただそう言っただけです。それが大  
 阪市立聾学校なのです。僕だけじゃない。みん  
 なそうですよ」（川渕依子『高橋潔と大阪市立  
 聾学校』）

教員であった加藤は、卒業生の就労を支援するた  
 めに、自ら教職を辞して、その会社に転職したの  
 であった。加藤はいわゆる健常者と聾者の橋渡し役  
 を務め続けることになる。

加藤のその後の事績を伝える史料は少ない。だが  
 東北学院の歴史を支えてきたのは、このように「地  
 の塩」として生き、社会に貢献し続けていた人物た  
 ちであった。

東北学院史資料センターでは、今後もそのような  
 人物と事績を調べだしていく予定である。

#### 【参考文献】

- 高橋潔述『宗教々育に就て』  
 (大阪市立聾学校、1931年)  
 清野茂「昭和初期手話－口話論争に関する研究」  
 (『市立名寄短期大学紀要』第29号、1997年3月)  
 川渕依子『高橋潔と大阪市立聾学校』  
 (サンライズ出版、2010年)  
 櫻井祐子「ろう教育に献身した東北学院同窓生の記録」  
 (『東北学院英学史年報』第31号、2010年)  
 『大曾根源助－日本の指文字の考案者』  
 (大阪府立中央聴覚支援学校大阪市立聾学校、2017年)  
 『創立115周年記念誌－大阪市立聾学校いつまでも－』  
 (大阪市立聴覚特別支援学校、2016年)

河西 晃祐プロフィール KAWANISHI, Kosuke

1972年東京都生まれ。上智大学文学部史学科卒業、  
 上智大学文学研究科史学専攻博士後期課程修了。文  
 学(史学)博士。専攻は日本－東南アジア国際関係史。  
 主な著書に『大東亜共栄圏－帝国日本の南方体験』(講  
 談社選書メチエ)、『帝国日本の拡張と崩壊－大東亜共  
 栄圏への歴史的展開』(法政大学出版局)などがある。

# 団塊の世代と東北学院

東北学院史資料センター調査研究員  
東北学院大学法学部教授

齋藤 誠

## はじめに

『東北学院の歴史』の編集方針の一つは、学校の歴史を社会的環境との関係づけながらみていくという視点である。

東北学院の戦後史には、いわゆる「団塊の世代」とその子ども「団塊ジュニア世代」が大きな影響を与えており、今回は、この点をまとめてみたい。また、その際、東北学院の戦後が、規模拡大の一途をたどり、必要な調整をしなかったことにも注意をむけてみたい。

## 1. 「団塊の世代」と「団塊ジュニア世代」

「団塊の世代」とは、1947（昭和22）年～49年のベビーブームに生まれた世代をいうが、この3年間の年間出生数は連続して260万人を超え、3年間で800万以上が生まれている。当時の日本の総人口は7500万人であるから、3年間で人口が1割以上増えたことになる。

また、この3年間の出生数増加は、急激にやってきて急激に収まった点にも特徴がある。ベビーブームが始まる1946（昭和21）年の出生数は157万人であり、翌年には出生数がいきなり100万以上増えたことになる。また、1950年以降、出生数は減少に転じ、1954年には177万人まで減っている。まさに「団塊」の世代なのである。

「団塊ジュニア世代」の出生は、1971（昭和46）年から1974年にかけて、出生数が200万人を超えるという現象となる。ピークは73年の209万人である。しかし、1960年代末の出生数と比較しても、ジュニア世代による出生数の増加幅は20万人程度で、それほど顕著でなかった。むしろ、1975年以降の出生数の減少が大きく、1980年には出生数は150万人台に減る。出生数はその後も減少を続ける。

団塊の世代、団塊ジュニア世代とも受験で苦勞する。1947（昭和22）年生まれは、1963年に高校進学、66年に大学進学期を迎える。進学期年齢人口そのものの急増に加え、高度経済成長を背景とした高校進学率、短大・大学進学率の上昇によって、団塊の世

代の受験人口は爆発的に増加した。他方、受け皿となる学校の対応はそれに追いつかなかったため、受験競争が激化した。大学・短大についてみると、1966年に大学・短大を志願した者のうち、入学できたのは65%である。

団塊ジュニア世代の場合、受験への影響は長期に及ぶ。大学・短大進学についてみると、18歳人口が最も多かったのは1992（平成4）年であるが、志願者のうち実際に入学できた割合は最も低かったのは1990（平成2）年であり、1985（昭和60）年から1994（平成6）年までの10年間は、その割合が70%に届かない状態が続いた。

## 2. 団塊の世代と東北学院

### （1）規模拡大

団塊の世代の進学期に対応する形で、東北学院は規模拡大を図る。東北学院高校では、1959（昭和34）年に、榴ヶ岡校舎を設置し、本校の300名とは別に135名の入学定員で入学者を受け入れ、現在の榴ヶ岡高校の前身となる。

大学では、1960年代前半は学部新設ラッシュである。1962（昭和37）年には多賀城キャンパスに工学部（機械工学科・電気工学科・応用物理学科）を設置、翌年には文経学部を文学部と経済学部に分離、それぞれに二部（夜間部）を設置した。さらに、1965（昭和40）年には法学部を設置する。

工学部設置以前の1961（昭和36）年、大学の入学定員は、文経学部と二部をあわせて500名であったが、法学部が設置された年には950名、工学部が定員を増やした67年には1110名となり、6年間で2倍以上という急激な規模拡大となる。

さらに、重視すべきは、この時期の文部省は、私立大学の水増し入学を事実上規制しなかったという点である。その結果、ほとんどの私立大学では、入学定員を大きく上回る学生を受け入れた。60年代末の土樋キャンパスには、文・経・法3学部の収容定員は3200名だったにもかかわらず、実際には1万人の学生がいた。

## (2) 紛争

1960年代後半に、全国のほとんどの大学でみられた「紛争」は、団塊の世代が起こしたといつてよい。紛争の背景には学生による政治運動の高揚があったが、多くの一般学生にそれを支持する動きが広がっていたことも重要である。東北学院大での紛争もその例外ではない。

なぜ学生は異議申し立てをしたのか？ そこには、団塊世代学生の「まじめさ」と、大学の対応の「いいかげんさ」のミスマッチがあったと考えられる。当時の意識調査の結果を見ると、当時の学生たちには、学生としての社会的責任感やよい生き方を模索する真剣さがみてとれる。それに対して、大学はといえば、入学者の水増しだけでなく、キャンパスにおける施設・設備の準備不足、教員のモラルハザードなどの問題があった。学生は、そうした大学に不満を抱いたのである。

## (3) あとしまつ

紛争は、その後の大学に「学生がどう思うか」という視点を強く意識させることになる。東北学院大学でも、1970年代は、学生の福利厚生やアメニティを意識したキャンパス整備が行われ、学費改定の手続きは慎重になっていく。しかし、教育内容・方法の改善は限定的であった。

また、特に強調しておきたいのは、60年代末から定員の大幅な水増しが続いていた状態が、是正されなかったことである。1976（昭和51）年、東北学院大学は、現状の学生数を維持するために、入学定員の倍増を文部省に申請し、認められた。団塊の世代以後の18歳人口減少を見据えた定員調整を行わなかったのである。その結果、東北学院大学は、東北、北海道最大の「マンモス大学」となる。実際、仙台の都市規模、東北地方の人口を考えると、東北学院大学は、身の丈以上に大きい大学であるといわざるをえない。

## 3. 団塊ジュニア世代と東北学院

### (1) 規模拡大

団塊の世代以後の定員調整が不十分だったにもかかわらず、東北学院大学では、その後も入学者の確保に深刻な問題を生じなかった。進学率の上昇、仙台の都市としての発展があり、志願者は減らなかつたからである。

そうした中、団塊ジュニア世代が登場するが、東北学院は、ふたたび規模拡大でそれに対応する。1983（昭和58）年、榴ヶ岡高校は、定員を135名か

ら180名に増やし、その後、臨時的定員増でさらに増やす。大学は、1988（昭和63）年の泉キャンパス供用開始と翌年の教養学部（入学定員200名）の新設があり、さらにその翌年には経済学部、法学部で臨時的定員増（2学部で150名）をしている。

こうした対応にもかかわらず受験者は増え続け、大学では、1993（平成5）年、志願者が2万5000人を超え、実質倍率（受験者数/合格者数）は5倍に達する。

### (2) 学生の不満

こうした入試状況によって、東北学院大学では、いわゆる「偏差値」が上昇し、広く優秀な学生が入学する一方、浪人生の割合、不本意入学者の割合がともに増える（20～25%）。

こうして入学した団塊ジュニア世代は、大学に強い不満をもっていた。当時の調査結果からは、「授業内容に興味が持てない」学生が6割に達していたことがわかる。そのほかにも、授業の「声が聞き取れない」「教室が騒々しい」（それぞれ20%）といった授業の基本的部分に関する不満があり、さらには「食堂を改善してほしい」（60%）といった声も強かった。

しかし、親の世代とは異なり、団塊ジュニア世代は、こうした不満をあらわにし、行動に移すことはなかった。彼らには、学生としての社会的責任感は弱く、そもそも社会への不満はあまりなかった。関心事は「家族」「友人」であり、バブル崩壊以後はなりよりもまず「就職」であった。いずれにせよ、彼らは、激しい異議申し立てや闘いを好まなかった。そして結果として、大学は、受験者数の堅調に目をうばわれ、彼らの不満を見過ごすこととなり、さまざまな改革が遅れる原因となった。

### (3) あとしまつ

大学の改革が進むのは、団塊ジュニア世代以後の18歳人口減少期になってからである。しかも、改革は、受験生を増やすための入試改革が中心であり、教育改革は遅れた。特に、東北学院大学では、1990年代の教育改革は限定的であり、教育内容・方法の改革が本格化するのには、認証評価が制度化される2003（平成15）年以降である。

団塊ジュニア世代以後の人口減への対応も遅れた。臨時的定員増は、予定された期限を過ぎても一部は恒常化されることとなった。人口減への合理的対応よりも、現在認められている定員の「既得権益」をいかに守るかという観点が優先された。その結果、入学者募集が厳しくなり、入試の倍率は下がっ

た。榴ヶ岡高校は、男子校から男女共学にすることで急場をしのいだ。

現在、大学では、泉、多賀城キャンパスを新設の五橋キャンパスに統合する計画が進められているが、これは、これまでの規模拡大路線の見直しの大きな一歩である。しかし、本格的な「あとしまつ」は、入学定員の大幅な削減による規模縮小によるしかない。

齋藤 誠プロフィール SAITO, Makoto

1954年宮城県生まれ。1981年東北大学大学院法学研究科(政治学専攻) 満期退学。  
同年東北学院大学法学部講師(1991年教授)。1993年  
仙台市史編さん調査分析委員、2008年同専門委員。

# 東北学院大学土樋キャンパスの変遷について

東北学院史資料センター調査研究員  
東北学院大学工学部教授

櫻井一弥

## 1. はじめに

東北学院大学土樋キャンパスは、1916（大正5）年に当時の社団法人私立東北学院がこの土地を取得して以降、一世紀以上にわたり本学の中核的な機能を担うキャンパスとして利用され、本学の発展を見守ってきた。本学のシンボルともいべき東北学院大学本館（旧東北学院専門部校舎）は、1925（大正14）年夏に着工、1926（大正15）年7月に竣工している。この間、当時のシュネーダー院長をはじめとする経営陣が、建設費の資金獲得のため日米を奔走した様子は、『東北学院七十年史』に詳述されており、大変な困難を乗り越えて本学の礎が築かれたことに改めて畏敬の念を感じずにはいられない。

ところで、土樋キャンパス内の建物配置に関する古い時代の記録は、前述の『東北学院七十年史』に、1945（昭和20）年～1946（昭和21）年にかけてのもの、1957（昭和32）年当時のものが認められる。現在では大変貴重な記録であるが、建物の形状や大きさについて、少々精度を欠く図面となっているため、現代の建築CAD（Computer Aided Design）ソフトウェアを用いて、可能な限り正確に配置図を復元したいと考えていたところである。

本稿では、筆者と筆者の研究室の学生が2016（平成28）年から2018（平成30）年にかけて実施した、土樋キャンパスの変遷に関する研究の成果として、重要な節目における土樋キャンパスの配置図、ならびにそれらを3Dで構築したモデルデータのアイソメトリック図（三次元の物体を二次元上で表現する書き方、等角投影図のこと）を紹介し、土樋キャンパスの変遷について報告したい。

## 2. 研究の経緯

そもそもこの研究に着手することになったのは、2013（平成25）年にデフォレスト館が国の登録有形文化財になったことに端を発する。その後2016（平成28）年に、「東北学院旧宣教師館」として国指定

重要文化財となるが、その間、デフォレスト館の建築学的価値を明らかにするための調査や、3Dデジタルスキャナを用いた点群データの取得など、デフォレスト館に関わる様々な調査研究を行っていた。2014（平成26）年2月に学校法人東北学院が発行した『デフォレスト館建造物調査報告書』において、重要な文章をご執筆戴いた志子田光雄東北学院大学名誉教授と意見交換をし始めたのはこの頃である。

デフォレスト館には、玄関のある北面の一番左端に、現在では使われていない奇妙な片開きドアが付いている。志子田先生にそのドアの正体を伺ったところ、以前はデフォレスト館の北側に日本家屋が接続しており、なんと志子田先生はそこにお住まいであったとのこと。まずはその図面を復元しましょう、というところから研究がスタートした。この建物には、「デフォレスト館附属和館」と仮称をつけ、志子田先生の鮮やかなご記憶と、建築的な納まりの考察をもとに平面図、立面図、断面図を作成し、さらにそれらを基準に3Dモデルを作成した（図1, 2）。

デフォレスト館附属和館のデータが完成した後、今度は志子田先生より、その近傍に建てていた「シュネーダー記念館」なる建物も復元設計できないかとの打診があった。こちらについても、志子田先生の驚異のご記憶と、数少ない写真資料をもとに図面と3Dデータを作成することができた（図3, 4）。シュネーダー記念館の復元設計を行っている最中、志子田先生からは『東北学院七十年史』に掲載されている古い時代の土樋キャンパス配置図が間違っている、あるいは正確でない部分が散見されるので、ぜひご自分の記憶がはっきりしている内に正しい配置図を残しておきたい、とのご提案があったため、筆者としても研究室を挙げてご協力することとなった次第である。2017（平成29）年度に土樋キャンパス内の建物の復元設計を中心に行ったが、翌2018（平成30）年度に古い時代の航空写真を入手することができたため、周辺の街並みを含めたより広いエリアの復元を試みた。後半に紹介する図面類は、2018（平成30）年度に作成したものである。

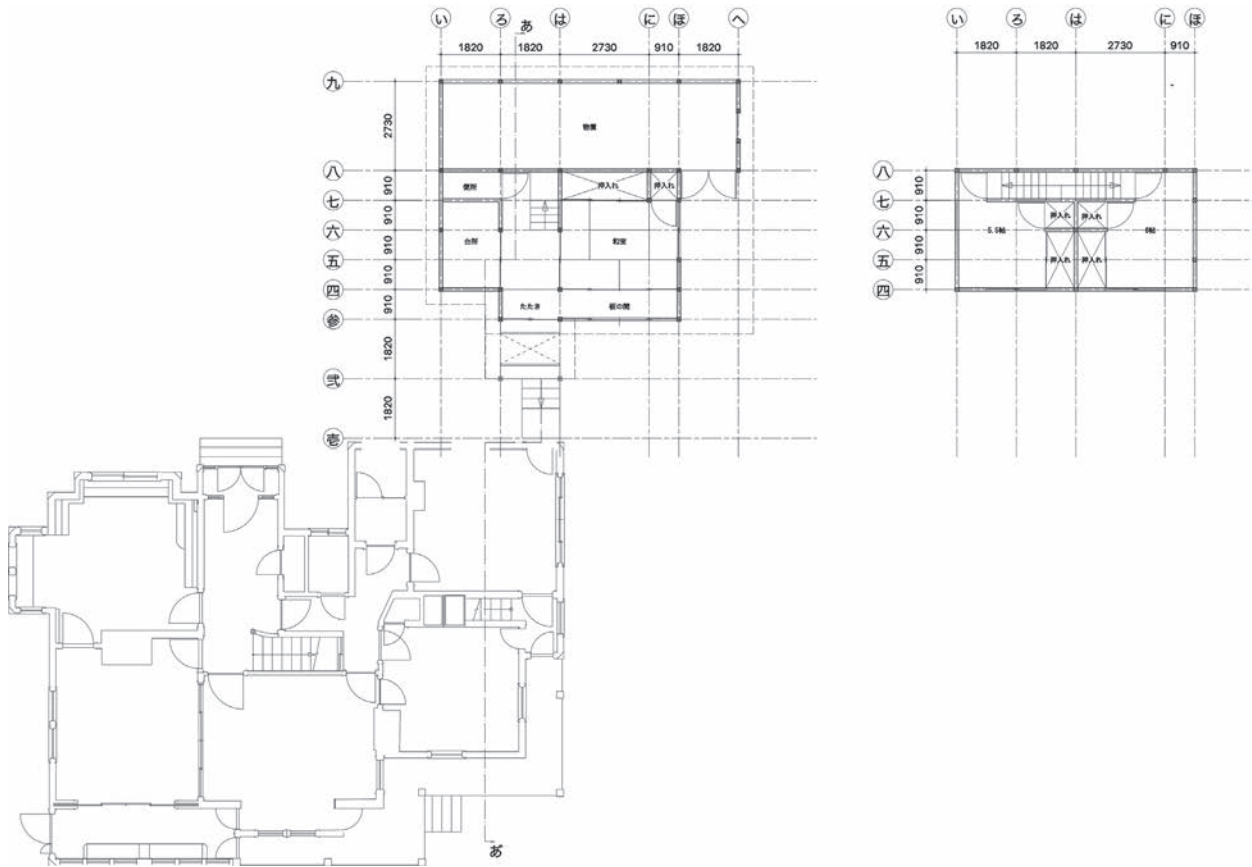


図1 デフォレスト館1階平面図（左下）とデフォレスト館附属和館平面図（右上）



図2 デフォレスト館とデフォレスト館附属和館の3Dイメージ  
 (左手前カラーのモデルがデフォレスト館、右手前グレーのモデルが附属和館)





図3 シュネーダー記念館復元図(平面図、立面図)

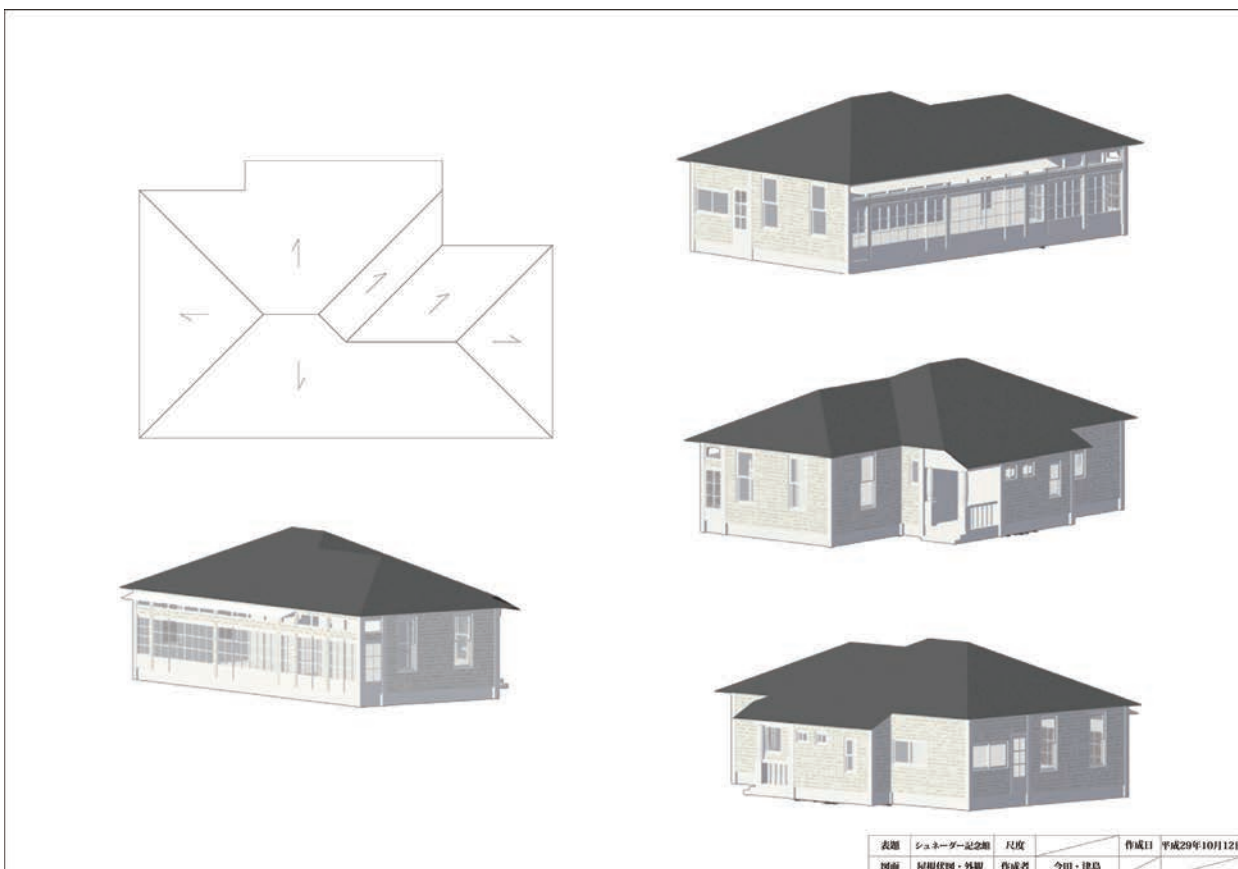


図4 シュネーダー記念館3Dイメージ

### 3. 研究の方法

本研究において、土樋キャンパス配置図の復元対象とした年代は、1945（昭和20）年、1946（昭和21）年、1953（昭和28）年、1957（昭和32）年、2018（平成30）年である。

1945（昭和20）年と1946（昭和21）年については、『東北学院七十年史』776ページに記載されている配置図（図11）をより正確に表現する目的で対象年代とした。この配置図は、戦災で焼失した建物が網掛けとなって記載されている。本研究では、1945（昭和20）年7月10日の仙台空襲以前の状態とその後を分けて表現するのが妥当と判断したため、1945（昭和20）年と1946（昭和21）年を復元対象とした。この二つのキャンパス内配置図を裏付ける航空写真として、1947（昭和22）年のものが入手できた。1年ほど経っているが、それほど大きな変化はないものと推測している。

同様に1957（昭和32）年については、『東北学院七十年史』1002ページに記載されている配置図（図16）をより正確に表現する目的で選定した。この年代に対応する航空写真としては、少し離れるが1961（昭和36）年のものを参考にした。

時代が前後するが、1953（昭和28）年の配置図は、これまで記念誌には掲載されていなかった。この年に大学院棟（旧シュネーダー記念東北学院図書館）が完成したり、その後現在の2号館が完成したりなど、いくつかの重要な建物ができる節目となっており、1946（昭和21）年とも1957（昭和32）年とも異なる構成を持っていることが判明したため、重要な年代であると考えられることから復元の対象とした。1952（昭和27）年の航空写真が見つかっており、配置図作成の参考にした。

2018（平成30）年は、現段階の配置を記録しておくのが妥当との判断から対象としたものである。もはや現時点では、航空写真としてどこかに保管されているようなものではなく、googleを通して詳細な航空写真がいつでも手に入る。

図面作成の方法としては、現時点から過去に遡るようにして建物の配置関係を決定した。2018（平成30）年時点での土樋キャンパス配置図は、施設部にて管理されているため、その図面データを借用し、正確に配置図をCADデータ化した。敷地周辺建物の外形や土地の標高の判定については、仙台市の1/2500都市計画図データを利用した。1945（昭和20）年、1946（昭和21）年の建物配置関係を正確に導き出すのは難しい作業であったが、幸い本館や

ラーハウザー記念東北学院礼拝堂、さらにはデフォレスト館などの歴史的建造物が建設当初のままの位置で存在し続けているため、他の建物の配置の目安となった。志子田先生とは何度も打合せを重ね、建物の位置関係を微調整した。断片的に残る写真と志子田先生の記憶を照合し、かつ建築的なモジュール（寸法体系）や建築構造的な妥当性を加味して復元にあたった。

なお、キャンパス内の建物に関しては、『東北学院七十年史』や『東北学院百年史』などに記載された平面図、写真等を参照していることから、かなり忠実な再現になっていると推測されるが、キャンパス外の建物は、主に航空写真のみを使用して復元していることから、建物の高さや屋根形状についてはキャンパス内建物ほどの精度は期待できないことを予めお断りしておく。また、図面上の縮尺は本誌掲載時に適宜縮小しているため、正確なスケールではない。いずれもA3判で印刷した際に表記通りの縮尺となるものである。

### 4. 復元した土樋キャンパス

#### 4-1. 1945（昭和20）年（図5, 6）

空襲前の状態であり、本館東側にいくつかの木造校舎が建っている。この時点で鉄筋コンクリート造は本館とラーハウザー記念東北学院礼拝堂のみである。礼拝堂西側にブラッドショー館、シュネーダー記念館、デフォレスト館、デフォレスト館附属和館が建っていた。

キャンパスの周辺建物については、この段階の資料は一切残っていないため、1946（昭和21）年当時と同様としたが、混乱を避けるためグレー表示としている。おそらくキャンパス周辺には木造家屋などが密集していたと考えられるが、1946（昭和21）年の段階では空襲でかなりの部分が焼失したものと推測できる。

#### 4-2. 1946（昭和21）年（図7, 8）

1945（昭和20）年7月10日、アメリカ軍による仙台中心部への空襲によって、当時の教室や職員住宅などが焼失した。しかし図9、10に示す航空写真を見ると、本館東側隣に建物の姿が見える。写真は1947（昭和22）年10月のものなので、終戦後すぐに講義室が建設されているのが分かる。なお参考までに、『東北学院七十年史』776ページに掲載されている同時期の配置図を図11に示した。



図5 1945（昭和20）年の土樋キャンパス配置図

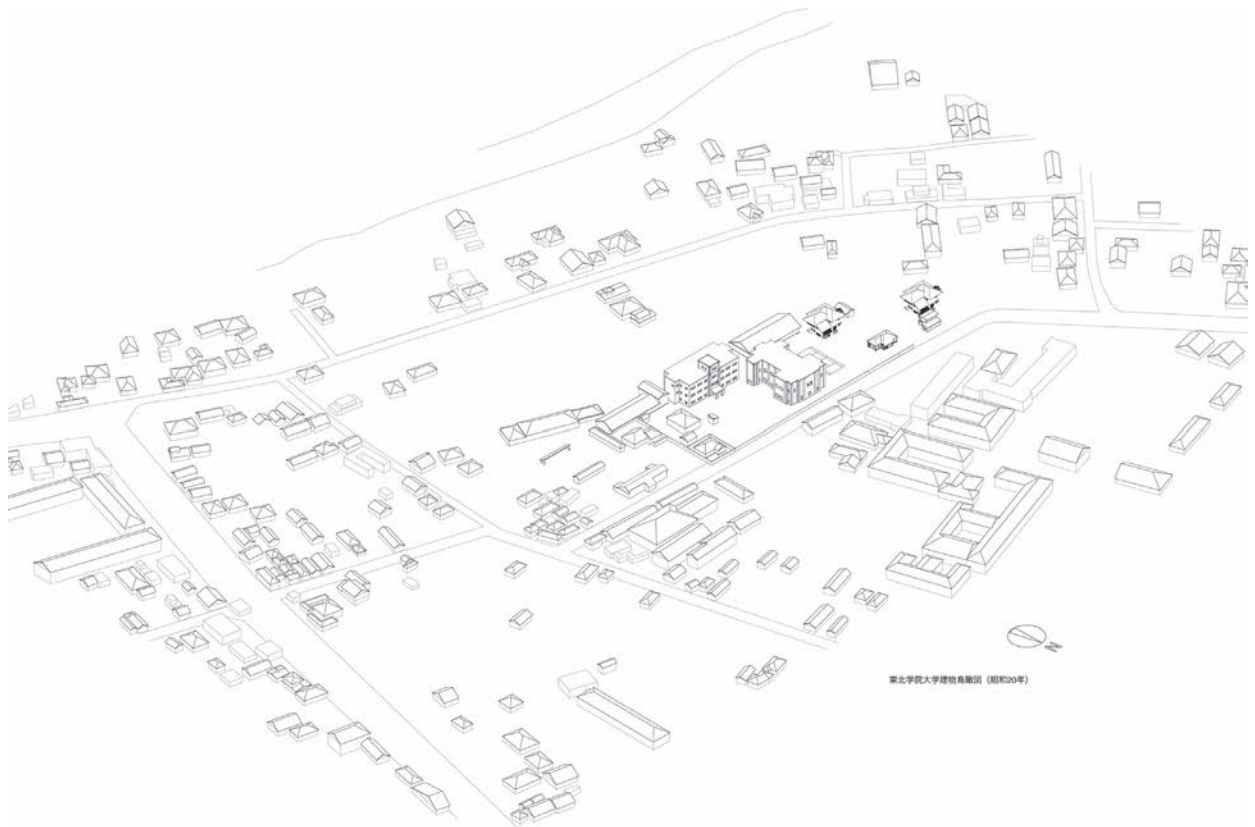


図6 1945（昭和20）年の土樋キャンパス 3D鳥瞰イメージ



図7 1946（昭和21）年の土樋キャンパス配置図

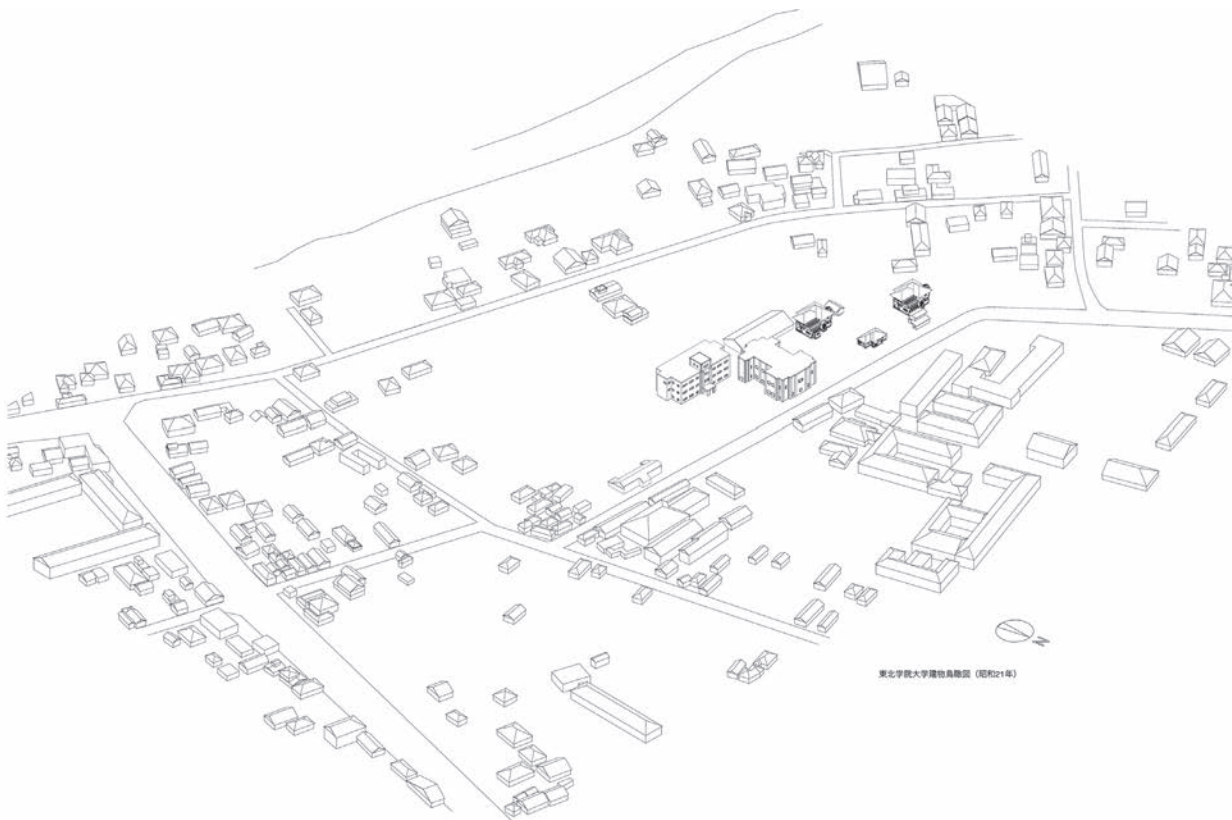


図8 1946（昭和21）年の土樋キャンパス 3D鳥瞰イメージ



図9 1947（昭和22）年10月8日に撮影された仙台市中心部の航空写真（出典：国土地理院）



図10 同写真 土樋キャンパス周辺拡大

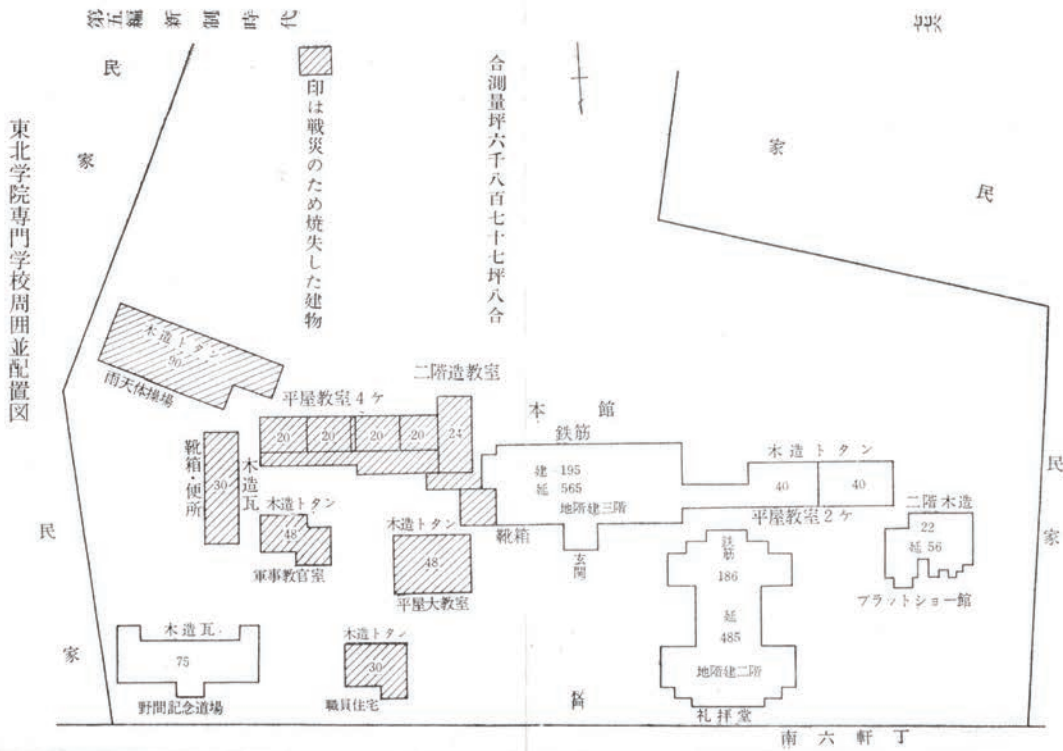


図11 「東北学院専門学校周囲並配置図」(出典：『東北学院七十年史』776ページ)

### 4-3. 1953 (昭和28) 年 (図12, 13)

(昭和27)年ごろから続々と講義室などが整備されていく。2014 (平成26)年に国の登録有形文化財となった大学院棟(旧シュネーダー記念東北学院図書館)が、1953 (昭和28)年に完成している。また、キャンパス北東端にあった野間記念道場は、1950 (昭和25)年に理科実験教室に改造されている。『東北学院七十年史』の記述によると、「本館東側にある木造校舎は全部灰燼に帰した中で、唯一つ野間記念道場だけは、軍の接收で軍用物資の倉庫になっていたの、空襲をうけた当夜も軍の消火作業で守ら

れたので危うく焼失を免れた」とのことである(918ページ)。終戦後、「占領軍政下に入ると、学校教練科目中の剣道、柔道、弓道等は平和主義に反する恐れあるものとして(昭和二十年十一月)中止を指令されたので、暫し野間道場は不用のまま放置された」(918ページ)。不思議な運命を辿った建物である。

志子田先生からの情報をもとに、当時の建物名称ならびに部屋の名称が明らかになったので、『東北学院七十年史』の面積に関する記述と照合し、表としてまとめた(表1)。図14は1952 (昭和27)年の航空写真、図15はその拡大である。

表1 1953 (昭和28)年当時の土樋キャンパス内建物・部屋の名称と面積

東北学院大学土樋キャンパス(昭和28年)	
建物名	教室名(坪数)
総合講義室	2F: 21番(16坪)、22番(16坪)、27番(104坪)
	1F: 23番(16坪)、24番(16坪)、25番(16坪)、26番(16坪)
教授研究室	2F: 西側から6室目→会議室、東側から1室目→宿直室、他研究室×10室
	1F: 西側から6室目→会議室、東側から1室目→事務室、他研究室×10室
大学講義室(その1)	29番(48坪)、28番(48坪)
大学講義室(その2)	2F: 31番(58.53坪)、32番(44.06坪)
	1F: 30番(58.53坪)、33番(44.06坪)
自然科学実験室	生物学実験室(37.5坪)、準備室×2(12.5坪)、化学実験室(37.5坪)

※終戦後占領軍政下に入り、学校教練科目中の剣道、柔道、弓道等は平和主義に反する恐れあるものとして中止を指定されたため、暫し野間道場は不用のまま放置された。



図12 1953 (昭和28) 年の土樋キャンパス配置図

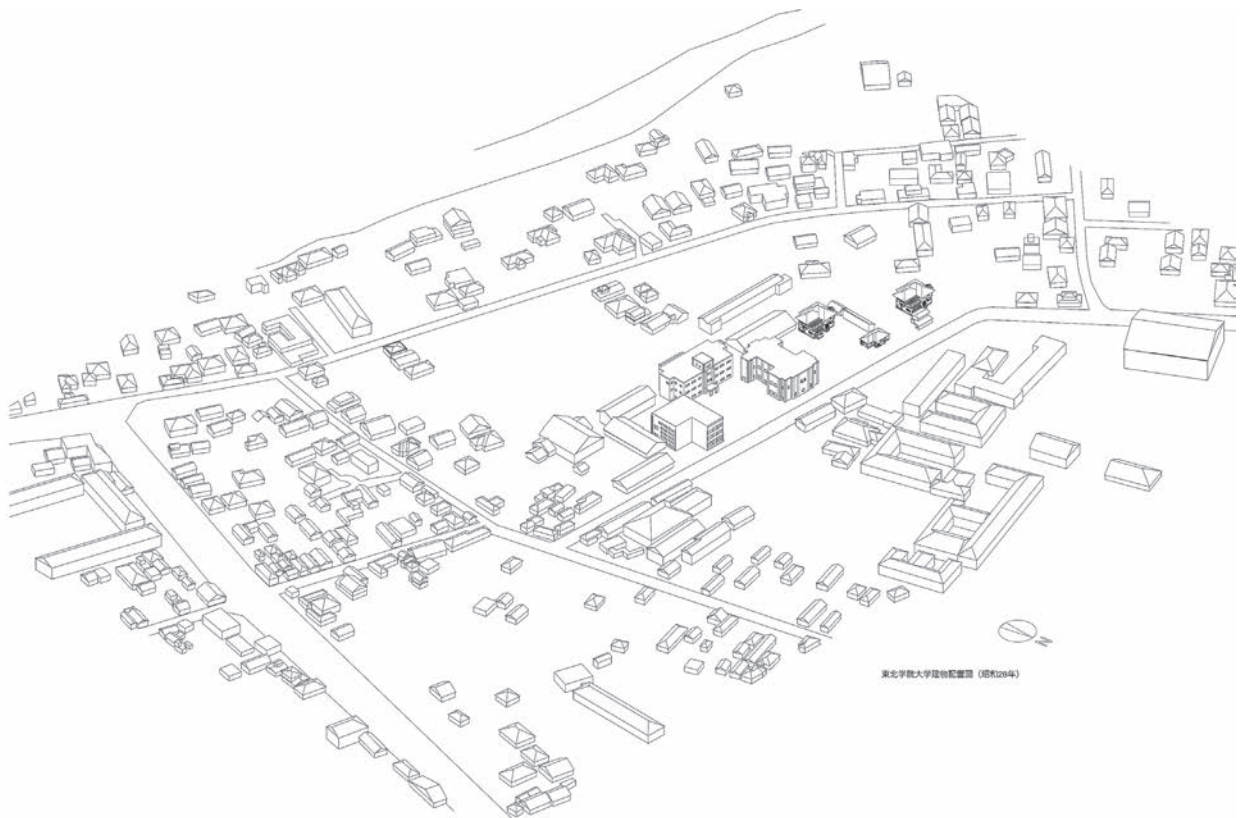


図13 1953 (昭和28) 年の土樋キャンパス 3D鳥瞰イメージ



図14 1952（昭和27）年11月2日に撮影された仙台市中心部の航空写真（出典：国土地理院）



図15 同写真 土樋キャンパス周辺拡大



4-4. 1957 (昭和32) 年 (図17,18)

現在も存在している2号館が建設された。当時は2階建てであったが、後に上層階が増築されている。2号館の新築に伴い、ラーハウザー記念東北学院礼拝堂とシュネーダー記念館、ブラッドショー館の間にあったテニスコートの場所に、もともと2号館の場所に建っていた講義棟が移築され、剣道・空手道場として使用された。同時期、デフォレスト館附属和館が減築され、さらに西側に移築されている(図面上は「住宅」と表記)。また敷地の南東部分には、特徴的な形をしたアッセンブリーホール(体育館)が建設されている。

図19は1961(昭和36)年航空写真、図20はその拡大である。

4-5. 2018 (平成30) 年 (図21, 22)

土樋キャンパス自体にもキャンパス周辺にも、高層の建物がかなり建て込んでいる状況が見て取れる。図23は2018(平成30)年現在のgoogleによる航空写真、図24はその拡大である。

5. J・H・モーガンによるマスタープラン

この研究を実施している中で、貴重な図面に遭遇したので紹介しておきたい。本館やラーハウザー記念東北学院礼拝堂を設計したアメリカ人建築家J・H・モーガンによる、土樋キャンパスマスタープランの原図である(図25)。『東北学院七十年史』では、429ページにその概要が述べられているが、南六軒町の正門に正対するように広場があり、その奥に本館(専門部校舎)、向かって右側に講堂、左側に図書館が描かれている。講堂は実際にはラーハウザー記念東北学院礼拝堂になったが、広場を三つの建物が取り囲む構成は見事に実現している。将来計画として、通りに面した広場が三つ配置され、本館を中心としたシンメトリーの構成で建物を整備しようとしていたようである。試みに、この建物配置も3D化してみた(図26)。

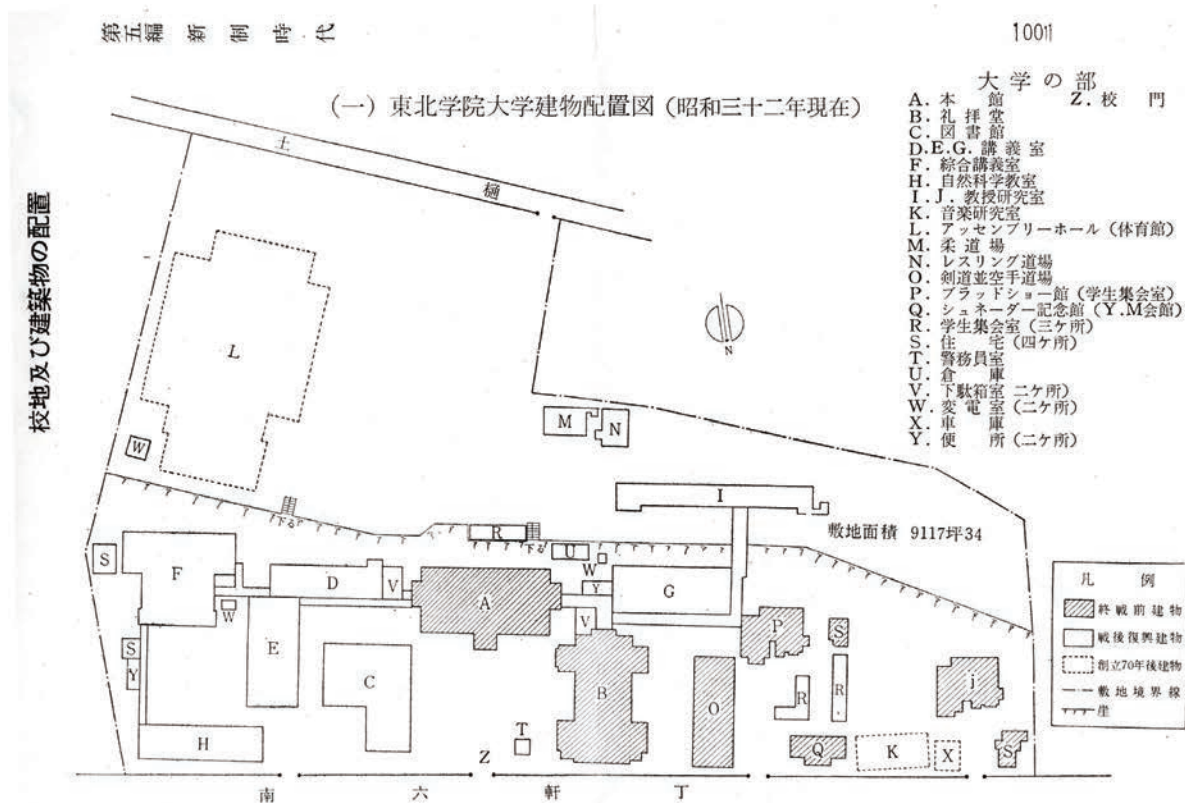


図16 「校地及び建築物の配置」(出典:『東北学院七十年史』1002ページ)



図17 1957 (昭和32) 年の土樋キャンパス配置図

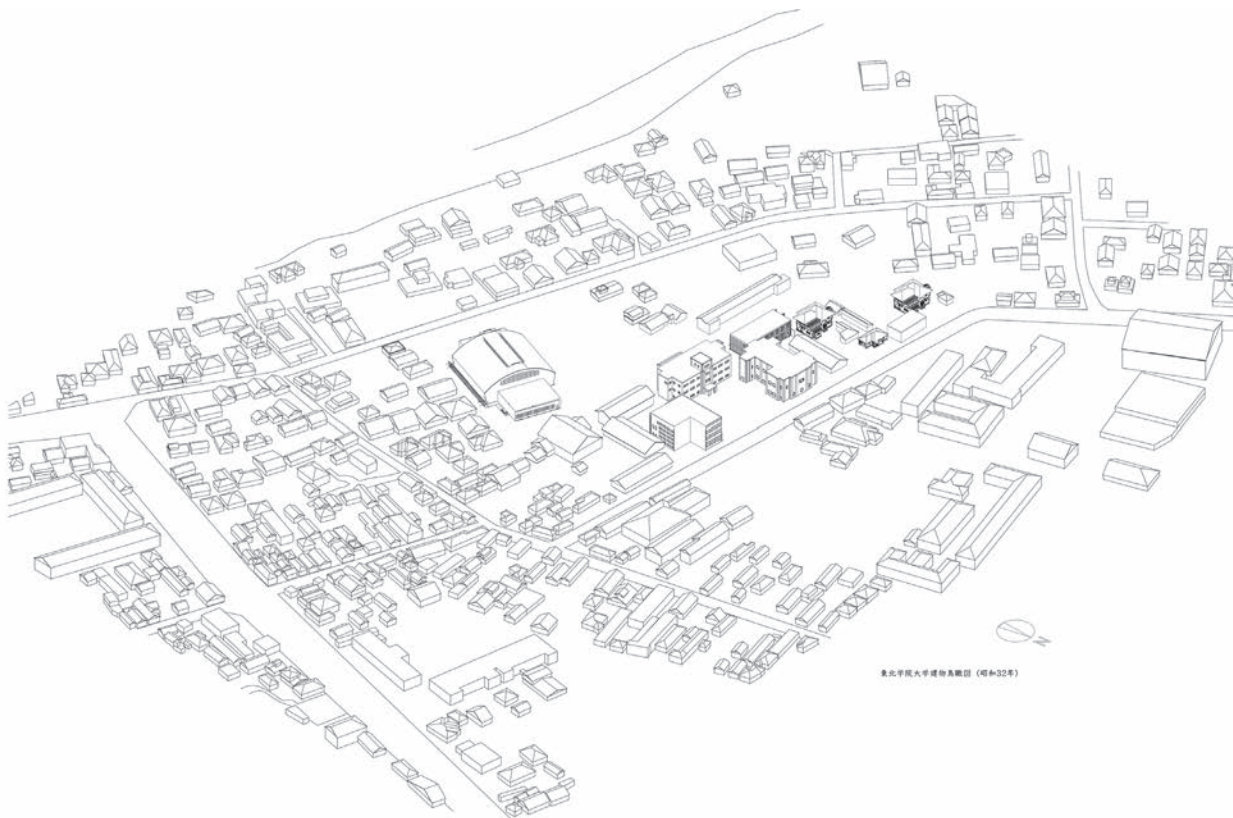


図18 1957 (昭和32) 年の土樋キャンパス 3D鳥瞰イメージ

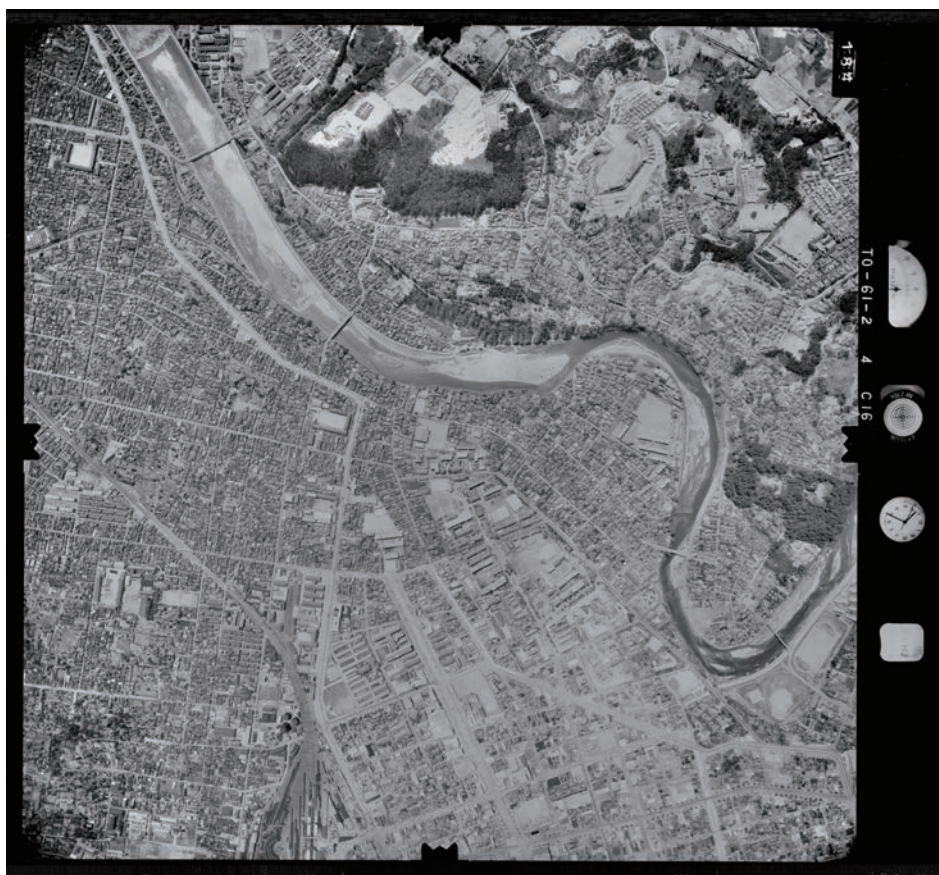


図19 1961（昭和36）年4月26日に撮影された仙台市中心部の航空写真（出典：国土地理院）



図20 同写真 土樋キャンパス周辺拡大

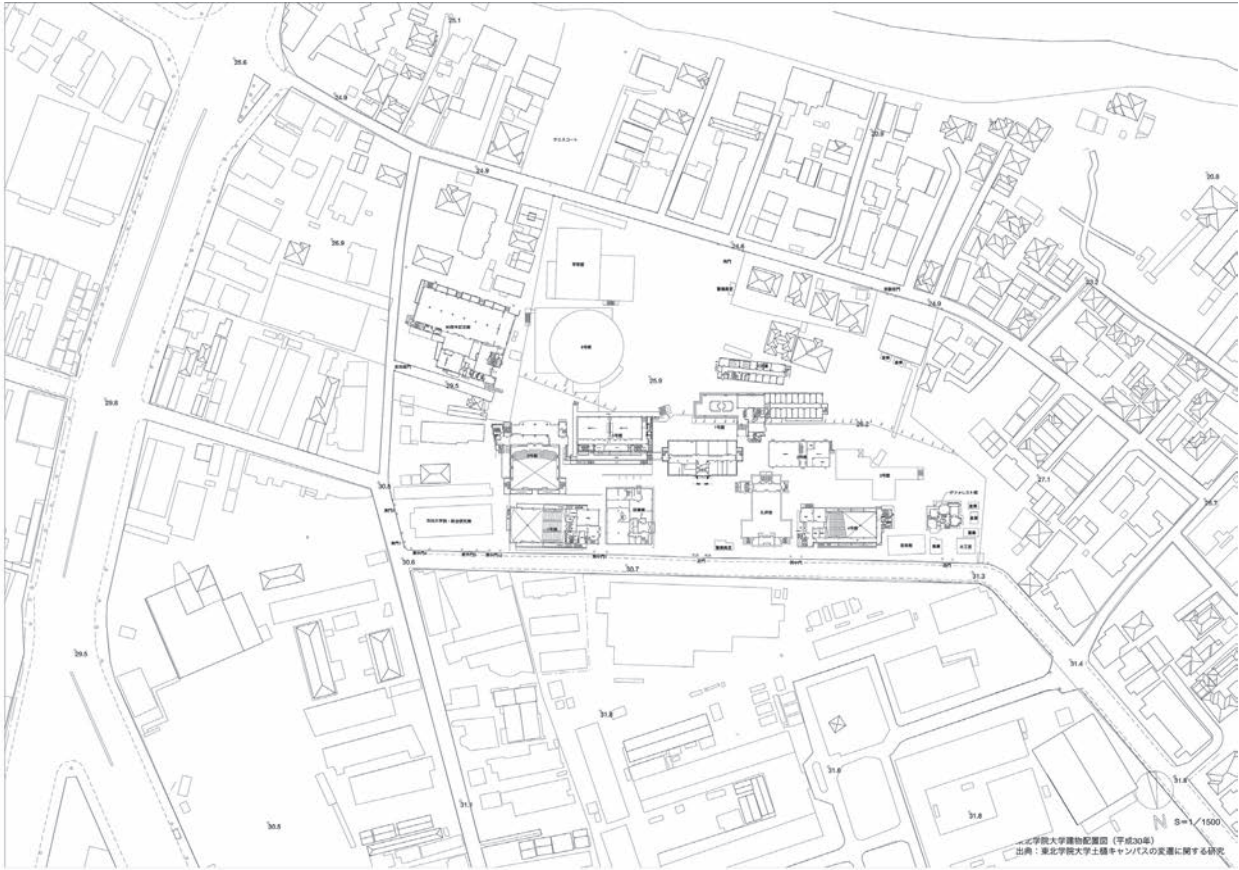


図21 2018 (平成30) 年の土樋キャンパス配置図

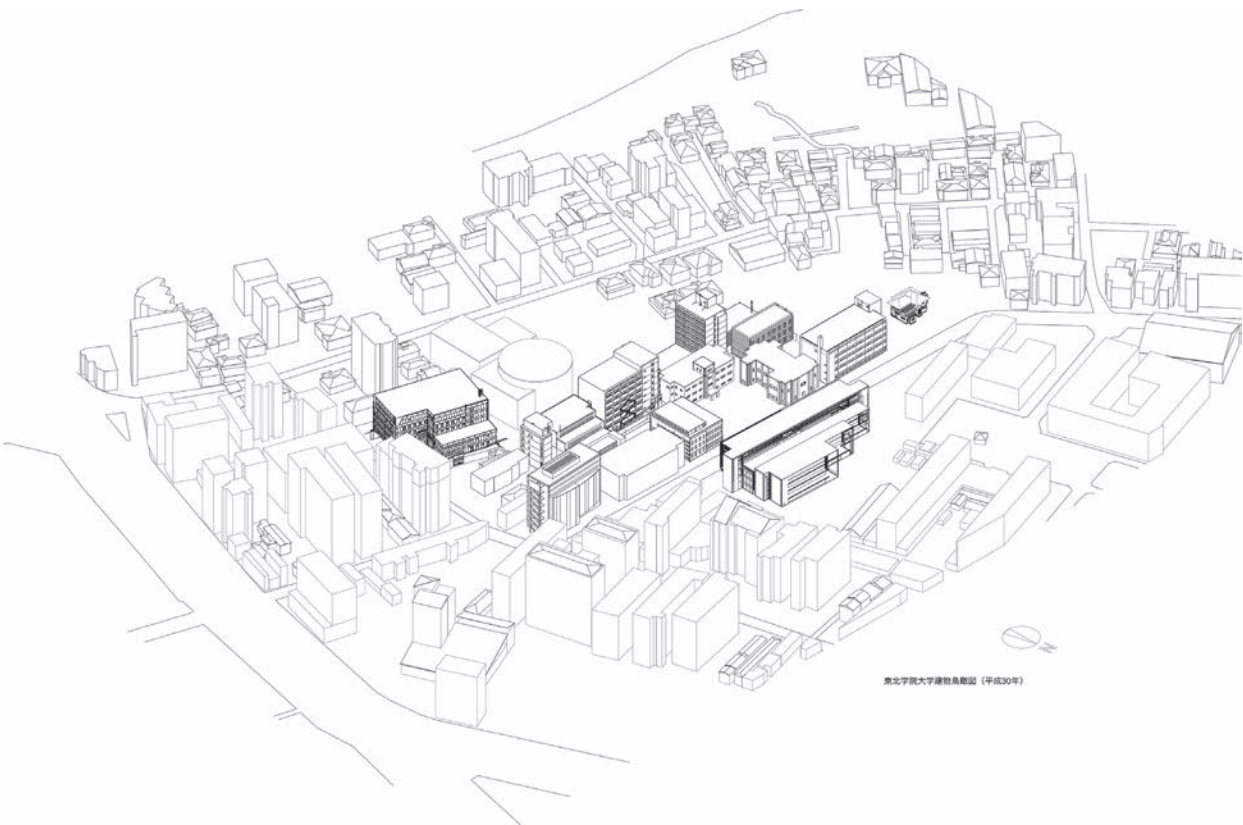


図22 2018 (平成30) 年の土樋キャンパス 3D鳥瞰イメージ



図23 2018（平成30）年10月時点の仙台市中心部の航空写真（出典：google）



図24 同写真 土樋キャンパス周辺拡大

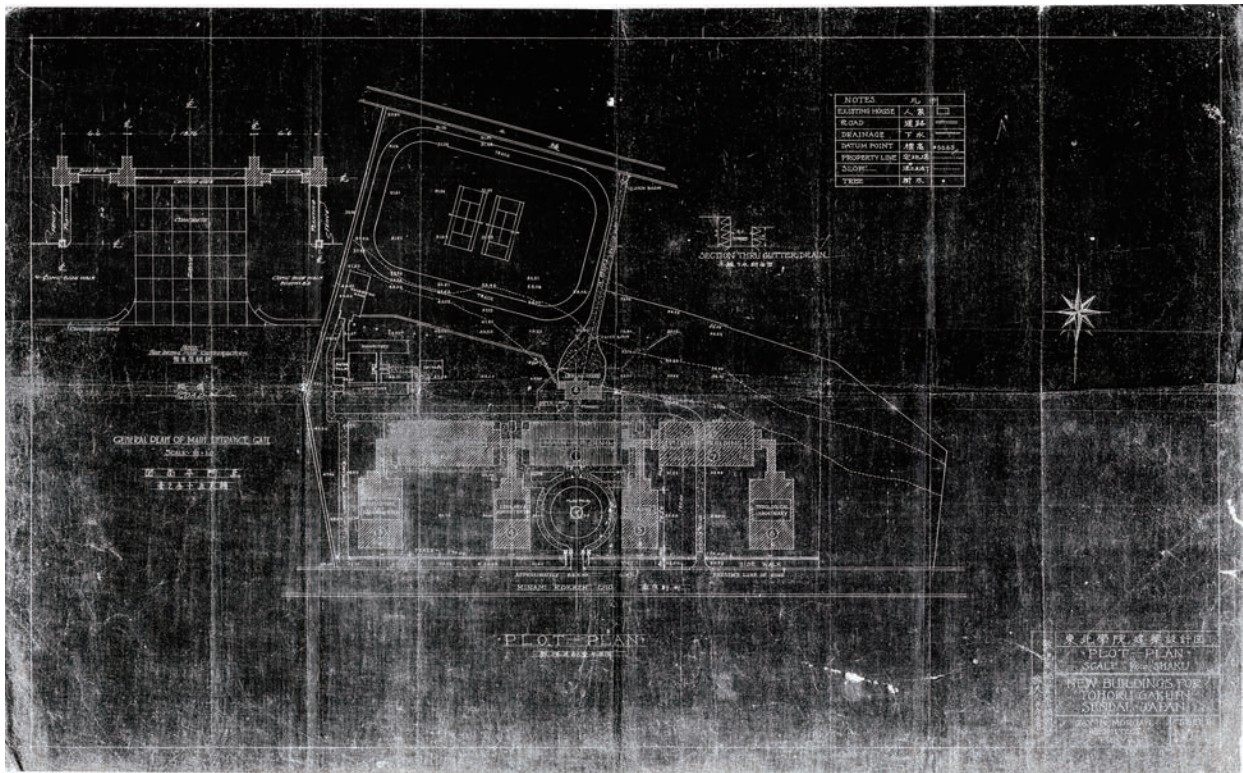


図25 J・H・モーガンによるマスタープラン原図（提供：東北学院史資料センター）  
 図面作成日が記載されていない。本館の形状が現状と一致しているが、礼拝堂が全く異なっていることから、本館が設計された1925（大正14）年から1932（昭和7）年（礼拝堂の竣工年）の間に描かれたものと推測される。

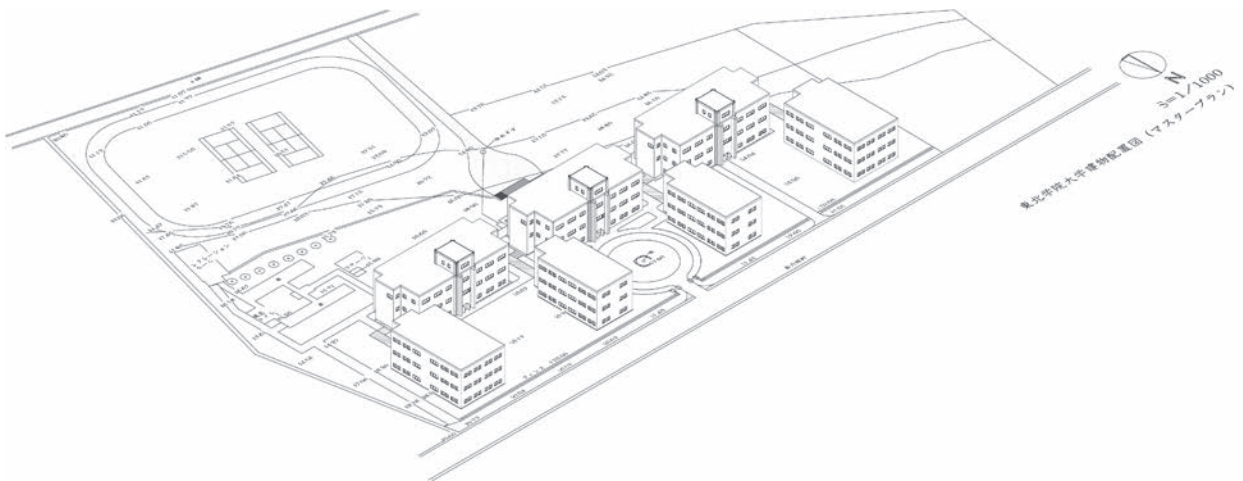


図26 J・H・モーガンによるマスタープラン 3D鳥瞰イメージ

## 6. まとめ

ここまで、本研究室において約3年に亘って実施してきた、土樋キャンパスの建物配置に関する研究の成果を紹介した。

冒頭で述べたとおり、研究のきっかけは『東北学院七十年史』の配置図をより正確に記録したいとの企図であったが、それに留まらない発見があった。これもひとえに、志子田光雄東北学院大学名誉教授の熱心なご指導の賜物と、改めて感謝申し上げる次第である。

この研究で作成したデータは、3Dデータとして保管されているので、本稿で紹介したアングル（鳥瞰アクソメ）だけではなく、歩行者の視線から見たパースや、南側からの景観なども簡単に確認することができるため、今後様々な活用が期待できるものである。また、土樋キャンパスの歴史的な建物配置を示す模型を作成する際などにも、データを転用できると考えられる。

今後の展望としては、1957（昭和32）年と2018（平成30）年の間に大きなブランクがあることから、キャンパスの骨格を構成する建物が建った年代など、この間の重要な節目を対象としてキャンパス配置図を作成していくことを検討したいと考えている。

※本研究の実施にあたっては、2017（平成29）年度学校法人東北学院個別研究助成金の助成を受けました。

研究課題名：「東北学院大学土樋キャンパスにおける歴史的景観の復元に関する調査研究」

助成金額：50万円

## 参考文献：

- 1) 東北学院同窓会編『東北学院創立七十年写真誌』1955年5月1日
- 2) 東北学院創立七十年史編集委員会編『東北学院七十年史』1959年7月20日
- 3) 東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史』学校法人東北学院発行、1989年5月15日
- 4) 東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史 各論篇』学校法人東北学院発行、1991年5月15日
- 5) 『デフォレスト館建造物調査報告書』学校法人東北学院発行、2014年2月
- 6) 『デフォレスト館建造物調査報告書 補遺 建造物の来歴ならびにスレートに関する追加調査報告』学校法人東北学院発行、2015年12月
- 7) 国土交通省国土地理院地図・空中写真閲覧サービス  
<https://mapps.gsi.go.jp/maplibSearch.do#1>
- 8) 門脇悠、星愛：2016年度東北学院大学工学部環境建設工学科卒業論文「デフォレスト館の修繕に関する研究 - BIMデータの統合および附属和館の復元設計 -」2016年10月
- 9) 今田恭平、津島康希：2017年度東北学院大学工学部環境建設工学科卒業論文「東北学院大学土樋キャンパスの変遷に関する研究 - キャンパス全体及びシュネーダー記念館の復元設計 -」2017年10月
- 10) 當麻怜央、矢吹聡也：2018年度東北学院大学工学部環境建設工学科卒業論文「東北学院大学土樋キャンパスの変遷に関する研究 - 航空写真に基づくキャンパスおよび周辺地域の復元設計 -」2018年10月

櫻井 一弥プロフィール SAKURAI, Kazuya

1972年宮城県生まれ。博士（工学）。東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻博士課程前期2年の課程修了。㈱類設計室、㈱伊藤邦明都市・建築研究所、東北大学助教、東北学院大学准教授を経て現職。2017年より学校法人東北学院理事長特別補佐。2005年にSOY source建築設計事務所を共同設立。主な建築作品に「日本バプテスト仙台基督教会（グッドデザイン賞受賞）」など。

# 戦前期の東北学院で学んだ教育者たち（上）

東北学院史資料センター

熊坂 大佑

## 序章 戦前期の東北学院で学んだ教育者たち

東北学院のこれまでの卒業生のなかには、教育者として著名な人物が少なくない。そのなかでも近年、注目を集めているのは行政法を専門とし東北帝国大学教授を務めた鈴木義男（1894-1963）だ。これは、鈴木が戦後、衆議院議員に当選し敗戦直後の憲法改正の動きのなかで帝国議会衆議院憲法改正小委員会委員となり、現在の憲法にある文化的生存権を定めた第25条や「国際平和を誠実に希求し」との第9条1項冒頭を書き入れるよう提案した人物であると、ここ数年で確定したからである<sup>1</sup>。それ以前には大学教授時代、学校での軍事教練について青少年に「戦争的本能を植え付け」て好戦的にさせるという「悪影響」があるとして反対する意見記事を寄稿し、それへの陸軍軍人からの反論に対して再反論するなどした。その結果、大学教授の辞職に追い込まれることとなった。その後は弁護士として治安維持法違反で検挙された人々の弁護を通じて、思想も取り締まる政府の姿勢を批判した。このような大学教授時代を含めた行動の数々は、前述の「平和憲法」制定時の彼の行動へとつながってゆく。その鈴木に関する研究は、東北学院大学経済学部教授の仁昌寺正一氏の諸論文に累次にわたって報告されている<sup>2</sup>。

つぎに、ろう教育に尽力した高橋潔（1890-1958）と今日使われている手話法を立案した大曾根源助（1896-1971）である。高橋と大曾根はともに専門

部文科を卒業後、大阪市立聾啞学校（現大阪府立中央聴覚支援学校）に赴任した。当時、政府は純口話法によるろう教育を推し進めていた。これは聴覚障害のある子どもへの教育方法が手話や指文字を用いる手話法と、相手の口唇の動きを読み取り自らの声で会話するよう教育する口話法とあるなかで、すべての子どもに対して口話法を適用させるというものであった。この動きに高橋は、それぞれの子どもに適した方法を用いるべきであるとして反対した。また、大曾根は、それまで難解で普及しづらかった指文字にかわって欧米のそれをもとに他の教師とも協力して「ORA式指文字」（大曾根指文字）をつくった。この両名のほかに8名の東北学院卒業生が大阪市立聾啞学校に赴任している。彼らろう教育に貢献した卒業生についての研究は、櫻井祐子氏の論文に代表されよう<sup>3</sup>。

さて、東北学院出身の教育者のなかでも本稿で詳述を試みる人物とは、生物学の世界で、そして地質学と古生物学の世界で、それぞれ学術発展に大きく寄与した畑井新喜司（1876-1963）と早坂一郎（1891-1977）である。このうち畑井については、すでに研究業績を中心として詳しく紹介した文献がある。これらはいずれも参考文献に挙げているからそれらをお読みいただきたい。本稿は、それら既出文献を踏まえつつ、東北学院と関係する資料、これまで用いられてこなかった資料をいくつか取り上げながら両者の生涯と事績、そして両者に東北学院の教育が与えた影響を考察してゆくものである。

さっそく次章では、畑井新喜司についての既出文献を参考としつつも、これまでなぜか顧みられることのなかった資料（外交文書）や近年明らかになった資料を用いて、彼の生涯を再確認する。

なお、本稿の引用文は、いずれも旧字体を新字体

<sup>1</sup> 古関彰一『日本国憲法の誕生 増補改訂版』（岩波現代文庫）岩波書店、2017年。とくに419頁から424頁までを参照されたい。また、2017年4月29日放映のNHKスペシャル『憲法70年 平和国家はこうして生まれた』は、番組後半でこのことを紹介している。

<sup>2</sup> 代表的なものとして、東北学院資料室運営委員会「大正デモクラシーと東北学院」調査委員会編『大正デモクラシーと東北学院—杉山元治郎と鈴木義男—』東北学院、2006年がある。そのうち142頁から279頁までが鈴木の実業をまとめたものである。このほか、同氏による鈴木に関する諸論文が、『東北学院資料室』に多数掲載されている。

<sup>3</sup> 櫻井祐子「ろう教育に献身した東北学院同窓生の記録」（『東北学院英文学史年報』[第31号]東北学院大学英語英文学研究所、2010年3月、1頁～39頁）。



に改めたが、かなづかいは原文のままである。ただし、原文縦組みの踊り字は、本稿が横組みのため必要に応じて修正し、引用文中に適宜、ルビや〔 〕内に筆者の注を設け、句読点を補っているところがある。あわせて、本稿で用いている図表のうち特に断りのないものは、筆者が作成あるいは撮影したものである。

## 第1章 畑井新喜司

### ——「the father of Japanese biology」

#### 1 生物学者を目指して

##### 東北学院への導き

1876（明治9）年3月2日、畑井は陸奥湾南岸にある夏泊半島の青森県東津軽郡小湊村（現平内町小湊）に畑井多市の三男として生まれた<sup>4</sup>。小学校を卒業後、畑井は弘前の東奥義塾<sup>5</sup>へと進学する。畑井の在学中最後の塾長は、のちに青山学院第2代院長を務める本多庸一（1849-1912）であり、1892（明治25）年5月は二度めの就任だった。後述のとおり、畑井が東奥義塾を退学をするのは同年9月のことであるから、わずかにでも本多との接点があったのかもしれない。その本多が、東北学院初代院長押川方義（1850-1928）と同じく横浜のアメリカ改革派教会（Reformed Church in America）<sup>6</sup>宣教師ジェームス・H・バラ（James Hamilton Ballagh；1832-1920）から洗礼を受けた「横浜バンド」のメンバーの一人であることは、言を俟たない。

その後畑井は、1892年9月、東奥義塾を退学し東北学院本科へと編入学した。この東北学院への転学は、姉りうの勧めによるものであった。後年、畑井自身が編入学のいきさつを述懐したものが、『東北学院時報』第170号に掲載されている<sup>7</sup>。その文章に

は、斎藤壬生雄（1852-1923）、城生安治、藤田兵太郎が登場する。

すこし横道にそれるが、その三人について簡単に確認しておきたい。畑井の姉をキリスト教に導いた斎藤壬生雄は、前橋藩士の子として川越に生まれ、戊辰戦争（1868-1869）の際には脱藩して反政府側の会津藩兵に加わったが新政府軍の勝利となり捕らえられた。その後、群馬県の官吏となったが、自由民権の思想に感じ入り辞職した。そして1883（明治16）年には自由党の幹部を務め、運動に一層熱心となるものの、段々と活動が過激になっていくことに疑問を感じて、宗教とりわけキリスト教に接近するようになったという興味深い経歴の持ち主である。1885（明治18）年に受洗、1887（明治20）年には押川の招請を受けて山形教会（現山形六日町教会）に伝道師として赴任した<sup>8</sup>。山形教会は、「押川の意向を受けた倉長恕が〔中略〕七日町に借家をして、「基督一致教会山形講義所」の看板を掲げ<sup>9</sup>たことを始まりとする。そしてこれは、押川と合衆国改革派教会（Reformed Church in the U.S.）<sup>10</sup>宣教師で東北学院初代副院長でもあったウィリアム・E・ホーイ（William Edwin Hoy；1858-1927）が山形英学校を設立したと密接に関係する出来事なのだが、これより先は関連する文献を参照されたい<sup>11</sup>。あとの二人は城生安治と藤田兵太郎である。城生は東北学院邦語神学科の卒業生（1898年第5回）であって、卒業後は准允を受けて相馬中村で牧会を始めた<sup>12</sup>。藤田兵太郎も同科の卒業生で城生より一つ上級である。畢竟、三人とも東北学院や押川と密接な関わりのある人物であった。

ここで本道に戻ろう。キリスト教徒となった畑井の姉が東北学院を勧めたのは、飯泉論文にあるように押川と関係する斎藤壬生雄を通して押川の人物評や東北学院の評判を聞いていたことが理由で間違いないだろう。そして畑井新喜司自身もキリスト者と

<sup>4</sup> 飯泉は「二男」として紹介している。「ミミズの畑井とコケの飯柴」317頁。それに対して蝦名は、1873年に作成された『畑井家由緒書』をもとに「三男」としている。『畑井新喜司の生涯』まえがき、22頁～23頁。そのうち筆者は示されている根拠から後者を支持し、本稿において「三男」とした。なお、飯泉が「二男」としたのは、畑井の受洗記録によるものであろう。

<sup>5</sup> 東奥義塾が「弘前市立弘前中学東奥義塾」と改称するのは1901年4月のことである。東奥義塾・東奥義塾協賛会編『一資料で見る一東奥義塾の歴史』東奥義塾・東奥義塾協賛会、2002年、97頁。

<sup>6</sup> 「オランダ改革派教会」（Dutch Reformed Church）ともいう。

<sup>7</sup> 畑井新喜司「入学当時の思い出」（『東北学院時報』[第170号]1952年9月15日付）。

<sup>8</sup> 「故斎藤壬生雄氏」（『東北学院時報』[第54号]1924年3月7日付）。日本キリスト教歴史大事典編集委員会編『日本キリスト教歴史大事典』教文館、1988年、557頁。

<sup>9</sup> 東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史』東北学院、1989年、317頁。

<sup>10</sup> 「ドイツ改革派」（German Reformed Church）ともいう。

<sup>11</sup> 山形英学校については、『東北学院百年史』の316頁から323頁までを参照されたい。

<sup>12</sup> 『会員名簿 2001』東北学院同窓会、2001年、1頁。『東北学院百年史』620頁。

なったことがわかっている<sup>13</sup>。

### 生物学への初歩

東北学院に編入学した畑井であるが、在学時の思い出について東北学院が創立35周年を迎えた年の『東北学院時報』第43号でこれまた述懐している<sup>14</sup>。すこし長くはなるが、東北学院草創期の学風がわかる文章でもあるからこの機会に引用する。傍点部は筆者による。

其頃自分は非常に動物学に興味を持つて閑さへあれば動物学書の閲読と動物採集などをやつた。又其時代に手製の顕微鏡で溜池の水を汲んで来ては其中に棲息する種々なる動物を見て楽しんで居つた。其頃学院の図書館にはパッカートの動物学書があつたので夫れを好んで専有の様に借り出して読んだものである。夫れに今一冊の愛読書はシユネーダー先生より頂戴したシエート氏の動物学書であつた。其他に動物書があつたかも知れぬが自分の読んだのは右の二冊だけであつた。其代りに在学四年中には度々繰り返して読んだ。其頃の学院は未だ創業の際でもあつたから凡てが大ザッパで此の頃の様に困難な試験などはなかつた様だ。あつても余り八釜しい事がなかつた証拠に自分は試験を受けた時の記憶は一つもない。而し其時代の学生の勉強は自発的で他より強請された余儀ない勉強ではなかつた。学校の試験制度の面倒でなかつた事は一方に於ては学生各自の好める方向に自由に翼をのびし進歩に至る機会を与へて呉れたのである。

また、労働会という経済的に困窮した生徒が自ら学費を稼ぐための団体にも所属していた畑井は、東北学院に在学していた4年間を「労働会の生活より克己の精神を養ひ得たと、押川先生やシユネーダー先生方の生きた模範によつて真理を愛するといふ素養をつくる事が出来」、「人として最も大事な精

神的の修養を幾分にも覚え得られ」と振り返る<sup>15</sup>。1894（明治27）年6月、本科を卒業した畑井は、翌年4月にその上級にあたる理科専修部へと進んだ<sup>16</sup>。

東北学院に理科専修部が置かれたのは、1895（明治28）年3月末のことである。従来は予科（修業年限3年）と本科（同4年）に分かれていたが、これらをいったん廃して、新たに普通科（同5年）とその上級に文科専修部、理科専修部（それぞれ同2年）を置くことにした。しかし、このうち理科専修部は1898（明治31）年4月には廃止となった。わずか3年間ということもあって、卒業生は畑井を含め二名（1897年第1回）しか輩出していない<sup>17</sup>。それでは、理科専修部はどのような授業を行っていたのか。この点については、『東北学院百年史 資料篇』において関連する理事会記録が紹介されているから、ここではあえて繰り返すことはしない<sup>18</sup>。

さて、畑井は本科在学中の1893（明治26）年9月、理化学や経済学の担当教員であつた鐸木近吉（？－1945）や同じく教員の村上春太郎らとともに、「理学会」という団体を立ち上げた<sup>19</sup>。同月23日には「創立会」を開催し、規則制定や理事選出を行い、翌月にはさっそく定例の勉強会を開いている。それら議題をみるに勉強会では、メンバーが持ち回りで動植

<sup>15</sup> 同前。蝦名は、「労働会設立当初の会員であり、」とした。『畑井新喜司の生涯』62頁。ただし、労働会の「明治廿五年三月 会員名簿」および「明治三十二年六月 会員名簿」のいずれも、畑井の名はない。おそらく、正式な入会手続きを経ていないのだろうと推測される。後出の小松武治（入会当時は松下姓）は記録されている。

<sup>16</sup> 『畑井新喜司の生涯』51頁。1893年の「規則改正認可願」をみると、今日とは違い学期の始まりは9月11日、終わりは6月30日と定められている。東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史 資料篇』東北学院、1990年、79頁。

<sup>17</sup> 『同窓会員名簿 2001』791頁。もう一人は、陸軍中將の井上達三であるが、彼が有名なのは「最後の海軍大将」とよばれた井上成美の実兄ということだ。成美の没後、関係者が成美の蔵書を整理していたところ、「枕頭の書だろうと思われるものに、聖書と讚美歌があつた。〔中略〕中をあけると、赤鉛筆青鉛筆で引いた傍線や丸印、几帳面な細字の書き込みが、至るところに見つかった」という記述は大変に興味深い。阿川弘之『井上成美』（新潮文庫）新潮社、1992年、686頁～687頁。

<sup>18</sup> 『東北学院百年史 資料篇』90頁を参照されたい。同資料は、飯泉「ミミズの畑井とコケの飯柴」321頁や花輪庄三郎編『東北学院七十年史』東北学院同窓会、1959年の156頁から157頁でも取り上げている。

<sup>19</sup> 『雑報 理学会』（『東北文学』[第2号] 東北学院文学会、1893年12月、40頁～41頁）。

<sup>13</sup> 『畑井新喜司の生涯』52頁にある。『受洗入会者扣帳 明治二十一年四月一日ヨリ』日本基督仙台教会（現日本キリスト教団仙台東一番丁教会）を引用したと思われる。

<sup>14</sup> 畑井新喜司「在学当時の追想」（『東北学院時報』[第43号] 1921年6月10日付）。これは、飯泉「ミミズの畑井とコケの飯柴」でも引用しているようだが、同論文は筆者による文章の改変が甚だしく、とても引用とはいえない。本稿では改めて原文のまま引用し、再度、取り上げることにした。

物学、地学、天文学、数学といった分野の発表を行っていたようだ。理科専修部の設置されたころの1895（明治28）年3月20日に開かれた勉強会で畑井は、「鞘翅類の話」と題して初めての講演を行ったことが確認できる<sup>20</sup>。「鞘翅類」とは「甲虫類」の旧称であって、肉食ではゲンゴロウなど、雑食ではテントウムシやコガネムシなどがある<sup>21</sup>。しかし、それ以降、理学会の活動はまったくみられなくなる。

ここまで畑井在学中の『東北文学』から彼の活動をみてきたが、そのほかにひとつ気になる記述が目にとまった。1894（明治27）年4月に出された同誌の「雑報」欄にある「在京東北学院同窓会」と題した報告である<sup>22</sup>。

押川院長の出京を機とし〔1894年〕二月十八日同会の催しありき。出席者は奥太郎、今井栄吉、末次政太郎、尾形保五郎、田崎九十九、岩野美衛〔のち小説家、詩人の岩野泡鳴（1873－1920）〕、畑井新吉、……

先にも触れたとおり、本科を卒業するのは1894（明治27）年6月のことであるから、引用の中の畑井は本科の生徒ということになる。また、同席者の奥太郎は英語を担当した教員であることから、おそらく畑井は押川とともに仙台の東北学院の代表者として出席したのだろう。

### 恩師五島との出会い

東北学院を卒業した畑井は、上級の学校に進学することなく、旧制の第一高等学校教授で動物学を教授した五島清太郎（1867－1935）の助手となった<sup>23</sup>。五島は山口県阿武郡川島（現萩市）の生まれで、1882（明治15）年に同志社英学校（現同志社大学）、1884（明治17）年に東京大学予備門、そして1887（明治20）年に東京帝国大学理科大学動物学科に入学した。その後、1894（明治27）年に渡米留学、帰国後の1896（明治29）年に第一高等学校教授に就任して

いる。1909（明治42）年には東京帝国大学教授に就任し、クラゲやヒトデ、寄生虫の研究で知られている人物である<sup>24</sup>。

その五島の没後、畑井は恩師との思い出を学会誌に寄稿した。畑井のみる五島は「元来無口に近い」<sup>25</sup>性格で、「終日黙々として自分の仕事に没頭せられ、一日を無言で送られることは珍らしくありませんでした」と回想する。とはいえ、「採集旅行」になると「高笑ひ」や「戯談も語られ」たという。ただ、研究姿勢に関しては厳格であったようで、畑井の着任1年目には「日本語で論文を書く」と文法が間違つて居るとか、外国文で論文が書かれぬ位なら学問を止めた方がよいとか、動物を解剖して居るとそんな手の動かしやうでは動物学をやる資格がないとかいふ具合に小言を頂戴した」（傍点部筆者）ようである。それでも、その「小言」は2年目になるとほとんどなくなり、「学問以外の事では全く別人のやうに鷹揚で兎や角申されませんのみか、教室内の事務方面に関しては全部私に委せ切り」だった。このため、五島の生物学教室の経理では、「私共〔畑井たち〕の買物の内容を一々見もせず認印を捺されるのが常で、時には十数枚へ捺印し、私に預けて置いて適当にやれという有様」であったようだ。

それにしても、この間に「恩師とともに英文の研究報告を発表するまでに成長した」<sup>26</sup>畑井であるが、やはりその語学力の基礎部分には東奥義塾、そして東北学院での英語学習があるのではないだろうか。それでなければ、およそ1年の間に「英文の研究報告を発表するまでに成長」はしまい。かつて「英語の学院」とよばれた時代もあったが、その土壌はすでにあったのだといえるのかもしれない<sup>27</sup>。

## 2 世界的な研究者へ

### アメリカ留学とウィスター研究所

畑井は1899（明治32）年に渡米し、1903（明治36）年、シカゴ大学で博士号の学位を取得した。そ

<sup>20</sup>「雑報 理学会」（『東北文学』〔第9号〕東北学院文学会、1895年4月、50頁）。

<sup>21</sup>「甲虫」（『大辞典 第二版』小学館、2012年）

<sup>22</sup>「雑報 在京東北学院同窓会」（『東北文学』〔第4号〕東北学院文学会、1984年4月、49頁）。

<sup>23</sup>小松武治「畑井新喜司博士の生涯」（『東北学院時報』〔第195号〕1963年11月5日付）。

<sup>24</sup>「五島清太郎」（『萩の人物データベース』萩博物館 [https://sites.google.com/site/hagijinbutsu/list/61] 2018年9月6日閲覧）。

<sup>25</sup>「第一高等学校教授時代の五島先生」424頁。

<sup>26</sup>『畑井新喜司の生涯』75頁。

<sup>27</sup>その立役者となるポール・L・ゲルハード（Paul Lambert Gerhard；1873－1949）は、畑井の卒業した同じ年に赴任した。

の後、ペンシルベニア大学<sup>28</sup>のウイスター研究所に勤めることとなる。

『東北学院時報』は、初期には東北学院同窓会が発行元となっていたこともあって、紙上は卒業生の情報交流の場となっていた。このため、卒業生の近況を伝える記事が多い。畑井もこの例外ではない。つぎに、畑井が在米中の記事を二つ紹介する。その一つは、『東北学院時報』第1号にある<sup>29</sup>。

○畑井新吉君は渡米以来十数年になるが、シカゴより、ヒラデルヒヤ大学に教鞭を執り、不相変熱心に専門の研究に従事<sup>ママ</sup>中である。費府街<sup>71777777</sup>続きの閑静なる土地に地所家屋を所有し、幸福なる家庭に四人の子女を養育せられつゝある。

本稿でも既述しているし他の論文にもあるのだが、畑井はシカゴ大学を卒業後、ペンシルベニア大学附属ウイスター研究所に移ったということは明白である。記事には「ヒラデルヒヤ大学」とあるが、これは誤記であると考え。そしてもう一つが、『東北学院時報』第11号に掲載された畑井一家の写真(図1)だ。



図1 在米中の畑井一家

<sup>28</sup> 1740年創立。アメリカ建国の父ベンジャミン・フランクリンが設立した。アメリカ東海岸に位置し、名門8校のアイビーリーグの一つである。イギリスTimes世界大学ランキング(The Times Higher Education World University Rankings 2016-2017)で総合17位、人文科学分野で13位の評価を受ける。学生数は2万4500人で、このうち留学生は4500人。明治大学国際教育センター『University of Pennsylvania』。アメリカ最難関校の一つでもある。

<sup>29</sup> 伊藤「在米同窓生の動静」(『東北学院時報』[第1号]1916年1月1日付)。

先に引用した『東北学院時報』の記事と図1をみて、気づくことがある。それは、畑井の名前である。現在に伝わる「新喜司」のほかに「新吉」という名前も出てくる。これは誤記ではなく、双方同じく畑井新喜司の名前なのだ。筆者の調べた限りでは、時代的に区分すると「新吉」は渡米前に作成された資料、あるいは渡米後のある程度の期間までに日本で作成された資料に散見される。それに対して「新喜司」は、たとえば後で紹介するウイスター研究所長の書簡に「Shinkishi」とあるように、渡米後の資料に登場する名前である。飯泉論文がわずかに触れているとおり、畑井が途中で改名した事実はすでに知られていることだが、それがいつのことだったのか、なぜ改名したのかまでは特定されていない。ただ、筆者の見立てるところ、前述の時代的区分をふまれば渡米を機に改名したのではないだろうか。海外で活動する日本人が、英語で発音しにくい自らの名前を発音しやすいように改めるということは、べつに不思議なことではあるまい。改名は、彼が「世界的な研究者へ」と歩み出す決心の表れであったのかもしれない。

さて、畑井の移籍したウイスター研究所とはどのような研究所なのか。研究所は今も存在しており、そのウェブサイトの研究所概要をみると「生物医学の研究と教育のためにアメリカ国内で最初に設立した研究所であり」<sup>30</sup>、「ガン、免疫、伝染病のいち早い科学的分野での発見によって世界を牽引している。また、優れた科学、研究者と大学あるいはパートナー企業との共同研究という特色ある取り組みによって患者の治療が進歩する研究を加速させることに貢献している」<sup>31</sup>研究所との紹介がある。また、沿革をみていくと、1906(明治39)年の項目に次のような記載があった<sup>32</sup>。

<sup>30</sup> “The Wister Institute is the nation’s first independent institution devoted to biomedical research and training.” The Wister Institute, *Who We Are*. <https://wister.org/about-wister/who-we-are> (accessed Sep. 13, 2018).

<sup>31</sup> “Wister is a world leader in early-stage discovery science in the areas of cancer, immunology and infectious disease. The Institute is committed to accelerating research advances from bench to bedside through brilliant science and distinctive approaches to collaboration among scientific investigators and academic and industry partners.” *Ibid.*, *About Wister*. <https://wister.org/about-wister> (accessed Sep. 13, 2018).

<sup>32</sup> *Ibid.*, *Timeline*. <https://wister.org/about-wister/our-history/timeline> (accessed Sep. 13, 2018).

### International Scientists Sabbaticals

International scientists came on yearly sabbaticals to Wister. In 1906, Shinkishi Hatai, Ph.D., (second from left) was the first international scientist to join the Wister faculty and later became known as the father of Japanese biology.

これを日本語に直すと、次のようなものになるうか。

### 海外の科学者たちの在外研究

年1回の在外研究としてウイスターに科学者たちが訪れました。1906年、畑井新喜司博士（左から二人目<sup>33</sup>）はウイスターの研究員に加わった最初の海外の科学者で、後年、日本生物学の父と知られるようになる人物です。

この研究所在籍も含めた在米中に始めた研究で、のちに彼を有名にしたのが白ネズミ（アルビノラット）<sup>34</sup>に関する研究だ<sup>35</sup>。この研究成果はアメリカ、そしてヨーロッパ諸国の研究者の注目するところとなり、以後、実験用動物として白ネズミが多用されるようになったのである。この功績により、1925（大正14）年5月の第15回帝国学士院賞を受賞している。この間、1919（大正8）年には研究所助教授、翌年には同教授となった<sup>36</sup>。

もっとも、この研究はアメリカでの恩師ヘンリー・H・ドナルドソン（Henry Herbert Donaldson；1857-1938）が畑井にきっかけを与えていた。まず、シカゴ大学に在学中、師事したのがドナルドソンであり、恩師がウイスター研究所に移るにあたって、畑井もウイスター研究所の講師になったという経緯がある。そして、ドナルドソンがウイスター研究所で

取り組んだのが「アルビノラットの標準化」<sup>37</sup>であった。

エドウィン・G・コンクリン（Edwin Grant Conklin；1863-1952）が著したドナルドソンの評伝には、本文中において畑井がドナルドソンとともにウイスター研究所に転じ、それ以前から白ネズミをもとにした15本の論文を公表していると記されている<sup>38</sup>。この著作は、アメリカ国立科学アカデミーが紀要に掲載し1938（昭和13）年秋に公表したもので、今ではインターネットでの閲読が可能である。

### 3 母国の学術発展のために

#### 東北帝国大学への赴任と「移籍問題」

畑井が在米中の1907（明治40）年9月1日、勅令により東京、京都に次いで仙台に東北帝国大学が誕生した<sup>39</sup>。その東北帝国大学に新しく生物学教室が設置されることとなり、当時、ウイスター研究所の助教授となっていた畑井は、東北帝国大学から生物学教室の設計や設備に関する調査を委嘱された<sup>40</sup>。その後、同研究所の教授となるのだが、いよいよ1921（大正10）年3月、思い出の地仙台の東北帝国大学へ赴任することとなった。当初は講師としてであったが、その後すぐ教授に就任した<sup>41</sup>。1919年10月8日付の『萬朝報』には、北里研究所の宮島幹之助（1872-1944）の談として、「生物学者の新進」である「畑井氏が東北大学医学部から生物学主任として聘せられたと聞いたウイスター研究所長は、驚いて畑井氏の帰朝を切に引止めている」と報じた記

<sup>37</sup> 庫本高志「実験用シロネズミの起源」([http://www.anim.med.kyoto-u.ac.jp/Kuramoto/contents/OriginofShironezumi\(117thKansaiMeeting\)\\_130306.pdf#search='%E5%AE%9F%E9%A8%93%E7%94%A8%E3%82%B7%E3%83%AD%E3%83%8D%E3%82%BA%E3%83%9F'](http://www.anim.med.kyoto-u.ac.jp/Kuramoto/contents/OriginofShironezumi(117thKansaiMeeting)_130306.pdf#search='%E5%AE%9F%E9%A8%93%E7%94%A8%E3%82%B7%E3%83%AD%E3%83%8D%E3%82%BA%E3%83%9F)) 2018年9月19日閲覧。「第117回関西実験動物研究会」（於 京都大学楽友会館）2013年3月1日。

<sup>38</sup> Edwin G. Conklin (1938), Biographical Memoir of Henry Herbert Donaldson 1857-1938, *National Academy Biographical Memoir*, 28: National Academy of Sciences of the U.S.A. Presented to the Academy at the Autumn Meeting, 1938: p.232. <http://www.nasonline.org/publications/biographical-memoirs/memoir-pdfs/donaldson-henry.pdf#search='henry+Herbert+donaldson'> (accessed Sep. 19, 2018).

<sup>39</sup> 『東北大学百年史一 通史一』43頁。

<sup>40</sup> 同前書241頁。

<sup>41</sup> 『ミミズの畑井とコケの飯柴』324頁。

<sup>33</sup> 当該サイトでは、畑井の写っている画像を掲載している。

<sup>34</sup> 生物学的には「アルビノラット」(albino rut：体毛が白く目が赤いラット)と称するのが適当だろうが、本稿においては便宜的に「白ネズミ」の呼称を用いている。

<sup>35</sup> 研究内容については『畑井新喜司の生涯』83頁から86頁、124頁から127頁を参照されたい。

<sup>36</sup> 東北大学百年史編集委員会編『東北大学百年史一 通史一』東北大学研究教育振興財団、2007年、241頁。

事が掲載されている<sup>42</sup>。そしてこの記事は、畑井や野口英世といった研究者をひきあいに「将来医学の中樞は独逸にあらず、実に北米であると思う」とむすんでおり、これは東北帝国大学の招聘ともあいまって、畑井が新進気鋭の有望な研究者として日本の研究者間で認知されていたことを裏付けるものである。

さて、「引止め」きれなかった古巣のウイスター研究所も畑井をただ手放すことはしなかったようである。

これまで、畑井の「移籍問題」については、蝦名賢造が『畑井新喜司の生涯』で克明に再現している<sup>43</sup>。すなわち、蝦名はウイスター研究所に残されていたというウイスター研究所長ミルトン・J・グリーンマン (Milton Jay Greenman: 1866-1937) 宛の畑井書簡や、恩師の五島、東北帝国大学総長小川正孝 (1865-1930) 宛のグリーンマン書簡を用いての再現を試みている。それによれば、事の発端は1921 (大正10) 年8月のグリーンマン宛の畑井書簡だといふ。それより始まる日米の博士たちによる広大な太平洋をはさんだやりとりをみると、再渡米を切望する畑井、その彼を呼び戻して研究を進展させたいグリーンマン、畑井を解職する気などない小川、三者のいわば〈駆け引き〉が書簡をもって展開されている<sup>44</sup>。しかし、この「移籍問題」は、けっして三者間でとどまるものではなかったことが、資料を調査しているなかで判明した。

ここでは、外務省外交史料館に残されていた関連文書を中心に、『畑井新喜司の生涯』が行った再現を補完してゆくことにする。なお、『畑井新喜司の生涯』にも関係する記述があるところには、その都度、脚注で指摘する。

1923 (大正12) 年5月、ウイスター研究所長グリーンマンはワシントンD.C.の駐米日本大使に宛てて同月15日付の書簡を送った<sup>45</sup>。文末に「関連資料1」として外務省作成の英文写と筆者作成の訳文を全文掲載しているから、本文はそちらを参照願おう (関連資料1-1、筆者仮訳)。これを読み進めると、1920 (大正9) 年7月に畑井は研究所教授を辞職したとある。これは、同月1日付で文部省から留学を命じられたことによる<sup>46</sup>。そしてこの留学は、「アメリカ合衆国、イギリス、フランス、ドイツ [中略] 各国を歴訪し、各大学の生物学教室を視察」<sup>47</sup>することが目的であったことは、すでに明らかとなっている。すなわちこれは、東北帝国大学の生物学教室新設にむけての準備期間といえよう。

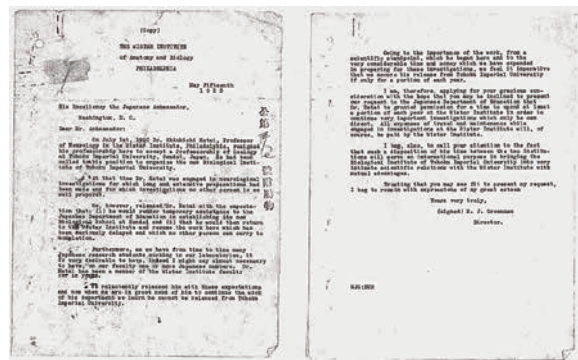


図2 駐米日本大使宛ウイスター研究所長  
1923年5月15日付書簡写 (アジア歴史資料センター)

再びウイスター研究所長の書簡を読み進める。その内容によれば、グリーンマンにとって畑井の東北帝国大学への赴任は、あくまでも同大学の生物学教室を立ち上げるための一時的な支援という理解であって<sup>48</sup>、いずれは再渡米して研究所に復帰し、再

<sup>42</sup>「世界第一の植民地伯刺爾 成功した伊藤清三博士と同胞医師の消息 = 宮島博士談」(神戸大学経済経営研究所新聞記事文庫 移民および植民10-078) 神戸大学附属図書館デジタルアーカイブ ([http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10025605&TYPE=HTML\\_FILE&POS=1](http://www.lib.kobe-u.ac.jp/das/jsp/ja/ContentViewM.jsp?METAID=10025605&TYPE=HTML_FILE&POS=1)) 2019年2月1日閲覧。宮島は北里柴三郎の門下生であり、寄生虫とそれが媒介する病気についての研究で業績のある人物である。「近代日本医学の父、北里柴三郎 受け継がれる北里精神の原点」(北里大学北里研究所病院ホームページ [[https://www.kitasato-u.ac.jp/hokken-hp/special/dna/hokken\\_origin.html](https://www.kitasato-u.ac.jp/hokken-hp/special/dna/hokken_origin.html)]) 2019年2月4日閲覧。

<sup>43</sup>『畑井新喜司の生涯』106頁から116頁を参照されたい。

<sup>44</sup>畑井を東北帝国大学へ招くにあって深く関与した五島は、「自分は畑井を解任するなんの権限も持っていない」としてグリーンマンの依頼を断っている。同前書109頁。

<sup>45</sup> 駐米日本大使宛ウイスター研究所長1923年5月15日付書簡。

<sup>46</sup> 外務省通商局長宛文部省専門学務局長1920年6月28日付依頼文 (留専72号)。「本邦留学生関係雑件/文部省留学生ノ部」所収。Ref.B16080882800。翌月1日付で文部省「外国留学生」となったことを在米大使館を通じて畑井に通知するよう依頼した文書。

<sup>47</sup>『畑井新喜司の生涯』96頁。

<sup>48</sup> これに関してグリーンマンは、畑井解職を認めない小川に対して1922年4月8日付書簡で「ウイスター研究所が畑井解任の時には、二年後に復帰する条件が了解されており、畑井も一九二二年に大学を辞職した時点で研究所への復帰を約束している。したがって総長の立場において解任の義務を負っているのではないか」と反駁している。同前書110頁。

び研究を開始してこれまで以上の研究成果を示してくれるものと期待していたことがわかる。しかしながら、東北帝国大学が畑井の辞職、すなわち、ウイスター研究所への再帰を認めないということを知ったグリーンマンは<sup>49</sup>、東北帝国大学に籍を残しつつもせめて1年間のうち一定の期間はウイスター研究所で研究することを認めてくれるよう、駐米日本大使を通じて文部省に照会した。畑井の渡米費用と生活費のすべてをウイスター研究所が負担するとの表明は、ウイスター研究所側の強い決意の表れである。

この書簡を受けて駐米大使塩原正直（1876-1934）は、外務本省の大臣内田康哉（1865-1936）宛にこの旨を1923（大正12）年5月20日付で報告した（関連資料1）。報告を受けた外務省は、帝国大学を所管する文部省に対しグリーンマンからの要望について照会するため、外務次官名で文部次官宛に同年6月23日付照会文を発送した<sup>50</sup>。

今般米国「フィラデルフィア」市「ウキスター」研究所長「グリーンマン」ヨリ去ル大正九年東北帝国大学ニ聘セラレタル畑井新喜司博士ノ同大学ニ於ケル任務ハ一時的ニシテ再ヒ帰米ノ上神経学ノ研究ヲ継続シ得ル事ト存シ居リタルニ事実同教授ハ東北大学ヨリ離レ難キ事情有之由ノ処斯クテハ同研究所ニ於テ多大費用ヲ投シタル特別設備モ之ヲ継続スヘキ適任者ナキ為メ無用ニ帰スルノ恐レアリ又同教授ノ研究続行ハ学界ノ為メ頗ル重要ニシテ延ヒテ日米両国学界連絡上ニ貢献スル所大ナルヘキヲ以テ今後毎年幾許ノ期間ヲ割キ全部同研究所ノ出費ニテ渡米シ当該研究ヲ再開シ得ル様特ニ貴省ノ御詮議相煩度旨別紙写ノ通り在米塩原大使ニ申出候趣ヲ同大使ヨリ具申ノ次第有之候条委細右ニテ御承知ノ上何分ノ儀御回報相成度此段申進候也（別紙附属書英文写作成ノ上添付ノ事）

<sup>49</sup> 承前のグリーンマンの主張に対し、小川は1922年5月25日付書簡で「畑井との間の了解について大変驚く。しかしその了解については自分は知らされていない。〔中略〕申し出を承諾することは、私には不可能」として再度拒否している。同前。

<sup>50</sup> 文部次官宛外務次官「ウキスター」研究所ニ於ケル畑井教授ノ研究事業ニ関スル件」（欧三普通第150号）1923年6月23日付。「本邦留学生関係雑件」所収。ただし「公信案」である。

これに対して文部省は、同年8月7日付で次のような回答を外務省に送った<sup>51</sup>。

首題ニ関シ六月二十二日付欧三普通第一五〇号ヲ以テ御照会ノ趣了承畑井博士ハ東北帝国大学ニ新設セラレタル生物学教授トシテ重要ナル任務ヲ帯ヒ長期間同大学ヨリ離レ難キ事情有之モ此際特ニウキスター研究所ノ要求ニ顧ミ毎年四ヶ月間（往復日数ヲ含ム）ヲ限り同研究所ニ出向方取計フヘキニツキ此旨先方ヘ伝達方在米塩原大使ヘ可然御通知相煩度此段回答御依頼ス

尚ホ先方ヨリ申出ノ通り同博士渡米ニ関スル一切ノ費用ハウキスター研究所ニテ負担相成様申添方併テ御通知ヲ請フ

ここでは、文部省回答文の「毎年四ヶ月間（往復日数ヲ含ム）」という日数に注目したい。とくに日米間の移動日数——「往復日数」——の問題である。21世紀の今日ともなれば、空路で仙台空港から成田国際空港を経由してアメリカ西海岸のロサンゼルス国際空港まで約11時間、東海岸にあるニューヨークのJFK国際空港まで約14時間である。だが、船で太平洋を横断しアメリカを目指していた当時は、まず陸路を鉄道で仙台駅から横浜駅までおおよそ1日、横浜港からシアトル港までは15日だったというからサンフランシスコ港へも同程度を見込まねばなるまい<sup>52</sup>。そして、サンフランシスコからフィラデルフィアまでは、現在でも陸路だと鉄道で4、5日は

<sup>51</sup> 外務次官宛文部次官「ウキスター研究所ニ於ケル畑井教授ノ研究事業ニ関スル件」（官専237号）1923年8月7日付。「本邦留学生関係雑件」所収。なお、文部省回答文には外務省照会文が6月22日付となっている。本稿で取り上げた前段の外務省照会文は、アジア歴史資料センターで閲覧可能な前出照会文の「公信案」である。

<sup>52</sup> 「太平洋航海の十五日間は頗る海上平穩であつた、とはいへ横浜シヤトル間の航路は北緯五十度の北によるため会場は大概霧深くて天日を望むことは稀である、波も少しは立つから布哇経由の桑港航海程愉快で無い」。田島堅固「再び渡米して」（『東北学院時報』[第40号]1921年1月1日付）。また、1934年では同年「10月11日最初の航海のため横浜を出航し、横浜からホノルル経由サンフランシスコ間5,500マイル（約9,000km）を当時では驚異的な12日と7時間46分という速さで横断しました」。「船の歴史 浅間丸」（日本郵船歴史博物館・日本郵船永川丸ホームページ [https://www.nyk.com/rekishi/knowledge/history\_luxury/02/] 2018年9月10日閲覧）。

必要である<sup>53</sup>。すなわち、仙台からフィラデルフィアまでの移動には最低でも片道20日間を費やすとみるのが妥当だろう。往復で考えれば、最低でも40日から1カ月半が移動で消費されることから、文部省の提示した「四ヶ月（往復日数ヲ含ム）」のうちウイスター研究所での実質的な研究時間は長く見積もっても2カ月半、当時の輸送技術いかなんではこれよりも日数は限られるかもしれない。このことを考えれば、ウイスター研究所での研究にあてられる時間は半分に限られていたといつてよいだろう。このような短期間の渡米とウイスター研究所での2カ月あまりの研究が意味あるものだったのか疑問が残るが、何もそれは筆者だけの見方ではなくて、かつてはグリーンマンも同意見だったのである。

出雲科学館の米澤晋彦によれば、畑井宛1922（大正11）年7月5日付書簡でグリーンマンは、「私は1年間こちらにきて、1年間日本に帰るといふやり方はよくないと思っています」と、1年おきにウイスター研究所と東北帝国大学を往来して研究を行う方法には否定的な見解を述べた<sup>54</sup>のだという。「1年おき」どころか、1年のうち移動日数も含めた4カ月という前出の文部省からの提案を受け入れるのはこの1年後のことである。だが、東北帝国大学が頑なに畑井の辞職を許可しないことを認識してからは、短期間の渡米を認めざるを得なくなったことはこれまでにみえてきたとおりである。これを米澤は「私の計画」、すなわち畑井の計画——最終手段——であったとみている<sup>55</sup>。

いずれにせよ、文部省の意向を受けた外務省は、結果を駐米大使へと伝達し（関連資料2）、その内容を日本大使館一等書記官の武富敏彦（1884-

1964）<sup>56</sup>がグリーンマンに回答した（同3-1、筆者仮訳）。それに対してグリーンマンは、承諾の意を示している（同3-2、筆者仮訳）。

畑井のウイスター研究所から東北帝国大学への移籍についてのこれまでの言及は、飯泉論文にあるように「在米中の畑井を〔中略〕招くに当っては、大分難航した」<sup>57</sup>だとか、「ウイスター研究所のスタッフは、畑井の研究が中断するとして帰国に反対した」としている。つまり、1920年の出来事に主に焦点が当てられてきた。しかし、先述したとおり、ウイスター研究所が畑井を解職したとしても、研究所としては「一時的に」日本へ帰国させたのであって、いずれは研究所に復帰するだろうと想定していたことから考えるに、東北帝国大学に赴任後も「移籍問題」は完全に決着していなかったといえる。これら「移籍問題」が再燃したきっかけは畑井の書簡であって、思い出の地仙台の東北帝国大学に赴任しながらも不満を募らせていったという点ではあまりにも皮肉的である。

#### ウイスター研究所側の真意

短期間の再渡米に否定的であったグリーンマンが、その1年後にそれを受諾した理由とは何だろうか。畑井がとても優秀な研究者であり、彼に変わり得る研究者がいないという理由だけにとどまるのか。たしかに、在米中の畑井の研究とその成果を表した研究論文の数は多いし、先述のとおり、欧米の研究者たちが注目し、白ネズミを用いた実験の確証性が裏づけられ、今日も応用されるような研究成果を出した。ただ、ウイスター研究所が畑井を呼び戻したのには、他にも理由や意図があった。

ウイスター研究所長グリーンマンが在米日本大使館に宛てた最初の書簡、そして外務本省が文部省に宛てた照会文に目を通した読者は、すでにお気づきのことと思う。端的にいうならば、畑井が研究所を長期にわたって離れることによる研究の停滞は、その研究に対してすでに膨大な時間と資金——当時の

<sup>53</sup> 現在、サンフランシスコからフィラデルフィアまでを鉄道で移動するとなると、アムトラック（Amtrak）でサンフランシスコからカリフォルニア・ゼファー（California Zephyr）号に乗車しシカゴまで約3日間、乗り換えてシカゴからニューヨーク行きのスリー・リバーズ（Three Rivers）号に乗車しフィラデルフィアまで十数時間を要する。

<sup>54</sup> 「畑井新喜司による東北帝国大学における学術研究体制の整備」16頁～17頁。

<sup>55</sup> 同前論文19頁。

<sup>56</sup> 『職員録』（大正12年版）内閣印刷局、1923年、16頁（国立国会図書館蔵・請求記号14.1-50）より在米大使館一等書記官と確認し、同名書（大正14年版）内閣印刷局、1925年、16頁（国立国会図書館蔵・請求記号14.1-50）より人名を確定した。ともに国立国会図書館デジタルコレクションでの閲覧が可能である。武富は、のちに駐トルコ大使などを務めた。

<sup>57</sup> 「ミミズの畑井とコケの飯柴」324頁。



約5万ドル、現在の価値にして3億円以上<sup>58</sup>——とを投じたウイスター研究所にとって、その投資の大きさに見合うだけの研究成果を現在、そして将来的にも挙げられないということの意味する。つまり、このまま研究の停滞が続けば研究所として採算がとれないという、何とも現実的な一面も見え隠れするのである。

### 母校との交わり

畑井の勤務先である東北帝国大学生物学教室のある片平は、現在の東北大学片平キャンパスにあたる。すなわち、東北学院専門部のある土樋（現東北学院大学土樋キャンパス、かつては「南六軒丁」と称した）とは目と鼻の先である。彼は理事として母校を身近で支えた。その活動は、商科事件の対応をはじめ『東北学院百年史』で詳述されているから、本節ではそれに補完するかたちで進めてゆく。

1928（昭和3）年1月10日の押川方義の死去を受けて『東北学院時報』第75号には、押川の墓碑建立のための寄付金を募る記事（図3）が掲載されているが、その代表者の一人が畑井であった<sup>59</sup>。また、東北学院が財団法人となる1924（大正13）年の最初の理事の一人ともなっていた。

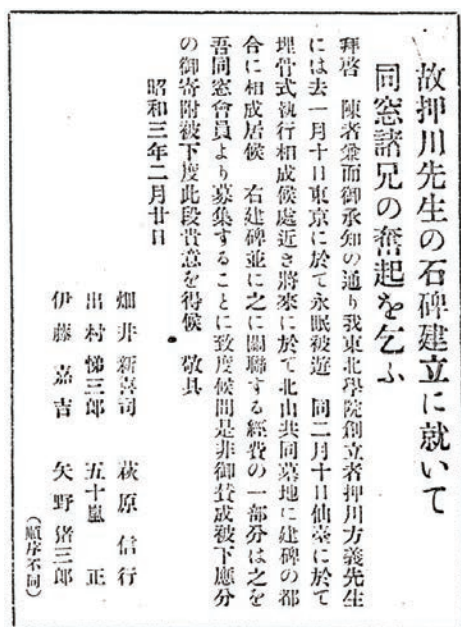


図3 押川墓碑の建立のための募金記事

<sup>58</sup> 五島宛グリーンマン（日付不明）書簡によれば「白ネズミの研究棟を約50000ドル投資して建設した。」とある。現在の価値にして3億円以上と思われる。『畑井新喜司の生涯』109頁。

<sup>59</sup> 1928年3月1日付。

この間、畑井への叙位叙勲、授賞があった。このことまでも詳述するものはない。この機会に『東北学院時報』の伝えるところをもって簡単に列挙する。第89号では、「出身者中唯一の勅任官たる同氏は、今回勲三等に叙せられ瑞宝章を賜はつた。（五月廿四日官報）」<sup>60</sup>とあり、1933（昭和8）年11月30日付では「ヴァンクーヴァ開催中の太平洋学術会議に出席中の同博士に対しブリテイシュ・コロムビア大学より最高名誉たる法学博士の学位贈呈せらる」と伝えている。

1940（昭和15）年10月9日、畑井がこれまで住んでいた仙台を離れるということから、これを機会に出村悌三郎や出村剛、月浦利雄をはじめとする東北学院関係者による「懇親会」が開催された<sup>61</sup>。

南洋だ米国だ、浅虫だ三崎だと何処が根城だか分らぬやうな忙しい畑井先生がいよいよ仙台を引上げられて東京へお住居を移されたと云ふので送別会を開かうかと云ひ出したところ度々仙台に来るのだから送り出すやうで旨くないとの事で、懇親会と銘打つて去る九日午後六時東二番丁マサゴにて会を催したのです。

何時も若々しい座談の上手な先生の前に出ては非常時の苦しさも一時消え去つたやうに感ぜられて時の移るのも知らず先生のおはなしに聞き入りました。十九年仙台に居られたさうですが旅行に費した日数を引去れば正味はその半分もあるまいとの事、十九年前米国よりおかへりの時も仙台の大学だからと云ふので来られたのな<sup>ママ</sup>そうではやはり仙台が一番なつかしいとのことでした。

「南洋だ米国だ、浅虫だ三崎だと何処が根城だか分らぬ」は、のちに登場するパラオ、ウイスター研究所のあるアメリカ、東北帝国大学の臨海実験施設のある青森県浅虫、そして東京帝国大学の臨海実験施設のある神奈川県三浦郡三崎（現三浦市）と、畑井が国内はおろか海外の各地にまで頻繁に行き来していたことを示している。また「非常時の厳しさ」という一文は、日本内地がいよいよ戦時統制のただ

<sup>60</sup> 1930年7月8日付。たしかに『官報』1930年5月24日付、666頁にその旨の記載がある。

<sup>61</sup> 「畑井新喜司先生との懇親会」（『東北学院時報』[第150号特別号3] 1940年11月1日付）。他の出席者に、鈴木重久、山川丙三郎、大塚一太郎、阿部豊吉、津田郁、阿部従二、花輪庄三郎、三品鼎、鈴木市治郎、和泉幸一郎である。



図4 畑井（前列中央）と東北学院の教職員たち

中に入っていくさまを如実に表しているものといえる。時に1940（昭和15）年は、3年前の1937（昭和12）年7月の日中戦争勃発後、当初、短期終結のはずだった戦争が徐々に長期化してゆくにつれ、東北学院からも教職員や卒業生が軍部隊への召集を受け、なかには戦死者も出ているという時期である。

その後、研究拠点が仙台から浅虫、東北帝国大学退官後は南洋にあるパラオの実験所へと移ることとなる。その畑井が東北学院理事を退任したのは、1944（昭和19）年5月のことであった。それでは、戦後の東北学院との交わりはどうであったのか。図4は、1952（昭和27）年10月に畑井が東北学院に来

校したときに撮影された写真で、後列右から3人めに写っている三品鼎（1890-1979）から提供されたものである。畑井の右隣りには、東北学院大学初代学長の小田忠夫（1901-1982）、前列最左には月浦利雄（1898-1973）の姿がみえる。このほか、当時の東北学院教職員の主要メンバーを交えての、昼食会を兼ねた畑井の歓迎会といったところであろうか。

#### 海洋生物研究の進展と後進の育成

畑井の東北帝国大学在職中の数々の働きについては、これまでの諸論文を紹介するにとどめよう。直接に招聘の理由となった生物学教室は、畑井の尽力があつて当初、動物学と植物学とを分離してそれぞれ教室を設置する予定であったものが二つを合わせた教室として誕生し<sup>62</sup>、「片平丁の一隅に〔生物学教室の〕建設工事が順調に進み、教員人事、図書、設備品の調達も整い、一九二五年には六講座をもつ教室に発展して、畑井は生物学第一講座（動物生理学）を担当した」<sup>63</sup>。これら講座は、生理学と実験学に重きをおくものであったという<sup>64</sup>。

1924（大正14）年7月、勅令によって青森県東津軽郡野内村浅虫（現青森市浅虫）に海洋生物研究のための東北帝国大学理学部附属臨海実験所（現東北大学大学院生命科学科附属浅虫海洋生物学教育



図5 浅虫温泉駅（左丸印）と小湊駅（右丸印）の位置（国土地理院地図）〔筆者が一部加筆〕

<sup>62</sup>「畑井新喜司による東北帝国大学における学術研究体制の整備」18頁。

<sup>63</sup>「ミミズの畑井とコケの飯柴」325頁。

<sup>64</sup>「畑井新喜司による東北帝国大学における学術研究体制の整備」18頁。

研究センター。以下、「浅虫臨海実験所」とする。)が開所され、畑井はその初代所長となった<sup>65</sup>。帝国大学附属の臨海実験所としては、東京、京都に次ぐものだが、それら大学とは違い、実験所内に水族館を設けて海洋生物の一般公開を行っていた。この施設は戦後、1983(昭和58)年に青森県営の水族館が浅虫にできたことを契機として翌84年に閉館した。

このほか畑井は、八甲田山植物実験所や農学研究所の開設にも携わったが、これらのことは米澤論文が詳しいのでここでは省略する<sup>66</sup>。

また、財団法人斎藤報恩会(以下「斎藤報恩会」とする。)の活動にも積極的に関与した。この会は、「創設期の工学部に多額の研究助成を行い、その学術発展に大きく貢献した団体」<sup>67</sup>である。畑井は1925(大正14)年度からその評議員となり、同年、組織整備に伴い新設された学術研究総務部の初代部長も務めた<sup>68</sup>。さらに斎藤報恩会自然史博物館の設立にも携わり、その初代館長にもなっている<sup>69</sup>。この間、畑井は研究の国際交流にも積極的に取り組んだ。その例として、斎藤報恩会の「事業報告書は日英両言語で作成され、助成した研究の成果は研究公報として毎年英語で取りまとめられていた。この他にも、海外の約150か所の大学や研究所と文献交流を行ったり、アメリカのロックフェラー財団と連携し人類生物学研究を行っていた」という。実際、畑井はウィスター研究所辞職後の欧米留学の際、オーストリアのウィーンに立ち寄ってウィーン大学のハンス・モーリッシュ(Hans Molisch; 1856-1937)の招聘に動き、1923(大正12)年、これが奏功して実際にモーリッシュを迎えることができた。また、1928(昭和3)年以降、「アメリカのロックフェラー財団の支援をうけて、著名な外国人研究者を招聘した」という<sup>70</sup>。これらも米澤論文が詳しい。

<sup>65</sup>「ミミズの畑井とコケの飯柴」325頁。西村公宏・飯淵康一・永井康雄「東北帝国大学理学部附属臨海研究所水族館の公開について」(『日本建築学会計画系論文集』[第587号]日本建築学会、2005年1月、207頁)。

<sup>66</sup>「畑井新喜司による東北帝国大学における学術研究体制の整備」23頁~24頁。

<sup>67</sup>『東北大学百年史一 通史一』240頁。

<sup>68</sup>同前書241頁。

<sup>69</sup>「自然史博物館は、昭和20年夏〔1945年7月10日未明〕の仙台空襲により展示中の全資料、大部分の図書が失われ、休館を余儀なくされてしまった」。『平成16年度 公益法人に関する年次報告』総務省、94頁。

<sup>70</sup>『東北大学百年史一 通史一』279頁。「畑井新喜司による東北帝国大学における学術研究体制の整備」20頁~22頁。

さらに、東北帝国大学退官の直前には南洋パラオでの生物学研究を始めている。1928(昭和3)年6月、南洋庁の委託により畑井門下生の新進の学者二人を引き連れてパラオに渡り、サンゴ礁の研究を行ったことがわかっている<sup>71</sup>。その後のパラオ熱帯生物研究所の開設への道のりと畑井の研究については、大森論文が詳しいからそれを参照してもらいたい。

#### 4 昭和天皇と畑井——『昭和天皇実録』より 昭和天皇へのご進講と拝謁

『昭和天皇実録』は、2014(平成26)年8月に完成し、同月、天皇皇后両陛下に献上された<sup>72</sup>。翌9月、宮内庁は9日付で公表した。この編纂には24年以上の年月を費やし、「宮内庁書陵部の職員が、昭和天皇の元側近ら約50人に聞き取り調査し、全47都道府県のほか、米国、英国など海外にも計5回出張。侍従ら関係者の日誌、外国の公文書など約3千点の資料を集めた。非常勤を含めて約112人の職員が関わった」とされる。1901年のご誕生から1989年の崩御までの89年のご生涯を詳細に記録した資料である。2015(平成27)年3月の公刊後は、私たちが目にする機会も増えた。

そのなかに畑井新喜司の名が出てくることが、最近になってわかった。ここでは、その項目を順にみていく。畑井の存命中の記述は二つあるが、そのうちの一つは1925(大正14)年11月9日の記述である。

九日 月曜日 午前十時より東北帝国大学理学部教授畑井新喜司の講話「下等動物ノ心臓及呼吸二関スル生理」をお聴きになる。〔閑院宮<sup>ことひと</sup>〕載仁親王、王世子李<sup>イワン</sup>垠・同妃方子女王が陪聴する。先般仙台行啓中、同教授の進講が予定されていたが御気風のため中止され、この日特に臨時進講として行われる。

たしかに半月ほど前、皇太子裕仁親王(のちの昭和天皇)の宮城県行啓があった。『昭和天皇実録第四』をみると、宮城県への行啓は同年10月11日から始まった山形、秋田、宮城三県行啓の一環であったことがわかる。仙台駅への到着は同月18日のこと

<sup>71</sup>「畑井新喜司による東北帝国大学における学術研究体制の整備」18頁。「パラオ熱帯生物研究所と新しく設立されるパラオ国際サンゴ礁センター」2頁。

<sup>72</sup>『朝日新聞』(東京版)2014年8月22日付朝刊。

で、翌19日から22日まで宮城県北部や仙台市近郊などを戦場に見立てた陸軍特別大演習を視察されている。この後、宮城県内を行啓される予定であったが、同月22日、皇太子が体調を崩されたため宮城県内各所を行啓は取り止めとなり、25日に仙台駅を出発、帰還された。

このことに関して『東北学院時報』は、翌月に控えた皇太子の行啓にむけての喜びの声とともに仰々しい雰囲気を伝えている<sup>73</sup>。

来る十月十七日頃から仙台付近で行はれる、大演習に行啓あらせらるる 摂政宮殿下には畏くも我が学院に特別の御思召を以て特に臨御あらせらるゝ御予定になつたので、当局者殊に老院長には日夜に其の奉迎準備のために努力されて居る。是れ只管にシュネーダー院長の畢生の事業たる此の学院に対して、大御心を止めさせられた結果に外ならぬ事で、院長の満足は勿論だが吾々学院関係者は一様に空前絶後の大盛事で、又絶大なる光栄として誠心誠意心身を浄めて奉迎申し上げねばならない。去八月廿七日には宮内省の木下書記官、鹿児島事務官及属官並に本県より村松警察部長猪股教育課長及属官が十数名来院されて、親しく校舎内外と下検分された。

されば同窓諸君も此の盛事に対して誠心から喜ばれ、廿五日の行啓日には礼装して（フロック、コート、又は紋付羽織袴着用）私共と一緒に、奉迎申し上げこの喜びを共にわかちたいものです。但し服装は其筋から特に厳命があるから略式の方は絶対にダメと思はれます。奉迎出席希望の方ならば一応学院当局に其の旨を申出でられたし。

すなわち、東北学院専門部も行啓の訪問先の一つだったのである。このことを裏づけるように、東北学院史資料センターが保管する『往復文書綴 第二号』には、東宮大夫名で東北学院院長宛に送付された「通牒」<sup>74</sup>（図6左）が綴り込まれてある。

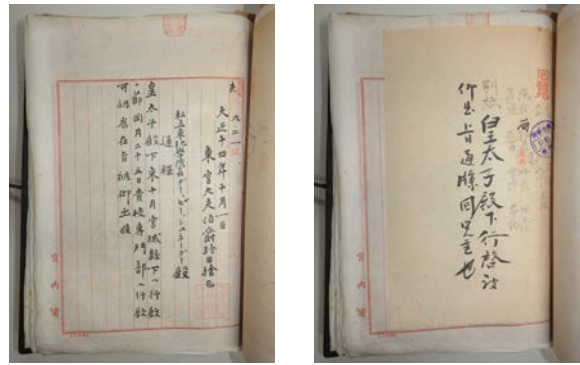


図6 「通牒」(左) とその鑑 (右)

しかし残念なことに、実際には行啓が取り止めとなったことは、先に述べたとおりである。それでも、翌年1月の『東北学院時報』第64号で東北学院専門部長出村悌三郎（のちの第3代院長、1873-1950）は「我専門部は已に殿下の御耳にも達したので誠に光栄と感謝してゐる次第」<sup>75</sup>だと述べている。その後、皇太子時代、そして天皇即位後の在位中にも東北学院を訪れたことは一度としてなく、これはまさに「幻の皇太子訪問」となった。

ちなみに、東北学院が行啓予定日である1925（大正14）年10月25日にあわせて専門部校舎の定礎式を行うはずであった<sup>76</sup>、という第63号の記事の一文には驚かされるが、これは当然ながら宮城行啓の中止によって順延となった。翌月3日の定礎式では、畑井が記念演説に立っている。この日は明治天皇の誕生日<sup>77</sup>である。

そしてもう一つは、太平洋戦争を挟んで1954（昭和29）年6月23日の記述である。

二十三日 水曜日〔中略〕

午後、拝謁の間において、東北大学名誉教授畑井新喜司及び同御学友松平直国の拝謁をお受けになる。畑井よりは生物学についてお聞きになる。

すなわち畑井は、昭和天皇に複数回お会いしていたことが今回、初めて確認された。

<sup>73</sup> 蒔田「摂政宮殿下行啓について」（『東北学院時報』[第62号] 1925年9月25日付）。

<sup>74</sup> 私立東北学院院長宛東宮大夫「通牒」（東宮職庶第921号）1923年10月1日付。綴の鑑には、翌2日の收受印と「皇太子殿下行啓被仰出旨通牒回覧候也」との表題で回覧との記載があり、高等学部長の出村悌三郎の署名、中学部長の五十嵐正の認印を確認することができる（図6右）。

<sup>75</sup> 出村悌三郎「母校の近況 専門部だより」（『東北学院時報』[第64号] 1926年1月20日付）。

<sup>76</sup> 「東宮殿下行啓の佳き日に挙行せんとした予定の期日を変更した咄嗟の間に今日の日取りが決つた」。「専門部校舎定礎式」（『東北学院時報』[第63号] 1925年12月10日付）。

<sup>77</sup> 1925年当時は「明治天皇祭」であり、「明治節」としてそれまでの三大節に加えて四大節となるのは1927年のことである。現在は文化の日である。

## 昭和天皇の生物学研究と畑井のご進講

なぜ畑井は皇太子に対してご進講を行うこととなったのか。そして1925（大正14）年に行った意味とは何か。『昭和天皇実録』の前後の記述を読み進めていくと、これらが判然としてくる。

ご進講の翌月、12月22日の項目には皇太子が畑井を晩餐のご陪食にお召しになり、その場には東宮大夫の珍田捨巳（1857-1929）、東宮職御用掛の服部広太郎（1875-1965）が同席したとの記載がある<sup>78</sup>。この二人を調べていくと、畑井との接点が浮かび上が



図7 珍田捨巳（国立国会図書館「近代日本人の肖像」）

てくる。珍田は、津軽藩士の子に生まれ、畑井と時期は前後するが同じ東奥義塾で学び、彼は本多の教え子の一人であった<sup>79</sup>。その後、同校の英語教師として赴任したメソジスト派の宣教師ジョン・イング（John Ing; 1840-1920）の母校であるアズベリー大学（のちのデポー大学）に留学し、帰国後、東奥義塾に教員として勤めながらも農村伝道に従事している<sup>80</sup>。渡米前から弘前でのキリスト教伝道に従事していた珍田は「本多の側近」<sup>81</sup>であった。弘前での伝道活動から離れた後は、外務省に入省し外交官となった。いわゆる「弘前バンド」とよばれることもあるメンバーの一人である。1921（大正10）年には宮内省御用掛となり、第一次世界大戦後の皇太子のヨーロッパ歴訪に随行した。東宮大夫の後は侍従長として亡くなるまで、昭和天皇のお傍近くに仕えた。1923（大正14）年、皇太子の宮城県行啓に際しては、事前に東北学院長に対して行啓する旨を東宮大夫名で通達——「通牒」——していたが、その東宮大夫とはほかならぬ珍田である。他方、服部は、菌類を専門とした植物学者で東京帝国大学講師、学習院教授を務めた後、東宮御学問所御用掛となり、皇太子の身近で生物学研究を導いていった人物だ。

同じ生物学——動物学の畑井と植物学の服部——の研究者であった服部は当然のことながら畑井の活躍を知っていたらうし、他方、珍田は畑井の故郷が弘前藩の支藩、黒石藩の飛び地の平内であって、ましてや同じく東奥義塾で学んだ者として畑井の存在は知っていたと考えても不思議ではあるまい。つまりところ畑井は、この兩名の推挙によって進講者を務めることとなったと考えられよう。

さて、つぎにご進講の時期である。1925（大正14）年は、皇太子にとって生物学研究の画期となる年であった。前年の1924（大正13）年から生物学御研究室（現生物学研究所<sup>82</sup>）を新設するための計画が立ち上がり、それとともに、生物学研究の方針策定も進められていた。翌年5月9日、服部は腹案を東宮職関係者に提出し、討議の結果、服部案は承認され、皇太子のご裁可を仰ぐこととなった<sup>83</sup>。その後、このことについて侍従から言上を受けた皇太子は、同日、服部から直接「原案全般についての考えを御聴取」し、服部はそれに対して皇太子の「思召しを拝して取捨選択」したい旨を言上した。これを受けて皇太子は、「原案を御諒解」になっている。原案とされる「御研究并ニ御進講事項ニ関スル予定案」<sup>84</sup>には、「御進講要目」との項目があり、御進講の「撰定」基準が示された。すなわち、①生物の形態とその組成、②細胞の形態、機能、増殖の諸現象、③生物の発生現象、④生物の増殖と性別理論、⑤生物の変異性と遺伝性、⑥遺伝学説の一部、⑦雑種成生の法則と新種の出現、⑧品種改良についての最近の趨勢、⑨進化学説の変遷と優生学説の一部、の九つである。

生物学御研究の建設は、1925（大正14）年3月2日に着工、翌月30日に竣工し、8月下旬には研究設備などが整えられた。同年9月19日、皇太子は初めて生物学御研究室を訪れ、服部のご進講が行われた。この日以降、毎週土曜日の午前中は、約1時間のご進講、そして残りの時間は研究にあてられることとなる。当然、公務に支障とならない範囲でのことである。

また、この日以降の生物学に関するご進講の「要

<sup>78</sup> 『昭和天皇実録 第四』394頁。先に「複数回」とかいたのはこのためである。

<sup>79</sup> 相澤文蔵著／弘前学院出版委員会編『津軽を拓いた人々——津軽の近代化とキリスト教——』弘前学院、2003年、6頁。

<sup>80</sup> 同前書154頁、168頁。

<sup>81</sup> 同前書161頁。

<sup>82</sup> 皇太子時代は赤坂御用地内にあったが、天皇即位後は皇居内に移り、生物学御研究所となる。現在の名称は、今上陛下のご意向により変更された。

<sup>83</sup> 『昭和天皇実録 第四』246頁～247頁。

<sup>84</sup> 同前書247頁～248頁。

旨」は、1930（昭和5）年3月に侍従へ提出された報告書によれば、次のようなものであった<sup>85</sup>。

- (一) 生物学の要旨 嘗テ東宮御学問所ニ於テ御進講セシ博物学通論ヲ階梯トシテ今後御研究ニナルベキ事項ノ基礎的学理ノ要領ヲ主トシ純理及ヒ応用ノ二方面ヨリ生物学軌近ノ趨勢ニ就キ御進講ス
- (二) 生物ノ起源説ト生物進化論トノ要旨 生物ノ起源ニ就テノ考説ト現在生物ノ生活要件ト進化論ノ変遷ニ就キ御進講ス
- (三) 細胞ノ形態ト其増殖現象 生物体ノ基本タル細胞ノ構成ト其増殖機構ト性細胞ノ特異性ニ就キ御進講ス
- (四) 生物体ノ組成 生物体ノ組織構成ノ概要ヲ述ベ簡単ナル体型ヨリ複雑ナル体型ニ至ル組織ノ種類ト其相互関係等ニ就キ御進講ス
- (五) 生物体ノ発生過程 雌雄両性細胞ノ結合ニヨリ成立シタル新個体ノ発生ノ初期ヨリ個体型ノ完成スルニ至ル迄ノ変化ト其間ニ現ハル、生物ノ系統的特徴ノ異同トヲ御進講ス
- (六) 生物ノ形態ノ比較考察 体型ノ完成シタル生物各部族ノ諸器官ノ構造ト其相同相似関係ヲ比較シテ御進講ス
- (七) 生物ノ生理現象 生物ノ營養、生長、呼吸、運動、繁殖、刺戟等ノ生活現象ノ概要ニ就キ御進講ス
- (八) 実験遺伝学ノ要旨ト品種改良ノ論拠 遺伝学軌近ノ進歩ノ趨勢ト此学理ノ要点雜種形成ニ因ル品種改良ノ効果等ヲ述ベ種々ノ实例ニ就キ御進講ス

畑井のご進講題目「下等動物ノ心臓及呼吸ニ関スル生理」は、先に示した基準であれば1番目、直近に引用した要旨のなかでは7番目に分類されようか。

話をご進講の時期のことに戻せば、生物学御研究室の発足した1925（大正14）年以降、生物学に関するご進講として外部から招かれたのは畑井が初めてなのであり、このことはまさしく皇太子の生物学研究が本格化するその最初期に招かれたことともいえる<sup>86</sup>。1924（大正13）年から1927（昭和2）年まで

<sup>85</sup> 同前書325頁～327頁。

<sup>86</sup> 定期的な御学課や服部の御進講は除く。

年	回数
1924（大正13）	0
1925（大正14）	3
1926（大正15／昭和元）	2
1927（昭和2）	1

表1 生物学に関する「講話」の年別回数

を対象とする『昭和天皇実録 第四』を読み進め、「講話」として記述されているものを抽出し、題目などから判断して生物学に関する「講話」のみを分類すると、その回数は表1になる。回数は決して多いとはいえないが、たとえば1925（大正14）年は、その前後と比較してみると内政、外交、経済、軍事などに関する「講話」が数多く行われており<sup>87</sup>、その上、生物学をはじめ哲学、心理学、歴史学、気象学、天文学などの講話があって、皇太子としては東宮御学問所による定期的な「御学課」も行われたのである。さらに皇太子あるいは摂政としての公務があったことは言うに及ぶまい。このような多忙な中での表1の数字であるということに注意しなければならない。

さて、ご進講の数日後には進講者を招いての晩餐が催されることがあるが、その場で皇太子（昭和天皇）は進講者にいろいろとご下問されることがあったという。畑井の場合も、同年12月22日に晩餐のご陪食のため宮中に招かれたことはすでに述べたが、この場で皇太子との会話のなかでいくつかご下問があっても不思議ではあるまい。

#### 昭和天皇の青森行幸

畑井の没後には2回登場する。その一つが1963（昭和38）年5月20日の記述だ<sup>88</sup>。

二十日 月曜日〔中略〕

……御昼食の後、青森市の東北大学理学部附属臨海実験所に向かわれる。御着後、御座所二階の応

<sup>87</sup> 筆者のみるところ、内政、外交、経済、軍事などに関する「講話」は、年別で1924年が「講話」全16回のうち7回、1925年が同全42回のうち27回、1926年が同全20回のうち9回、1927年が同全38回のうち13回となっている。これに加えて、定期的な御学課においても政治、軍事などの講義が行われている。

<sup>88</sup> 『昭和天皇実録 第四』499頁～500頁。

接間において東北大学学長黒川利雄より同実験所の概略を御聴取の後、別棟の水族館を御巡覧になる。ついで所長平井越郎の案内により水族館から海岸にお出ましになり、故畑井新喜司別表参照がシロナマコを発見したことで知られる平内町茂浦の位置をお尋ねになり、また陸奥湾一帯を展望される。〔中略〕なお、故畑井所長につきお詠みになった歌は次のとおり。

白海なまこ鼠見つつし思ふありし日の畑井博士に聞きにしことを

これは、同月18日からの宮城、青森両県行幸の一節であり、浅虫はその訪問先の一つである。昭和天皇が海洋生物学を専門とされていたこともあって、この記述からは生物学者畑井に対して大変な親しみをもっておられたとの印象を強くする。また、この日の午前には畑井の故郷である平内町の夜越山で植樹されている。浅虫と小湊は直線距離で10キロメートルもなく、現在の青い森鉄道で浅虫温泉駅と小湊駅は2駅先でしかない。夜越山は小湊の市街から2、3キロメートルほどのところにあり、幼少期の畑井がよく見た、あるいは訪れた場所であったはずだ。その畑井が死去したのは、後述のとおりこのわずかひと月ほど前のことであった。

もう一つは、あとで紹介することにしよう。



図8 小湊(左丸印)と夜越山(右丸印)の位置(国土地理院地図)  
〔筆者が一部加筆〕

## 5 学校経営者として

### 東京家政大学学長への就任

東京家政大学をはじめとした学校法人渡辺学園の創立は1881(明治14)年のことで、校祖の渡邊辰五郎(1844-1907)が東京湯島の自宅に「和洋裁縫伝

習所」を開設したことに始まる<sup>89</sup>。その後、生徒数の増加に伴って学制を整備して「東京裁縫女学校」と改称し、1911(明治44)年には子の渡邊滋が私財を投げ打って財団法人化した。そして1922(大正11)は改組と改称によって「東京女子専門学校」となったが、この学校は「裁縫を高等な学術技芸として教授する専門学校令によるわが国最初の学校」だとされる。1923(大正12)年の関東大震災では校舎や寄宿舎を焼失する災難に見舞われるが、仮校舎で授業を続けて難事を乗り越えていった。その後も幾度かの改組と改称を重ねながら、1945(昭和20)年には東京大空襲によって再び校舎などを失い、現在の板橋の地へと移転した。東京家政大学の設置は1949(昭和24)年で、「他の女子専門学校に先がけて」のことであった。この年は、戦後の学制改革によって多くの新制大学が設置された年である<sup>90</sup>。東北学院も同年4月に東北学院大学を設置することが文部省より認可された。

畑井は1946(昭和21)年、東京女子専門学校長に就任したのをはじめとして、新学制となって以降は、同校を改組した渡辺学園女子中学校と高等学校、それぞれの校長を務めたほか、大学設置時には短期間ながら学長に就任した。この間、学校法人の理事の要職にも就いていた畑井は、1950(昭和25)年には理事長に就任し、その後、1956(昭和31)には同職を辞任している。

畑井と渡辺学園とのつながりは、すでに知られているとおりの義父、すなわち妻しんの実父が渡邊学園の設立者、渡邊辰五郎その人であったことにある。

## 6 「世界中ユニークな人物」

### 畑井の死と小松の追悼文

畑井は、1963(昭和38)年4月19日、直腸ガンの

<sup>89</sup>「大学案内 歴史と沿革」(東京家政大学ホームページ [http://www.tokyo-kasei.ac.jp/about/tabid/103/index.php] 2018年11月19日閲覧)。

<sup>90</sup>文部省の統計によると、1948年度から1953年度までの年度別の新設大学数は1948年度が11校、1949年度が81校、1950年度が14校、1951年度が2校、1952年度が12校、1953年度が4校であり、6年間のうち1949年度が突出して多いことがわかる。「表38 新制大学の設置年度別学校数」。第二編第一章第四節「三 新制大学の発足」(文部省編・監修『学制百年史』帝国地方行政学会、1981年)。文部科学省ホームページ (http://www.mext.go.jp/b\_menu/hakusho/html/others/detail/1317752.htm) 2019年1月7日閲覧。

ため亡くなった<sup>91</sup>。享年88歳。同年11月の『東北学院時報』第195号には、東北学院普通科卒業生（1897年第7回）である小松武治（1876-1964）の追悼文が掲載されている<sup>92</sup>。畑井と同年生まれの小松は、また同じく労働会に所属していたことから、畑井の追悼文を書くには一番ふさわしい人物といえよう。その小松は東北学院を卒業後、旧制第二高等学校、そして東京帝国大学に進んで英文学を専攻した。後年、英文学者、翻訳家として小松を有名にしたのは、チャールズ・ラム（Charles Lamb；1775-1834）が著した『沙翁物語集』（原題は“The Tales from Shakespeare”1807）の翻訳である。このことをはじめとした小松の事績についてはすでにまとまったものがあるので、そちらを参照してもらいたい<sup>93</sup>。小松が畑井と最後に会ったのは、東北学院同窓会東京支部総会の会場だったという。晩年の畑井の自宅は鎌倉にあった。小松は記事のむすびで、「学士院会員名簿」のなかで唯一畑井だけが氏名の下に出身大学名も専攻学科名も卒業年度も記されておらず、そこにはかわりに「特選」と記されていることに「君こそは世界中ユニークな人物であり、特選的存在であった」と評した。たしかに畑井は、これまでみてきたように、旧制の高等学校でも大学でも学ぶことなく直接渡米留学し、博士号を取得した。「ユニーク」という言葉は、学士院に所属するような高名な学者たちがいづれも帝国大学出身であろうなかであって、そのような経歴がいかに稀有なものであったかを物語っている。そして最後に小松は、次の言葉を畑井に贈って追悼文をとじる。「有効に天寿を全うされたる君よ、安らかに眠り給えかし」と。

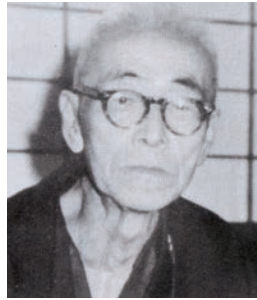


図9 晩年の畑井

<sup>91</sup>「訃報」（『東北学院時報』[第195号]1963年11月5日付）。

<sup>92</sup>「同窓会員名簿 2001」1191頁。

<sup>93</sup>久保忠夫「小松武治先生と『沙翁物語集』」（東北学院資料室運営委員会編『東北学院資料室』[第2号]東北学院、2002年12月、12頁～17頁）。ちなみに小松は東北学院在学中、短期間ながら教員として赴任した島崎藤村から作文の授業を受けた。

## 引用資料

### 1 第1章に関する資料

- ・『東北学院時報』（第1号～）東北学院同窓会—東北学院、1916年1月1日付～
- ・畑井新喜司「第一高等学校教授時代の五島先生」（『動物学雑誌』[第48巻8号～10号]東京動物学会、1936年10月、423頁～425頁）
- ・「学術関係雑件 第一巻」（3.10.3）1922年9月20日～1923年11月3日（『戦前期外務省記録』外務省外交史料館・請求番号B-3-10-3-60\_001）アジア歴史資料センター・レファレンスコード（JACAR-Ref.）12082158000
- ・「本邦留学生関係雑件／文部省留学生ノ部」1923年6月26日～29日（『戦前期外務省記録』外務省外交史料館・請求番号6-1-7-9\_3）JACAR-Ref.B16080882800
- ・宮内庁編『昭和天皇実録』（全19冊）東京書籍、2015年～

## 参考文献

### 1 第1章に関する文献

- ・飯泉 茂「ミミズの畑井とコケの飯柴」（東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史各論篇』東北学院、1991年、315頁～341頁）
- ・蝦名賢造『畑井新喜司の生涯』西田書店、1995年
- ・大森 信「パラオ熱帯生物研究所と新しく設立されるパラオ国際サンゴ礁センター」（『みどりいし』[第10号]阿嘉島臨海研究所、1999年10月、1頁～5頁）
- ・鶴本勝夫「東北学院理工系教育機関の系譜とその人脈＝押川方義の創立理念＝「東北をして日本のスコットランドたらしめん」が底流に」（東北学院資料室運営委員会編『東北学院資料室』[第11号]東北学院、2012年4月、17頁～28頁）
- ・米澤晋彦「畑井新喜司による東北帝国大学における学術研究体制の整備」（『東北大学史料館紀要』[第13号]東北大学史料館、2018年3月、13頁～27頁）



関連資料 1 外務大臣宛駐米日本大使  
1923年5月20日付報告<sup>94</sup>

公第三八七号

大正十二年五月二十日

在米

特命全権大使 埴原正直 (公印)

外務大臣伯爵 内田康哉殿

The Wister Instituteニ於ケル

畑井教授ノ研究事業ニ関スル件

今般当国「ペンシルバニア」州「フィラデルフィヤ」市のThe Wister Institute of Anatomy and Biologyヨリ東北帝国大学教授畑井新喜司博士ノ同Instituteニ於ケル研究事業ノ継続ニ関シ別紙書翰写ノ通申出ノ次第有之候ニ就テハ関係当局ニ御移牒ノ上何分ノ義御回報相成度此段申進候也

関連資料 1-1 駐米日本大使宛ウイスター研究所長  
1923年5月15日付書簡写

(Copy)

THE WISTER INSTITUTE  
of Anatomy and Biology  
PHILADELPHIA

May Fifteenth

1923

His Excellency the Japanese Ambassador,  
Washington, D. C.

Dear Mr. Ambassador:

On July 1st, 1920 Dr. Shinkishi Hatai, Professor of Neurology in the Wister Institute, Philadelphia, resigned his professorship here to accept a Professorship of Zoology at Tohoku Imperial University, Sendai, Japan. He had been called to his position to organize the new Biological Institute of Tohoku Imperial University.

At that time Dr. Hatai was engaged in neurological investigations for which long and

extensive preparations had been made and for which investigations no other person is so well prepared.

We, however, released Dr. Hatai with the expectation that: (1) he would render temporary assistance to the Japanese Department of Education in establishing its new Biological School at Sendai and (2) that he would then return to the Wister Institute and resume the work here which has been seriously delayed and which no other person can carry to completion.

Furthermore, as we have from time to time many Japanese research students working in our laboratories, it is very desirable to have, indeed I might say almost necessary to have, on our faculty one or more Japanese members. Dr. Hatai has been a member of the Wister Institute faculty for 15 years.

We reluctantly released him with these expectations and now when we are in great need of him to continue the work of his department we learn he cannot be released from Tohoku Imperial University.

Owing to the importance of the work, from a scientific standpoint, which he began here and to the very considerable time and money which we have expended in preparing for these investigations, we feel it imperative that we secure his release from Tohoku Imperial University if only for a portion of each year.

I am, therefore, applying for your gracious consideration with the hope that you may be inclined to present our request to the Japanese Department of Education that Dr. Hatai be granted permission for a time to spend at least a portion of each year at the Wister Institute in order to continue very important investigations which only he can direct. All expenses of travel and maintenance while engaged in investigations at the Wister Institute will, of course, be paid by the Wister Institute.

I beg, also, to call your attention to the fact that such a disposition of his time between the two institutions will serve an international purpose in bringing the Biological Institute of Tohoku Imperial University into very intimate scientific relations

<sup>94</sup>「学術関係雑件 第一巻」所収。Ref.B12082158000。以下、他の関連資料も同じ。

with the Wister Institute with mutual advantages.

Trusting that you may see fit to present my request, I beg to remain with expressions of my great esteem

Yours very truly

(signed) M. J. Greenman

Director.

筆者仮訳<sup>95</sup> 駐米日本大使宛ウイスター研究所長

1923年5月15日付書簡写

(写)

ウイスター解剖学・生物学研究所  
フィラデルフィア

5月15日

1923年

日本大使閣下  
ワシントンD.C.  
大使殿

1920年7月1日、フィラデルフィア・ウイスター研究所の神経学教授の畑井新喜司博士は、日本・仙台の東北帝国大学における動物学教授職に応じて研究所教授を辞職しました。そのポジションは東北帝国大学に新しく生物学研究所を立ち上げるためのものと彼は述べておりました。

研究所在籍時には、畑井博士は神経学の研究のため長期かつ膨大な準備に携わり、余人をもってかえがたい研究環境の整備をしました。

しかしながら、私たちは（1）彼は、新しく生物学教室を新設するという日本の文部省に一時的な支援をするだろう、また（2）彼は、ウイスター研究所に復帰して大幅に遅れている研究を再開し誰も成し得ないことを完成させるだろう、と期待して送り出したのです。

その上、私たちはときに研究所で研究する多くの日本人研究生を受け入れているように、それはとても望ましいことであり、それは実にほとんど欠かせないことだと私は申し上げるでしょうし、私たち研究員には複数の日本人メンバーがいます。畑井博士

は15年間もウイスター研究所研究員の一人でした。

私たちは残念ながらそれらの期待ゆえに彼を送り出したものの、今では学部の研究を継続するために彼を必要とはしていますが東北帝国大学から彼を迎えるのは不可能と耳にしています。

重要な研究のために、科学的見地に基づいて、彼は研究に着手し私たちはそれら研究の準備としてかなりの時間と資金を投じており、私たちは緊急にも東北帝国大学から彼を毎年一定の期間だけでも受け入れようと思います。

私は、それゆえ、畑井博士が毎年少なくとも一定の期間、彼にしか指導できない大変重要な研究を継続するためにウイスター研究所での時間を割く許可が承認されるよう日本の文部省に私たちの要望を仲介して下さるとの期待とともに貴殿に丁重なるご配慮をお願いします。

ウイスター研究所で研究に携わる期間のすべての旅費と生活費は、もちろん、ウイスター研究所がお支払いします。

また、ウイスター研究所との双方に利益のある大変親密な学術的関係を東北帝国大学生物学教室にもたらしめている世界的な目標に従事してゆく二つの研究所の間で、彼の時間を配分するというようなことを貴殿にご配慮くださるよう私は懇請します。

貴殿が私の要望を仲介することを適切なものと判断されるだろうと信じます。

敬具

(署名) M・J・グリーンマン

所長

関連資料2<sup>96</sup> 駐米大使宛外務大臣

1923年8月9日付公信案

欧三普通第一〇八号 大正十二年八月九日付  
受信人名 在米埴原大使 発信人名 内田大臣  
件名 ウキスター研究所ニ於ケル畑井教授ノ研究  
事業ニ関スル件

本件ニ関シ本年五月廿日付公第三八七号ヲ以テ御  
申越ノ趣承右不取敢文部省へ及移牒置候今般別紙

<sup>95</sup> 筆者の誤った仮訳が散見されると思われる。当然ながら、それら誤りの責任はすべて筆者に帰するところであるが、あらかじめご寛恕を願うばかりである。

<sup>96</sup> 資料中「別紙」については、本稿75頁を参照せよ。

写通 {同省ヨリ} 回報越候条委細右ニテ御了知ノ義可然御取計相成度此段申進候也

別紙 (大正十二年八月七日赤司文部次官来信官專二三七号ノ写添付ノ事)

**関連資料 3 外務大臣宛駐米大使  
1923年9月22日付報告**

公第七三二号

大正十二年九月二十二日

在米

特命全権大使 埴原正直 (公印)

外務大臣男爵 伊集院彦吉殿

ウキスター研究所ニ於ケル畑井教授ノ  
研究事業ニ関スル件

本件ニ関シ八月九日付欧三普通第一〇八号ヲ以テ御回訓ノ趣敬承右ハ早速別紙写甲号ノ通「ウキスター」研究所へ及回答置候処同研究所ヨリハ別紙写乙号ノ通申越候条委細右ニテ御了悉ノ上文部省へ伝達方可然御取計相成度此段申進候也

**関連資料 3-1 ウィスター研究所長宛  
在米日本大使館一等書記官  
1923年9月19日付書簡写**

甲号 公第七三二号附属物

COPY

September 19, 1923.

Mr. M. J. Greenman, Director,  
The Wister Institute,  
Philadelphia, Pa.

Dear Sir:

With reference to our letter of June 1 concerning Dr. Hatai, I now have pleasure in informing you that we are in receipt of a reply from the Japanese Department of Education, in the following sense: -

Dr. Hatai is in charge of important duties as Professor of the Biological School, (newly established in the Tohoku Imperial University

of Japan), and for this reason cannot well be spared from the University for a long duration. However, in view of the request made by the Wister Institute, the Department of Education will grant Dr. Hatai a leave of absence of four months a year in order to complete his investigations at the Institute, on condition that all expenses of travel and maintenance while engaged in investigations at the Institute be paid by the Institute, and that the number of days required for travel be included in the four months aforesaid.

Hoping that this will be agreeable to you, I am

Very truly yours,

(Signed) T. Taketomi.

Secretary.

**筆者仮訳 ウィスター研究所長宛  
在米日本大使館一等書記官  
1923年9月19日付書簡写**

甲号 公第七三二附属物

写

1923年9月19日

所長 M・J・グリーンマン殿  
ウィスター研究所  
ペンシルベニア州フィラデルフィア

敬愛する先生：

畑井博士についての6月のご書簡に関しては、日本の文部省より回答を受け取ったことを喜んでご通知し、趣旨は次のとおり

畑井博士は(東北帝国大学に新設した)生物学教室教授という重要な職務を担当しており、大学の職務から長い時間を割くことは不可能でしょう。しかしながら、ウィスター研究所のご要望を鑑みて、文部省は、もしウィスター研究所で研究に携わる期間すべての旅費と生活費を負担し渡航日数も休暇の日数に含むというならば、畑井博士が研究を継続するために1年のうち4カ月間の休暇を承認するでしょう。

ご承諾いただけるものと期待します。

敬具

(署名) T・タケトミ

書記官

関連資料3-2 在米日本大使館一等書記官宛  
ウイスター研究所長  
1923年9月20日付書簡写

乙号 公第七三二号附属物  
COPY

THE WISTER INSTITUTE  
OF ANATOMY AND BIOLOGY  
PHILADELPHIA

September 20th, 1923.

Mr. T. Taketomi, Secretary,  
Japanese Embassy,  
Washington, D.C.

My dear Sir:

This is to acknowledge the receipt of your letter of September 19th, 1923 informing me of the permission granted by the Japanese Department of Education for Dr. S. Hatai of Tohoku Imperial University to spend four months a year at the Wister Institute in order to complete his investigations here ; and it is understood that all expenses of travel and maintenance are to be paid by the Wister Institute and that the time required for travel is to be part of the four months of leave of absence.

I wish to express for the Board of Managers of the Wister Institute and for myself our appreciation and gratitude for this consideration on the part of the Japanese Department of Education.

With sincere expressions of sympathy for the Japanese people in their recent calamity and esteem for Ambassador Hanihara, I beg to remain.

Yours very truly,  
(Signed) M. J. Greenman

筆者仮訳 在米日本大使館一等書記官宛  
ウイスター研究所長  
1923年9月20日付書簡写

乙号 公第七三二号附属物  
写

ウイスター解剖学・生物学研究所  
フィラデルフィア

1923年9月20日

書記官 T・タケトミ閣下  
日本大使館  
ワシントンD.C.

敬愛する貴官：

昨日、日本の文部省より東北帝国大学の畑井博士が研究を継続するためウイスター研究所で1年のうち4か月間を過ごすことが認められたご書簡を拝受して、旅費と生活費のすべてをウイスター研究所がお支払いすることと4か月の休暇の一部として渡航日数も含むことも承知しました。

文部省のご配慮に謝意を表し、私とウイスター研究所理事会からも感謝申し上げます。

それとともに数日前の惨事<sup>97</sup>に遭われた日本人の方々へ心よりのお見舞いと埴原大使へ敬意を表します。

敬具  
(署名) M・J・グリーンマン

<sup>97</sup> この書簡の日付から19日さかのぼること1923年9月1日午前11時58分、相模湾を震源とするマグニチュード7.9の関東大震災が発生した。死者9万9331人、負傷者10万3733人、行方不明者4万3476人、全半壊家屋合わせて25万4499戸、焼失家屋44万7128戸、罹災者340万人という甚大な被害——「惨事」——だった。『国史大辞典』、吉川弘文館、1979年～1997年。

関連資料 4 文部次官宛外務次官  
1923年11月3日付公信案

欧三普通第二五八号 大正十二年十一月三日付  
受信人名 赤司文部次官 発信人名 松平次官  
件名 「ウキスター」研究所ニ於ケル畑井教授ノ  
研究事業ニ関スル件

本件ニ関シ本年八月七日付官専第二三七号ヲ以テ  
御回答ノ趣早速在米埴原大使へ移牒ノ上同大使ヨリ  
「ウキスター」研究所へ回答致置候処別紙写ノ通申  
越候旨報告有之候ニ付右茲ニ及御送付候右ニテ委細  
御了知相成度此段申進候也

(別紙大正十二年九月二十二日在米埴原大使来信  
同第七三二号附属乙号写作成ノ上添付ノ事)

熊坂 大佑プロフィール KUMASAKA, Daisuke

1994年生まれ。  
東北学院大学文学部歴史学科卒業。  
2016年東北学院史資料センター嘱託職員。

## 『東北学院時報』に見る幻の『五十年史』

東北学院史資料センター客員研究員

星 洋和

## はじめに

2017（平成29）年、東北学院は創立130年記念事業の一環として、『東北学院の歴史』を刊行した<sup>1</sup>。東北学院では、これまでも学校史として1959（昭和34）年に『東北学院七十年史』<sup>2</sup>を、1989（平成元）年には『東北学院百年史』<sup>3</sup>を刊行しているが、この他にも未刊で終わった学校史の一つに、『五十年史』がある<sup>4</sup>。『五十年史』は1936（昭和11）年の創立50周年記念事業に関連して計画されたが、未刊に終わってしまった。そのためか、『東北学院七十年史』や『東北学院百年史』でも、『五十年史』については、わずかに触れられているのみである。

筆者は『五十年史』の存在を、東北学院における学校史編さんの歴史を考える上で、重要な計画であったと考える。特に、本稿で述べていくように、『五十年史』の編さんには、同窓会と、その会誌である『東北学院時報』（以下、『時報』と表記）が大きな役割を果たしていた。本稿では、『五十年史』編さん事業の過程を『時報』の記事から追い、その編さん方法と特徴を明らかにしたい。

なお、『五十年史』は未刊のために正式な名称は不明であるが、本稿では資料からの引用を除いて、便宜上『五十年史』と表記した。また、資料の翻刻にあたり一部の漢字を旧字体から常用漢字に修正した。

## 1 五十年史編纂計画の始動

1933（昭和8）年4月1日付の『時報』第106号の記事「母校創立五十年記念会」によれば、昨秋、すなわち1932（昭和7）年の秋の同窓会総会の時点ですでに記念事業の準備について議論が行われていた。そして、1933年5月27日に中学部で開催された第二回評議員会において、五十周年記念委員会に提出すべき原案の一つとして「母校史の編纂に対する協力」が承認された<sup>5</sup>。

1933年8月5日に松島ホテルで行われた母校創立記念準備委員会の協議会では、同窓会として様々なイベント・事業を開催・実行することが決議された。決議案は大きく分けて、集会の部（講演会・祝賀会の開催など）、事業の部（各イベントへの同窓生の勧誘・記念会の諸経費の募集方法など）、その他（各支部からの提案）の三つであった。このうち事業の部の項で先頭に掲げられたのが「母校史編纂に対する協力の件」であった。そこには、母校史（『五十年史』）編さんにあたって同窓会代表委員長、すなわち責任者として金矢武吉を委嘱すること、本部からの依頼を各支部は適宜処置すること、小委員委任の権限を委員長に賦与することが記述されている。また、集会の部の項に挙げられている祝賀会の項には、参加者への記念品の一つとして「母校五十年史」を頒布することが記されている。

このように、『五十年史』の編さん・刊行計画は同窓会本部が中心となって動き出した。特に1933年8月の協議会では、『五十年史』編さんの責任者や、祝賀会で『五十年史』を頒布することなどが決議され、これらのことが『時報』を通して多くの東北学院関係者に通知された。かくして、1936（昭和11）年5月の創立50周年に向けて、『五十年史』の編さんが始動することとなる。

<sup>1</sup> 「TG Grand Vision 150（東北学院中長期計画）及び第I期中期計画（2016～2020年）」の8ページに、学校法人東北学院の教育・研究の施策の一つとして、『東北学院の歴史』の発行と活用が掲げられている。

<sup>2</sup> 『東北学院七十年史』の発行母体は東北学院同窓会である。

<sup>3</sup> 1989年に刊行された『東北学院百年史』は、いわゆる通史にあたるものである。また、『東北学院百年史 資料篇』が1990（平成2）年、『東北学院百年史 各論篇』が1991（平成3）年に刊行されている。

<sup>4</sup> 本稿で取り上げる『五十年史』の他に、『九十年史』の編さん計画もあった。『東北学院百年史』によれば、『九十年史』は、編集方針が不明確なこともあって未刊に終わってしまったという。（東北学院百年史編集委員会編、1989、1037ページ）

<sup>5</sup> 1933年7月1日付『時報』第107号「第二回評議員会」

## 2. 編輯部の設置と資料収集

1933（昭和8）年8月の協議会において、『五十年史』編さんの代表委員長に任命されたのが、金矢武吉であった。しかし、金矢は協議会から3ヶ月後の11月1日に急死する。ここでは、1933年11月30日付『時報』第109号に掲載された、金矢の訃報を伝える記事から、彼の経歴を一部紹介する。

金矢は1899（明治32年）に学院の普通科に入学し、1904（明治37年）に最優等の成績で普通科を卒業して直ちに文科に入学した。1907（明治40年）、金矢は文科を卒業すると、東北学院神学部の英語教師となった。金矢は一時期東北学院を離れたが、1921（大正10）年10月に再び中学部に復帰し、専門部の教授も兼職した。その後、金矢は東北帝国大学に入学し、博士号を取得する。そして、1927年（昭和2）年に東北学院を辞職し、その後は宮城県女子専門学校、師範学校、第二高等学校などで英語を教えた。

金矢の経歴を見る限り、彼の専攻は英語であり、歴史の専門家というわけではなかった。何故、彼が『五十年史』編さんの責任者に任命されたかは不明だが、彼が東北学院に入学した1899年時点では創立者である押川方義もW・E・ホーイもまだ、東北学院に在職しており、金矢が草創期の東北学院の様子を知る者であったことは確かである<sup>6</sup>。

1934（昭和9）年には、同窓会本部の事務室内に五十年史編輯部が設けられていたことが『時報』から確認できる。その中には、後に第4代院長となる出村剛もいた。編輯部では『五十年史』編さんに当たって資料の収集を行っており、1934（昭和9）年5月10日付『時報』第111号では、同窓生に次のような呼びかけを行っている。

…何卒同窓各位に於かせられても此の挙に御協力を賜はらん事をお願い致します。就きましては同史（『五十年史』、筆者註）編輯の資料となる可き文書（雑誌、書籍、手紙）及び写真等お持ちの方は御貸し下さるやう御願申し上げます。

宛名 仙台市東二番丁、東北学院中学部同窓会事務室内、五十年史編輯部、出村剛<sup>7</sup>

同記事は、『時報』第111号の一面に掲載されたものである（写真1）。この記事では、『五十年史』編さんのために、雑誌・書籍・手紙といった文書類や写真などを貸し出してくれるよう、同窓生に呼びかけている。翌年の7月1日付『時報』第120号になると、同窓生に対して資料の寄贈も呼びかけるようになる。

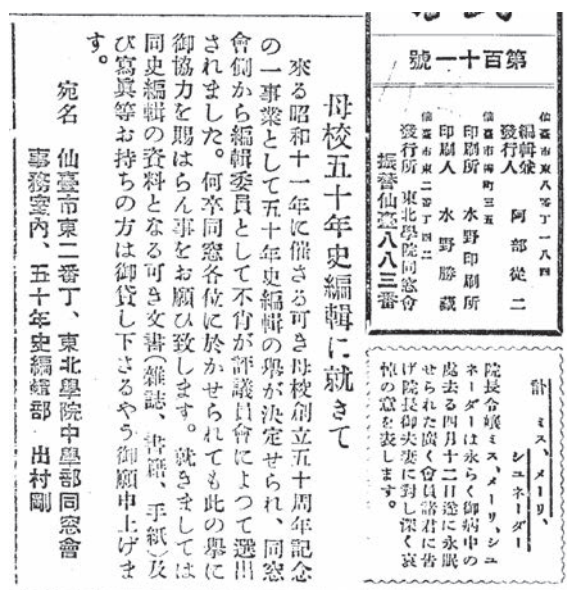


写真1 『五十年史』編さんのために資料の提供を呼びかける記事  
1934（昭和8）年5月10日付『東北学院時報』第111号「母校五十年史編輯に就きて」

…五十年史の編纂すでに着手中で大綱も成り目下材料蒐集中である。参考になるものがありましたら何卒御貸し下さるなり、又御贈与下さる様願ひます。<sup>8</sup>

上記の呼びかけは、三品鼎<sup>9</sup>による創立五十年念事業計画の進捗についての報告の一部である。「御贈与下さる様願ひます」とあるように、この頃の編

<sup>6</sup> ただし、ホーイは1899年10月に東北学院を辞職し、中国伝道へと向かっている。また、押川も大日本会議教育会の事業や北海道同志教育会の活動などで、1900年前後は学外での活動に力を入れていた時期であり、1901年4月には東北学院を辞職している。そのため、金矢自身が在学中に押川とホーイから、直接的に強い影響を受けた人物であったとは断言できない。

<sup>7</sup> 1934年5月10日付『時報』第111号「母校五十年史編輯に就きて」

<sup>8</sup> 1935年7月1日付『時報』第120号、「創立五十年祝賀会」

<sup>9</sup> 1890年～1979年。1913年に東北学院専門部文科を卒業し、東北学院で英語教師を勤めた。後に評議員、理事などを務め、1978年、名誉理事に推薦された。以上の経歴については、1979年12月15日付『時報』第358号の記事「本学院と歩まれた大先輩 三品鼎名誉理事逝去」を参照した。

輯部では、東北学院の歴史に関する資料のコレクション化も視野に入れていたことがうかがえる。また、「五十年史の編纂すでに着手中で大綱も成り」とあるように、すでに『五十年史』の作成に取り掛かっている状況であった。

### 3. 刊行計画の挫折

順調に編さんが進んでいたと思われる『五十年史』だったが、創立50周年記念式典の開催までに完成することはなかった。1937（昭和12）年5月1日付『時報』第131号の「会員名簿母校五十年史編纂について」という記事には、三品による同窓生への謝罪の言葉が掲載されている。

…昨年母校創立五十周年記念祭の際五十年史編纂の計画をたてた事は已に御承知の通りであります但其後種々な支障のため仕事を途中で進捗いたしかねて居りました。然し今年秋までには是非とも完成して御予約の方々の御手許まで差上げる筈でありますから何卒右御諒承御願申しあげます。

記事によれば、『五十年史』は「種々な支障」により、作業が途中で止まっている状態であったようである。1937年の秋までに「御予約の方々の御手許まで差上げる筈」という記述を信じるならば、この記事が書かれている時点で『五十年史』は完成に近い状態に仕上がっていたと思われる。しかし、結局『五十年史』が同窓生たちの手元に届く事は無かった。その理由については不明だが、この記事の二か月後には盧溝橋事件が勃発し、『時報』には戦争に関する記事が多く掲載されるようになる。そして、『時報』からは『五十年史』に関する記述は見られなくなるのである。

### 終わりに

以上、「時報」の記事から、『五十年史』編さん事業の過程について見てきた。『五十年史』編さんの計画は、1933（昭和8）年に同窓会から起案されたものであり、1936（昭和11）年の創立五十周年記念式典での祝賀会での頒布を目標に、編さんが進められた。その後、『五十年史』編さんのための編集部が同窓会本部内に立ち上げられ、『時報』を通じて同窓生たちに『五十年史』編さんのための資料の貸し出し・寄贈を呼びかけるようになった。しかし、『五十年史』の編さんは進められたものの、「種々な

支障」によりそれが滞り、結局未刊となってしまった。未刊の理由も、明確なことは不明である。

『五十年史』編さん事業の特徴は、責任者の任命や編集部の立ち上げに見られるような編さん体制の整備と、『時報』を用いて資料の収集を図った点にある。特に後者は、『五十年史』編さんのために資料を借用する計画から、資料の寄贈も視野に入れた計画へと変化しており、同窓会が東北学院の歴史に関する資料のコレクション化を図っていたことが分かる。また、『時報』を用いて資料の収集を呼びかける方法は、現在の東北学院史資料センターにおける収集活動の先駆けとしても位置付けることができるだろう。

さて、『五十年史』は未刊に終わったこともあって、その編集方針や内容を知ることはできない。そのため、同窓会が母校の創立50周年という節目を迎えるにあたり、学校の歴史をどのように認識していたのかは分からない。しかし、その歴史観を解く上で参考になるとと思われる事業がある。それは、創立



写真2 記念展覧会の展示資料と思われる写真  
写真の裏には、展示番号と思われる紙が貼りつけられている。



50年記念式典で行われた記念展覧会である。1936（昭和11）年7月1日付「時報」第126号の「記念展覧会」という記事によれば、記念展覧会の第一部では校史関係資料の展示が行われ、その展示資料の中には寄贈されたものもあったようである。記念展覧会は、同窓会が主体ではなく東北学院が主体となっ  
て行われた事業であるが、東北学院中学部に同窓会の事務室が置かれていたことを考えると、同窓会に寄贈された資料が展示された可能性は十分に有り得る。また、この記念展覧会に出品されたと思われる資料が、史資料センターにはいくつか保存されている（写真2）。今後は、創立五十周年記念事業の全容と、史資料センターに保存されている資料の調査、そして、当時の日本国内や東北学院の状況との関わりなどから、1936年当時の東北学院における自校の歴史観について考察を進めていきたい。

#### 参考文献

東北学院百年史編集委員会編『東北学院百年史』、  
学校法人東北学院、1989年  
花輪庄三郎編『東北学院七十年史』、  
東北学院同窓会、1959年

#### 参考資料

学校法人東北学院企画委員会「TG Grand Vision  
150（東北学院中長期計画）及び第I期中期計画  
（2016～2020年）」、学校法人東北学院、2016年

#### 参考サイト

学校法人東北学院webページ「東北学院時報」  
（<http://jihou.tohoku-gakuin.jp/>）  
2019年1月19日閲覧。

星 洋和プロフィール

HOSHI, Hirokazu

1989年生まれ。  
東北学院大学文学部歴史学科卒業。  
東北学院大学文学研究科アジア文化史専攻博士前期課程修了。

# 2018年度公開シンポジウム① 「戦後平和主義と鈴木義男」開催

日時：2018(平成30)年9月29日(土)13時～  
会場：土樋キャンパス 押川記念ホール  
参加者：約130名

昨年に引き続き、東北学院普通科（現在の中学校・高等学校）出身で、第6代理事長を務めた「鈴木義男」をテーマとしたシンポジウムを開催した。これで鈴木義男をテーマとした当センターの講演会・シンポジウムは4回目を数える。

鈴木義男は日本国憲法第9条に「平和」の文言を入れるにあたり多大なる影響を与えた人物であるが、今回は鈴木義男を多角的に捉えようという試みで、3名の講師からそれぞれの視点で鈴木義男について講話いただいた。

学校法人東北学院 東北学院史資料センター主催 2018年度公開シンポジウム

## 戦後平和主義と 鈴木義男

2018年9月29日(土) 13:00～16:00 申込不要・入場無料  
東北学院大学 土樋キャンパスB号館5階 押川記念ホール

東北学院史資料センターでは、これまで3回にわたってシンポジウム・講演会を開催し、本学の卒業生でもある鈴木義男の生涯や平和思想などを紹介し、日本国憲法の制定にあたって鈴木が果たした役割の大きさを明確にしました。これに続く今回のシンポジウムでは、「戦後平和主義と鈴木義男」というテーマに沿って、三氏からお話ししていただきます。

**第1部**  
報告①  
「『平和国家』はこうして生まれた」  
講師 塩田 純  
(NHKエグゼクティブプロデューサー)  
報告②  
「日本社会党史における鈴木義男」  
講師 岡田 一郎  
(日本大学講師)  
報告③  
「米軍資料に見る仙台占領と鈴木義男」  
講師 松谷 基和  
(本学教養学部助教 東北学院史資料センター調査研究員)

**第2部 パネルディスカッション**  
司会 齋藤 誠  
(本学法文学部教授 東北学院史資料センター調査研究員)  
パネリスト 塩田 純、岡田 一郎、松谷 基和

主催：学校法人東北学院 東北学院史資料センター TEL.022-264-6538  
共催：東北学院大学研究プランディング事業



塩田 純



岡田 一郎



松谷 基和

## 2018年度公開シンポジウム② 「戦時下の東北学院を語る」開催

日 時：2018(平成30)年12月1日(土)13時～  
会 場：土樋キャンパス ホーイ記念館ホール  
参加者：約200名

戦後70年を経過し、当時のことを知る人も少なくなってきた。後世にその当時のことを残していくことも当センターの重要な使命であるとの考えのもと、戦時下の東北学院の様子がどんなものであったかを知るお二人から貴重な体験談をいただいた。当時実際に見聞きしたお二人のお話は、どんな書物にも劣らない説得力のあるものとなった。

学校法人東北学院 東北学院史料センター主催2018年度公開シンポジウム

### 戦時下の東北学院を語る

2018年12月1日(土) 13:00~16:00 申込不要 入場無料

東北学院大学土樋キャンパス ホーイ記念館 地階ホール

1941年12月に始まった太平洋戦争は、東北学院にとって、かつてない苦難と試練をもたらす。高等学部礼拝堂のスタンドグラスは重い爆撃されて目の丸が壊れられ、中部正置玄関の「LIFE LIGHT LOVE」の建学の標語も「自持りな未来標語」と指摘されて、自主的に塗りつぶさざるを得なくなった。そして、東北学院はその存在を固めるために、東北学院鉄道工業専門学校設置という選択を強いられることになった。この時期に「東院少年」として志願を遂げたお二人を講師に迎える。戦時下の東北学院を見聞きしたお二人から、今語り継いでいきたいこと、今だから伝えることを語っていただく。

講師 出村 彰 (本学名誉教授 学校法人土樋学院名誉理事長)

講師 志子田 光雄 (本学名誉教授)

主催：学校法人東北学院 東北学院史料センター  
TEL.022-264-6538  
E-mail.archive@mail.tohoku-gakuin.ac.jp  
共催：東北学院大学研究フロンティア事業




出村 彰



志子田 光雄



# 受贈資料一覽

2018年3月～2019年2月

日付	寄贈者	受贈資料
2018.3.13	東北学院大学地域共生推進機構	東北学院大学地域共生推進機構連続講座 震災と文学 講義録
2018.3.29	一般社団法人女子美術大学同窓会	女子美術大学同窓会設立100周年記念 会報誌からたどる100年の歩み
2018.4.3	九州産業大学美術館	平成29年度 文化庁「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」実施報告書
2018.4.17	関西大学	KANSAI UNIV. CAMPUS GUIDE MAP
2018.4.17	近代仙台研究会	第3回発表会報告集
2018.5.14	愛知大学東亜同文書院大学記念センター	愛知大学記念館 東亜同文書院の45年 愛知大学の70年
2018.5.21	東北学院大学研究ブランディング事業推進室	ラーハウザー記念東北学院礼拝堂ステンドグラス修復の記録 修復作業 平成29年8月1日～ 完成取付け 平成30年3月2日
2018.5.28	青山学院女子短期大学	青山学院女子短期大学 六十五年史一資料編
2018.5.28	女子美術大学歴史資料室	女子美術大学と衣服教育 その歴史と現在
2018.6.15	法政大学	「法政大学と学徒出陣」事業報告書（下）第一分冊 学徒出陣証言集
2018.6.15	法政大学	「法政大学と学徒出陣」事業報告書（下）第二分冊 学徒出陣証言集
2018.6.29	日本キリスト教団酒田教会	日本キリスト教団酒田教会 創立一二〇年記念文集
2018.7.17	関西大学博物館	ポスターでたどる戦前の新劇
2018.8.3	相馬市教育委員会	相馬市史 第7巻 資料編Ⅳ 近代・現代
2018.10.1	帝京大学総合博物館	帝京大学総合博物館企画展 帝京大学医真菌学研究センター 創設35周年記念 「カビ展」—医真菌学研究への誘い—
2018.10.15	立教学院史資料センター	咲くはわが身のつとめなり 香蘭女学校130年のあゆみ
2018.10.15	東北学院大学研究ブランディング事業推進室	福音とは何か—聖書の福音から福音主義へ
2018.10.26	神奈川大学資料編纂室	神奈川大学人物誌 横浜専門学校編 — 神奈川大学創立90周年記念
2018.11.9	関西学院大学博物館	美術と文芸 — 関西学院が生んだ作家たち I —
2018.11.9	宮城学院資料室	宮城学院最近10年史 2007—2016
2018.11.9	わだつみのこえ記念館	2018年企画展「戦没学生と文芸」図録
2018.12.27	成城学園教育研究所	成城学園百周年記念シンポジウム 「成城小学校と大正新教育—その理念の継承・発展と実践—」の記録
2018.12.27	淑徳大学アーカイブズ	平成三〇年度淑徳大学アーカイブズ特別展 展示録 夢の力 — 歴史・仏教から福祉へ —
2018.12.27	立教学院展示館	立教池袋キャンパス100周年記念事業 立教学院展示館第5回企画展 歴史の舞台、池袋キャンパス — 『池袋の立教』その100年 —
2018.12.27	日本大学企画広報部広報課	日本大学学徒兵調査報告書
2019.1.29	齋藤誠	祖父 三輪寿壯 — 大衆と歩んだ信念の政治家
2019.1.29	青村光夫	特別企画展 田中正造とその時代 — 天皇直訴一〇〇周年 —
2019.2.22	東海大学学園史資料センター	東海大学七十五年史 通史篇
2019.2.22	東海大学学園史資料センター	東海大学七十五年史 部局篇
2019.2.27	近代仙台研究会	第4回発表会報告集

※他逐次刊行物類多数をご寄贈いただきました。感謝申し上げます。

## 東北学院の沿革

年 代	歴代役職者	事 項
1886(明治19)年		W.E.ホーイ仙台着任(1月)。押川方義、W.E.ホーイ兩名により、キリスト教伝道者養成の目的をもって仙台市木町通に「仙台神学校」開設(5月)。教師2名、生徒6名で始まった。E.R.プルボー、M.B.オールドが来日(7月)、宮城女学校を創立(9月)。
1887(明治20)年		東二番丁の本願寺別院跡を取得し、仙台教会と仙台神学校を移転(5月)。
1888(明治21)年		D.B.シュネーダー夫妻仙台着任(1月)。オールド記念館落成(11月)。
1891(明治24)年		南町通りに仙台神学校校舎が完成(9月)。校名を「東北学院」と改称し、神学生のみならず、広く生徒を募集し、普通科を設置。予科2年・本科4年・神学部3年とする。
1892(明治25)年	押川方義	労働会創設(3月)。東北学院理事局を組織、初代院長に押川方義、副院長・理事局長にホーイ就任(8月)。東北学院開院式を挙行(11月)。
1895(明治28)年		予科・本科を改組し、普通科5年、その上に専修部(文科・理科)2年を設置。
1896(明治29)年	W.E.ホーイ	島崎春樹(藤村)、作文・英語教師として着任。
1898(明治31)年		理科専修部を廃止。
1900(明治33)年		第2代理事局長にD.B.シュネーダー就任(10月)。
1901(明治34)年	D.B.シュネーダー	第2代院長にD.B.シュネーダー就任。普通科長に笹尾糸太郎就任(4月)。普通科に制帽を制定。徽章TG章制定。
1903(明治36)年		東北学院同窓会結成。
1904(明治37)年		全校を普通科(5年)と専門学校令による専門科(3年)とに分け、専門科に文学部と神学部とを置く。専門科長に出村悌三郎就任(4月)。
1905(明治38)年	笹尾糸太郎	専門科を専門部、文学部を文科、神学部を神学科と改称。東二番丁に普通科校舎完成。専門部に角帽を制定。徽章は全校TG章を用いる。普通科長に田中四郎就任(9月)。
1906(明治39)年		普通科寄宿舎完成。
1908(明治41)年	田中四郎	「社団法人東北学院」設置。創立記念日を5月15日に定める。同窓会会報第1号発行。
1910(明治43)年		校旗制定。
1911(明治44)年		創立25周年記念式典挙行。
1915(大正4)年		普通科を中学部と改称(5月・生徒数357名)。中学部長は田中四郎。
1916(大正5)年		『東北学院時報』創刊(1月)。南六軒丁(現大学土樋キャンパス)に専門部校地取得。
1918(大正7)年		専門部を改組、神学科・文科・師範科・商科とする。
1919(大正8)年		仙台大火のため中学部校舎・寄宿舎全焼(3月)。仮校舎建築(9月)。
1920(大正9)年		中学部長に五十嵐正就任(1月)。
1921(大正10)年	五十嵐正	中学部寄宿舎再建(9月)。



年 代	歴代役職者	事 項
1922(大正11)年		<p>中学部校舎再建(東二番丁・通称赤レンガ校舎)(6月)。</p> 
1923(大正12)年		<p>東北学院教会設立(5月)。</p>
1925(大正14)年		<p>神学科を専門部より分離し、神学部(第1科・第2科)とする。専門部は文科、師範科、商科となる。</p>
1926(大正15)年		<p>南六軒丁に専門部校舎完成(現大学本館)、9月より使用。創立40周年記念式ならびに専門部校舎落成式を挙(10月)。</p> 
1928(昭和3)年		<p>専門部3科とも予科を廃止、4年制とする。ハウスキーパー記念社交館完成(3月)。</p>
1929(昭和4)年		<p>専門部を高等学部と改称。神学部第2科を廃止、第1科を神学部本科と改称し、3年の予科を置く。「財団法人東北学院」と改組(8月)。</p>
1930(昭和5)年		<p>高等学部師範科に専攻科1年を置く。</p>
1932(昭和7)年	 <p>出村悌三郎</p>	<p>高等学部は3学期制を2学期制に改める。ラーハウザー記念東北学院礼拝堂完成(3月)。労働会寄宿舎を廃止。中学部寄宿舎を廃止し、神学部寄宿舎をその跡に移す。</p> 
1933(昭和8)年		<p>高等学部制帽を角帽より丸帽に改める。</p>
1934(昭和9)年	 <p>E.H.ゾーグ</p>	<p>神学部、南六軒丁ブラッドショウ館に移る。</p>
1936(昭和11)年	 <p>田口泰輔</p>	<p>高等学部文科を文科第一部、師範科を文科第二部と改称。創立50周年記念式典を挙(5月)。院長シュネーダー、「我は福音を恥とせず」と題する説教を行う。第3代院長に出村悌三郎就任(5月)。旧労働会建物および敷地を売却。第3代理事長にE.H.ゾーグ就任(6月)。</p> 
1937(昭和12)年		<p>神学部廃止、日本神学校と合同(3月)。高等学部は3年制となる。高等学部長にゾーグ就任(4月)。</p>
1938(昭和13)年		<p>中学部長に田口泰輔就任(4月)。</p>
1939(昭和14)年		<p>中学部長に出村剛就任(4月)。</p>
1940(昭和15)年	 <p>小泉要太郎</p>	<p>南町通り旧神学部校舎および敷地を売却。東北学院維持会を組織。花淵浜高山に修養道場建築用地を取得。第4代理事長に出村悌三郎就任(10月)。</p>
1941(昭和16)年		<p>高等学部長に出村剛、中学部長に小泉要太郎就任(4月)。</p>
1942(昭和17)年	 <p>宮城音五郎</p>	<p>高等学部商科第二部および中学部第二部を設置(ともに夜間)。</p>
1943(昭和18)年		<p>高等学部商科を高等商業部、中学部を東北学院中学校と改称。中学校長に出村悌三郎院長が兼務(4月)。</p>
1944(昭和19)年	 <p>杉山元治郎</p>	<p>航空工業専門学校設置。航空工業専門学校長に宮城音五郎就任(4月)。第5代理事長に杉山元治郎就任(6月)。</p>
1945(昭和20)年		<p>中学校長に出村剛就任(4月)。航空工業専門学校を工業専門学校と改称(12月)。中学校校舎空襲により焼失。</p>

年 代	歴代役職者	事 項
1946(昭和21)年		高等商業部および同第二部を廃止（3月）。東北学院専門学校（英文科・経済科）および同第二部を設置。第4代院長に出村剛就任。中学校長に月浦利雄就任（4月）。専門学校長に出村剛就任（4月）。
1947(昭和22)年	出村剛	工業専門学校廃止。新制中学校設置。専門学校校舎木造2階建4教室増築完成。第6代理事長に鈴木義男就任（7月）。
1948(昭和23)年		新制高等学校、同第二部を設置。月浦利雄同高等学校校長ならびに中学校長兼任（4月）。専門学校長に小田忠夫就任（4月）。
1949(昭和24)年	月浦利雄	東北学院専門学校から新制大学に昇格。東北学院大学文経学部（4年制、英文学科・経済学科）を設置。小田忠夫初代学長に就任。東九番丁寄宿舎完成。
1950(昭和25)年		専門学校二部を東北学院短期大学部（2年制、英文科・経済科）と改称。第5代院長にA.E.アンケニー就任（3月）。
1951(昭和26)年	鈴木義男	「学校法人東北学院」と改組。専門学校を廃止。短大別科を設置。第6代院長に小田忠夫就任。中高理科教室鉄筋コンクリート3階建完成。
1952(昭和27)年	鈴木義男	短期大学部に法科を設置。
1953(昭和28)年		中学高等学校分離、中学校長に五十嵐正躬就任（4月）。総合運動場を多賀城市に開設。シュネーダー記念東北学院図書館完成（10月）。
1954(昭和29)年	A. E. アンケニー	多賀城第2寄宿舎完成。
1955(昭和30)年		創立70年記念式典挙行。中学校校舎鉄筋コンクリート造3階建9教室完成。『東北学院創立七十年写真誌』を刊行（5月）。在米同窓生、創立70年記念として鐘を寄贈（12月）。蔵王にTGヒュッテ「栄光」完成。
1956(昭和31)年	小田忠夫	中学・高等学校体育館完成（3月）。W.E.ホーイ碑、出村悌三郎墓を北山墓地に建立（4月）。大学音楽館完成（10月）。
1958(昭和33)年		中学校赤レンガ校舎は都市計画により9教室を失う（4月）。中学・高等学校鉄筋コンクリート造4階建8教室完成（4月）。大学体育館「アセンブリー・ホール」完成（9月）。
1959(昭和34)年	五十嵐正躬	中学高等学校一本化、中学校長に月浦利雄高等学校長兼務（1月）。短期大学部を東北学院大学文経学部二部（英文学科・経済学科）に改組。高等学校榎ヶ岡校舎を開設。『東北学院七十年史』を刊行（7月）。大学研究棟鉄筋コンクリート造4階建完成（9月）。自然科学研究室青根分室を開設（10月）。
1960(昭和35)年		短期大学部を廃止（3月）。
1961(昭和36)年		文経学部英文学科に専攻科を設置。
1962(昭和37)年		多賀城町（現多賀城市）に東北学院大学工学部（機械工学科、電気工学科、応用物理学科）を設置。同校地に東北学院幼稚園を開設。初代幼稚園長に小田忠夫院長が就任（4月）。
1963(昭和38)年		押川記念館完成（2月）。工学部寄宿舎開設。大学オーディオ・ビジュアルセンター完成。野間記念剣道場完成（7月）。第7代理事長に杉山元治郎就任（9月）。
1964(昭和39)年		東北学院大学文経学部一部・二部を文学部一部・同二部および経済学部一部・同二部に改組。大学院文学研究科英語英文学専攻修士課程を設置。大学64年館完成（10月）。第8代理事長に山根篤就任（11月）。
1965(昭和40)年	山根篤	東北学院大学法学部（法律学科）および大学院経済学研究科財政金融学専攻修士課



年 代	歴代役職者	事 項
1966(昭和41)年		程を設置。宮城郡泉町市名坂字天神沢(現仙台市泉区天神沢)に10万坪の校地を取得(5月)。同窓会にTG十五日会発足(7月15日)。工学部4号館完成(10月)。中学校新校舎、中高礼拝堂完成(11月)。大学土樋寄宿舎完成。
1967(昭和42)年		大学院文学研究科英語英文学専攻博士課程、工学研究科応用物理学専攻修士課程を設置。創立80周年記念式典挙行。大学66年館完成(6月)。大学泉寄宿舎完成。青根セミナーハウス完成。
1968(昭和43)年		工学部に土木工学科を増設。中学・高等学校運動部室完成(3月)。大学院経済学研究科財政金融学専攻修士課程を経済学研究科経済学専攻修士課程に改組。大学67年館完成(5月)。中学・高等学校向山寄宿舎開設。
1969(昭和44)年		大学院経済学研究科経済学専攻博士課程、工学研究科応用物理学専攻博士課程を設置。工学部5号館・6号館完成(3月)。中学・高等学校弓道場完成(3月)。大学新研究棟68年館完成(8月)。『東北学院大学学報』第1号創刊(10月)。
1970(昭和45)年		工学部旭ヶ丘寄宿舎開設。第9代理事長に月浦利雄就任(4月)。
1971(昭和46)年		工学部校地に東北学院プール完成。
1972(昭和47)年	 二関敬	大学院工学研究科機械工学専攻修士課程、電気工学専攻修士課程を設置。倉石ヒュッテ完成。中学高等学校長に二関敬就任(9月)。榴ヶ岡高等学校長に五十嵐正躬就任(9月)。大学文団連棟焼失(9月)。
1973(昭和48)年		榴ヶ岡高等学校として独立(4月)。高山セミナーハウス完成(7月)。泉市市名坂(現仙台市泉区天神沢)に榴ヶ岡高等学校校舎が完成移転(8月)。榴ヶ岡高等学校体育館完成(12月)。
1974(昭和49)年		東北学院同窓会館完成(4月)。米国アーサイナス大学に第1回夏期留学生を派遣。中学・高等学校寄宿舎完成。幼稚園長に渡辺平八郎就任(7月)。
1975(昭和50)年		大学院工学研究科機械工学専攻博士課程および電気工学専攻博士課程設置。第10代理事長に小田忠夫就任(3月)。
1976(昭和51)年	 田口誠一	大学院法学研究科法律学専攻修士課程設置。大学67年館増築完成(6月)。
1977(昭和52)年		<b>創立90周年記念式典挙行。</b>
1978(昭和53)年	 清水浩三	中学・高等学校長に田口誠一就任(4月)。榴ヶ岡高等学校長に小田忠夫院長兼任(4月)。
1979(昭和54)年		大学90周年記念館完成(2月)。榴ヶ岡高等学校長に清水浩三就任(4月)。中学・高等学校赤レンガ校舎、宮城県沖地震のため一部倒壊(6月)。TGヒュッテ焼失(8月)。ラーハウザー記念東北学院礼拝堂(土樋キャンパス礼拝堂)に新パイプオルガンを設置(11月)。
1980(昭和55)年		大学院法学研究科法律学専攻博士後期課程を設置。工学部計算センター完成(3月)。中学・高等学校赤レンガ校舎見送り式(3月)。大学78年館および部室棟完成(9月)。蔵王TGヒュッテ再建(10月)。東北学院展開催(十字屋仙台店・10月)。
1981(昭和56)年		中学・高等学校シュネーダー記念館完成(3月)。工学部機械工場および機械実験棟完成(3月)。榴ヶ岡高等学校礼拝堂および北校舎完成(8月)。泉校地総合運動場および管理センター完成(9月)。中学・高等学校文化部室完成(9月)。
1982(昭和57)年	 情野鉄雄	大学81年館完成(3月)。『東北学院報』発刊(『東北学院大学学報』を改称)(4月)。情報処理センター設置。総合運動場プール完成(5月)。榴ヶ岡高等学校第1回海外研修(8月)。工学部体育館完成(10月)。
1982(昭和57)年		米国アーサイナス大学と国際教育交流協定を締結。第7代院長・第2代大学長に <b>情野鉄雄就任(4月)</b> 。第11代理事長に児玉省三就任(4月)。図書館工学部分館完成(11月)。



年 代	歴代役職者	事 項
1983(昭和58)年		高等学校第二部廃止（3月）。榴ヶ岡高等学校校舎増築完成（3月）。工学部礼拝堂完成（10月）。
1984(昭和59)年		新シュネーダー記念図書館完成。高等学校第1回海外研修（7月）。
1985(昭和60)年	児玉省三	大学整備計画案（教養学部泉校地移転など）公表（1月）。旧シュネーダー記念東北学院図書館を大学院校舎に改装（11月）。 <b>幼稚園新園舎完成（12月）。</b>
1986(昭和61)年		<b>創立100周年記念式典挙行。</b> 米国フランクリン・アンド・マーシャル大学と国際教育交流協定を締結。榴ヶ岡高等学校北校舎増築完成（3月）。
1987(昭和62)年	宗方司	中学・高等学校長に宗方司就任（4月）。榴ヶ岡高等学校長に半澤義巳就任（4月）。中学・高等学校体育館武道館完成（12月）。
1988(昭和63)年		<b>大学泉キャンパス完成、大学教養部を移転。</b> 榴ヶ岡高等学校礼拝堂増築完成（3月）。幼稚園長に橋本清就任（4月）。
1989(平成元年)	半澤義巳	<b>泉キャンパスに教養学部（教養学科人間科学専攻・言語科学専攻・情報科学専攻）を設置。</b> 幼稚園長に新妻卓逸就任（4月）。『東北学院百年史』発刊（5月）。
1990(平成2)年		大学院工学研究科土木工学専攻修士課程を設置。
1991(平成3)年	武藤俊男	多賀城キャンパス1号館完成（3月）。榴ヶ岡高等学校部室棟完成（3月）。中学・高等学校長に武藤俊男就任（4月）。中学・高等学校社会科教室完成（7月）。
1992(平成4)年		大学院工学研究科土木工学専攻博士後期課程を設置。榴ヶ岡高等学校柔道・剣道場および校舎増築完成（4月）。第12代理事長に情野鉄雄就任（6月）。法学政治学研究所を設置。
1993(平成5)年	倉松功	工学部2号館完成。中学・高等学校移転決定（3月）。
1994(平成6)年		大学院人間情報学研究科人間情報学専攻修士課程を設置。
1995(平成7)年	脇田睦生	榴ヶ岡高等学校を男女共学制に移行。 <b>第8代院長に田口誠一就任。第3代大学長に倉松功就任（4月）。</b> 人間情報学研究所を設置。
1996(平成8)年		大学院人間情報学研究科人間情報学専攻博士後期課程を設置。榴ヶ岡高等学校家庭科実習棟完成（2月）。榴ヶ岡高等学校長に脇田睦生就任（4月）。榴ヶ岡高等学校第1回ホームカミングデー実施（9月）。
1997(平成9)年	出原莊三	大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻修士課程、アジア文化史専攻修士課程を設置。工学部運動場等新設。
1998(平成10)年		幼稚園長を田口誠一院長が兼務（4月）。高山セミナーハウス閉鎖。
1999(平成11)年	杉本勇	大学院文学研究科ヨーロッパ文化史専攻博士後期課程、アジア文化史専攻博士後期課程を設置。 <b>大学設置50周年記念式典を挙行。</b> 青根セミナーハウス閉鎖。第13代理事長に田口誠一就任（4月）。
2000(平成12)年		文学部英文学科、経済学部経済学科と商学科に昼夜開講制を導入。文学部二部英文学科と経済学部二部経済学科は募集停止。幼稚園長に長谷川信夫就任（4月）。土樋キャンパス8号館（押川記念ホール）・体育館完成（9月）。大学第一回ホームカミングデー（同窓祭）開催。大学設置50周年記念事業（講演会・シンポジウム・シンボルマーク決定）を実施。仙台市宮城野区小鶴地区に中学・高等学校移転校地取得（3万1千坪）。



年 代	歴代役職者	事 項	
2001(平成13)年	 星宮望	文学部基督教学科をキリスト教学科に、経済学部商学科を経営学科に、教養学部教養学科言語科学専攻を言語文化専攻に改称（4月）。東北学院資料室開設（5月）。東北学院シーサイドハウス完成。	
2002(平成14)年	 星宮望	工学部機械工学科を機械創成工学科に、電気工学科を電気情報工学科に、応用物理学部物理情報工学科に、土木工学科を環境土木工学科にそれぞれ改称。大学院経済学研究科に経営学専攻修士課程を設置。中学・高等学校長に出原莊三就任。榴ヶ岡高等学校長に杉本勇就任（4月）。	
2003(平成15)年	 赤澤昭三	第14代理事長に赤澤昭三、 <b>第9代院長に倉松功就任（4月）</b> 。幼稚園長に長島慎二就任（4月）。東北学院同窓会100周年記念式典挙行（11月）。	
2004(平成16)年	 松本芳哉	法科大学院・総合研究棟完成（2月）。 <b>第4代大学長に星宮望就任（4月）</b> 。中学・高等学校長に松本芳哉就任（4月）。大学院法務研究科法実務専攻専門職学位課程（法科大学院）を設置（4月）。榴ヶ岡高等学校校舎増築（4月）。	
2005(平成17)年	 久能隆博	<b>中学・高等学校新校舎完成（仙台市宮城野区小鶴）（1月）</b> 。東北学院同窓会館閉館（3月）。文学部史学科を歴史学科に、教養学部教養学科人間科学専攻、言語文化専攻、情報科学専攻を教養学部人間科学科、言語文化学科、情報科学科に改組し、教養学部地域構想学科を新設（4月）。	
2006(平成18)年	 永井英司	工学基礎教育センター完成（3月）。工学部機械創成工学科を機械知能工学科に、物理情報工学科を電子工学科に、環境土木工学科を環境建設工学科に改称（4月）。榴ヶ岡高等学校長に久能隆博就任（4月）。 <b>創立120周年記念式典挙行（5月）</b> 。	
2007(平成19)年	 永井英司	中学・高等学校新寄宿舎完成。ハイテク・リサーチセンター完成（3月）。 <b>第10代院長に星宮望就任（4月）</b> 。中学校・高等学校長に永井英司就任（4月）。秋田オープンキャンパス開催（7月）。多賀城市と連携協定締結（11月）。	
2008(平成20)年	 平河内健治	第15代理事長に平河内健治就任（6月）。榴ヶ岡高等学校体育館・管理棟完成（9月）。教養学部創設20周年記念式典挙行・同窓会設立。	
2009(平成21)年	 平河内健治	経済学部経営学科を経営学部経営学科に改組、経済学部に共生社会経済学科を新設（4月）。大学院経営学研究科（修士課程）を設置（4月）。幼稚園長に平河内健治兼任（4月）。榴ヶ岡高等学校創立50周年記念式典挙行（11月）。東北学院大学博物館開設（11月）。	
2010(平成22)年	 湯本良次	バイオテクノロジー・リサーチ・コモン棟を開設（3月）。東北学院発祥の地に記念碑建立（10月）。	
2011(平成23)年	 湯本良次	中学校・高等学校跡地に記念碑建立（3月）。文学部キリスト教学科を文学部総合人文学科に改組（4月）。幼稚園長に佐々木勝彦就任（4月）。	
2012(平成24)年	 湯本良次	榴ヶ岡高等学校長に湯本良次就任（4月）。工学部設置50周年記念式典挙行（11月）。	
2013(平成25)年	 松本宣郎	<b>第5代大学長に松本宣郎就任（4月）</b> 。中学校・高等学校長に大橋邦一就任（4月）。幼稚園長に阿部正子就任（4月）。文学部史学科・歴史学科創設50周年記念式典挙行（11月）。	
2014(平成26)年	 松本宣郎	第16代理事長に松本宣郎就任（4月）。	
2015(平成27)年	 佐々木哲夫	<b>第11代院長に佐々木哲夫就任（4月）</b> 。法学部法律学科創設50周年記念式典挙行（5月）。	
2016(平成28)年	 佐々木哲夫	<b>ホーイ記念館完成（3月）</b> 。 <b>創立130周年記念式典挙行（5月）</b> 。東北学院旧宣教師館（デフォレスト館）が国の重要文化財に指定（7月）。	
2017(平成29)年	 佐々木哲夫	工学部電気情報工学科を電気電子工学科に改称し、情報基盤工学科を新設（4月）。『東北学院の歴史』刊行（10月）。	
2018(平成30)年	 佐々木哲夫	文学部に教育学科を新設（4月）。米国ランカスター神学校と国際交流協定締結（7月）。	



## 利用案内

東北学院史資料センターは、広く一般の方々にも開放しております。

### 開室時間

月～金 9:00～17:00

(土・日・祝祭日および大学の定める休業日は閉室)



## 学校法人 東北学院

発行日 2019 (平成31) 年3月1日  
編集 東北学院史資料センター年報編集委員会  
発行 学校法人 東北学院  
〒980-8511  
仙台市青葉区土樋一丁目3番1号  
TEL.022-264-6538 FAX.022-264-6478  
<http://www.tohoku-gakuin.jp/>  
印刷 株式会社 東北プリント

ISSN 2434 - 6314



#### 表紙の写真

### J.H.デフォレスト(左)と 東北学院旧宣教師館

東北学院旧宣教師館（デフォレスト館）は本来、1887（明治20）年に同志社系の宣教師住宅として建てられたもので、J.H.デフォレスト一家が長く居住した。戦後、シッブル宣教師一家が住んだことから長らく「シッブル館」とよばれたが、2012（平成24）年、「デフォレスト館」を正式名称とすることが決定した。そして2016（平成28）年、「東北学院旧宣教師館（デフォレスト館）」として国の重要文化財に指定された。デフォレストの写真は、そのデフォレスト館の書斎で撮影されたものである。

東北学院の学生・生徒や教職員を写した記念写真としては、ラーハウザー記念礼拝堂入口や中学部校舎玄関などとともにデフォレスト館前で撮影したものが多く残されている。